

3
特247
756

訂 改
報 德 淵 叢



始



特247
756

目次

第一章 報徳生活様式の創造 一

 第一、創造生活の必要 一

 第二、二宮先生の體驗と報徳生活様式 一

 第三、二宮先生の報徳生活體驗事例 二

第二章 現代に於ける報徳生活様式の必要 二〇

第三章 二宮先生の生活方法研究態度 二二

第四章 二宮先生の宇宙觀 二四

 第一、天道と悟道と人道 二四

 第二、多元的宇宙觀と一元的宇宙觀 二六

 第三、一元的宇宙觀の根據、全一體の輪廻と總一體 二八

第五章 二宮先生の人生觀 二九

 第一、世界開闢と人生文化の根源、皇國の精神 二九

 第二、一圓融合生活 三〇

第六章 教育に關する勅語の精神 三六

 第一、明治初年に於ける國民的信念の動搖と教育界の困惑 三六



第二章	教育に關する勅語の内容	四〇
第七章	報德精神	四〇
第一、	指導原理	四〇
第二、	徳の根元と報德	四一
第八章	報德生活の基本様式	五一
第一、	勤勞	五一
第二、	分度	五二
第三、	推讓	五三
第九章	報德仕法の實施様式	七一
第一、	救急	七一
第二、	復興	七二
第三、	開發	八二
第四、	永安	八四
第五、	組織	八八

報德淵叢

第一章 報德生活様式の創造

第一 創造生活の必要

- 一、一家の急厄
- 二、社會の衰弊
 - イ、民間の借財と生活の困憊
 - ロ、領主の財政難
 - ハ、士族の生活難

第二 二宮先生の體驗と報德生活様式

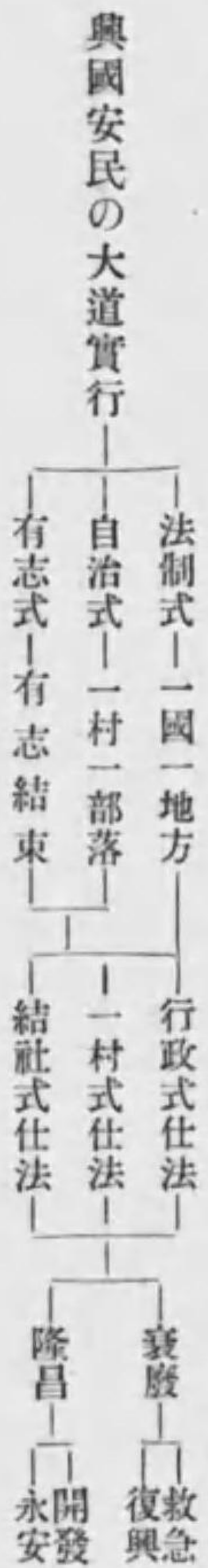
- イ、貧困脱却法の創造
- ロ、開發必成法の創造
- ハ、永安生活法の創造
- ニ、指導原理の把握
- ホ、報德仕法雛形の完成
- ヘ、六百餘ヶ町村の實績と記録壹萬卷
- ト、門人の實行功顯

第三 二宮先生の報徳生活體驗事例



ト、日光の仕法—仕法雛形の系統組立體驗—報徳生活樣式の完成

チ、相馬の仕法—仕法雛形の實施體驗—報徳生活の普遍化
 リ、各地の仕法—仕法中廢防止の體驗—永安法の創造



ス、報徳仕法の教訓—宮原宛書翰

態々以飛脚御紙翰被成下、如貴命甚寒之砌、各様御道中無御滯被成御歸宅、殊に御一統御捕、被成御精勤珍重不斜奉存候、隨て當方陣屋内、詰合之面々、無異繁勤救助之道相勵罷在候條、御安意可被下候、然ば去ル天保七申大凶荒飢饉に付、大磯宿打毀之砌、川崎氏家政取直趣法歎願に付、御親類中御越被成、夫より追々御懇意に罷成候處、當年之儀は、御國元大人初め御一同遠路の處、能ぞや御越被下候得共、當國之儀は、昔 西明寺時頼公之巡國記にも、日本一下野國は土地人氣至て惡鋪、其内寒川郡、芳賀郡之儀は、別段之由御書被置候極難之土地、然ル處連々人少致困窮、退轉亡所同様罷成候知行所村々、御承知之通金壹朱貳朱之錢賣買無之、豆腐杯は壹里餘も不參候半では難求程之邊鄙に付、珍味珍食、或は珍事珍言等一切無御座、長々御逗留中、乍思御愈末仕、嘸々御不自由と御察申暮候、此段御海恕可被下候、右に付無餘儀爲御覽取扱候事共而已、御嘶仕候、抑趣法之根元は、先づ荒地壹反歩切開き作り立、其實法を不殘喰ひ不報恩澤時は、百歳といへども其他に及ぼす事あたはず、依之右壹反歩作り立、其實法之半を喰ひ、其半を讓る時は、別帳雛形之通、其再發田反別算勘も及びがたく候、尤古語に

も、一家有議ば、一國議をおこすとかや、其德澤を以、年々繰返し、或は神社堂寺杯も致修復、人情を勵せ、或は用水、悪水井溝等を致修復、水旱之憂を去り、或は道を築、橋をかけ、牛馬之通路を辨じ、或は家宅を致修復、人民之居住を安じ、或は夫食種穀をあたへて、窮民之渡世を補ひ、あるひは鐵錄農具を與へて、勤行を爲勵、凡十有餘年を経て、荒地あらまし開け、村柄古に立戻り、收納初年に倍し候辛苦艱難を以、傳古を案るに、幾千萬歳之昔、神代より

天祖天孫代々之御丹誠を以、豊葦原の水穂之國を、安國と平げ給ひしより此道盛なる時は、富ミ豊かなり、此道怠る時は窮す、諸人平生日用に相營居候へ共、其理にくらし、雖然銘々能耕耘する時は、其實法多く、龜作成時は實法眼前にすくなし、是皆有用之財寶は、土地と民力と之ニツよりして國家を潤澤するもの也、以て土地之貴きゆゑんを知るべし、本來異國は異國之財寶を以興き、我朝はわが朝之德澤を以如斯開け、難有と申も恐れ多し、然ば昔之御丹誠を知る事は、今之艱難を以知らずんばあるべからず、今之艱難を知て、能永く耕怠らずんば、荒地は、あれ地之力をもつて、荒蕪之廣狭に拘はらず、遂に自然と起き返り可申候、借財は借財之費を以致返濟候は、多少に拘はらず無借に相成可申候、凡大意は荒地を引受、發田に引かへ、借財を引請、無借に引換、人糞馬糞、惣而不淨を引請清淨に換、人之憂を引請幸に替、家別戸毎に營候同様之事なり、其外富之弊は驕奢、是を改ずんば子孫困窮之本、貧之弊は怠惰是を改めずんば子孫滅亡之本也、願くば富者之驕奢を省き、其貨財を以、貧者を救ひ、貧者之怠惰を勵し、有陰を以家業爲致候は、自然と財寶生じ、國富豊に相成可申候、第一瓜の種を蒔ば瓜生じ、又茄子之種をまけばなす生じ、なす實法世の中にして、因果因縁の熟する事、是皆然り、銘々奪て益なく、讓て益ある農業之道、平生日用取扱候廉々、御祈申候處流石富貴兼備之非俗渡世之名人、華美風流驕奢之棟梁、並生駒氏、橋本氏、其外御一同逸々被成御感心、御歸着之上、微細に御傳聲被下候處、宮原家初め御親類中一統、其外被致承諾、追々驕奢を省き、窮民潤助之趣法被成御取行度趣、被仰越候得共、其御地之儀は、大都通船之湊にして、金銀財寶之融通は不及申、諸國名産、珍物出入、幸ひ之地故、人々衣服飲食等に至迄、美を盡し、善を盡し、風儀三都に等しき由、兼々承居り申候、乍然何程上國に候とも、恩澤を報る御心なければ、有が上にも願ひ求めて不足起り、自然と借財生じ、終に致困窮候様成行候へば、下國にひとし、或は美食ありといへども、恩澤を報る御心なければ、遂に自然と不足生じて、有が上にも願ひ求る様に成行候へば、邊鄙之匱食に等し、或は雖有美服、恩澤を報る御心なければ、是又終に自然と不足生じて、有が上にも願ひ求る様に成行候へば、貧者之匱服に等し、或は衣食住其外、風流華美之品々備備すといへども、恩澤を報る御心なければ、終に自然と不足之心起り、有がうへにも異國之名産等を願ひ求る、野鄙の心生じ候ては、やはり下國に生れし同様に陥り可申候、假令智仁勇之三徳

を得るといへども、父母祖先之恩澤を報する御心なければ、是又自然と不足之心起り、遊藝杯を願ひ求る様成行、詰り傾城遊女、夜發盲人等に等し、前條之通、有が上にも願ひ求るときは、人々貴賤尊卑之違ひは有之候へ共、其幾倍に及では、夏殷之勢ひも亡びたり、佛に所謂貪瞋癡之三毒又是也、聖語に過猶不及とは、如斯か、能々此理りを以奉報恩澤なば、無此上之土地なり、御地と當國とは、全天地之相違、然といへども天は地を覆ひ、地は天を戴き、而して天地相和する時は萬物生ず、男は女を愛し、女は男を敬し、而して男女相和する時は子孫生ず、富は貧を救ひ、貧は富を親み、恩を謝し、而して貧富相和する時は、財寶生ず、是皆天地之然らしむる處也、扱又其許啓三郎殿儀、川崎氏家政取直趣法歎願之砌、御親類一同、小田原表迄被成御越、御内願有之趣被申候儀は、前々より浦賀表出店之爲取締、年々致勤番渡世來り候家法、然ル處風と心得違にて、家法を穢し、不埒に付慎中之身分、如何相心得候て可然哉と預御尋、驚入、能々勘考仕見候處、古より困窮艱難、無祿之子孫に生れ候もの迎も、家名相續之儀は人々相營申候處、忝も大家相續之子孫に生れ候御身分なれば孝養之儀は不及申、家法守護之儀に付ては、假令粉骨碎身するとも、急度可被成御勤仕等之處、遊樂驕奢に流、祖先之御丹誠を被致忘却、規則を亂し候段、絶言語申候、雖然、過則勿憚改と之聖語に基き早々被成御改候て可然哉之旨申談候處、猶又取計方御尋に付、前段之不埒に付ては、何程嚴重御慎被成候ても、其罪難逃候處、却て過之先迄出格之御慈愛を以、年々金五拾兩宛小遣御贈り被遺候段、我等におひても實に感涙を絞り候儀、速に浮世之雲、迷之夢を覺し、日月之明鏡を拜し給は、父母祖先之大恩身心骨肉に徹し可申候間、能々御勤通有之度候、然ル處、是を飲、安く食ひ、暖に着、空敷歳月を費し、被成安逸候儀は、何之所以ぞや、譬へば赤子之懷中に抱かれ、乳味を費し、母の胸をうつつが如くなるべし、今壯年之御身分に候へば、如何様とも節儉を盡し、御慈愛金之内拾兩被成御殘候は、拾兩丈ケ之御孝心、貳拾兩被成御殘候は、貳拾兩丈之御孝心、若又何ぞ家業を相營み、口腹を養ひ、不殘御差出被成候は、其孝心に基き、御出金丈趣法金助成可仕旨、誓約仕置候處、天成哉、時成哉、昨年年貳拾五兩、當丑年貳拾五兩被成御殘候御改心之印を以、川崎氏、勘氣有免之程相願吳候様、厚内談御座候に付、御逗留中及歎願候處、祖先之感動にも候哉、追々被致改心候、潔き所行を御汲取、早速歎願之通御開濟被下、當人儀は愈本心に立戻り候迄申論吳候様、野拙方へ御任被下、對面迄相整、一同喜悅不斜候、右報德のため、御慈愛金不殘御差出被成、御示談之通、趣法金五拾兩、年々御助成仕、都合百兩宛、元入金之積りを以、六十ヶ年趣法組立見候處、別帳之通、凡金貳拾六萬五千八百八拾九兩餘、無利五ヶ年賦に致借用、相助り候者有之、其余積年之儀は、押て算勘可被下候、前にも申候通、不淨之菌を以、清淨之米を作り出たるがごとし、是即宮原家之凶事變じて、窮民之潤助と成、窮民潤澤して貧富相和して、親しき時は、吉是より大ひ

成はなし、然ば不孝變化して至孝となり、萬代不朽万々歳之大幸と申納候以上

十二月十五日 (天保十二年)

櫻

町

二宮金次郎

浦賀

宮原治兵衛様

同 瀛洲様

橋本與三左衛門様

追て申展候、近代世上一統華美柔弱に相流れ、古人之金言杯之かたき物を、能かみしめ、深く味ふもの鮮し、備其根元を案るに、今眼前其表前後之海底より釣り出し候大魚は勿論、小魚といへども、切きさみ、煮焼致し候て社、日用食物、人命之助け共相成可申候、況千歳之昔、異國より來候大學論語杯は、天下國家を治るの大徳備り居候得ば、肉も多く、身も多く、定て大ひなる骨も可有之候に付、中々以諸人もてはやすのみにて、丸呑には相成兼、年久しく店さらし同様相成居候古もの、一兩句見付、こけをふき、皮をはぎ、筋も骨もとり、平生日用に人々相用候平かなにて、賤女、賤男が、うす挽うた同様或は老人、又は女小兒にも吞込、喰ひ安く仕立、爲御試少々差進申候に付、御賞味可被下候、其外神儒佛之三味悟道即席御料理杯も、是又數年天地之間に借地仕、人様之厚き御世話を蒙り、渡世仕居り候間、右爲報徳御望次第、案内御安く差上可申候に付、早々御越御求、御施被下候はゞ、御地三崎邊、此節不漁之由、窮民之一助にも相成可申候以上
尚々寒威甚しく、折角可被成御脈、隔通にて可申展之處、取込故、略儀之段御用捨可被下候以上
在明明徳。

豊あしの、ふか野が原を、田となして、

食をもとめて、くろふ樂しさ。

在親民。

田をひらき、米を作りて、ほどこせば、

いのちあるもの、みなふくすらん。

在止至善。

田を作り、食を求て、譲りなば、

いくよへるとも、これに止まる。

學而時習之、不亦説乎、有朋自遠方來、不亦樂乎。

時うゑて、時々芸に、たがやせば、

しだい／＼に、樂しかるらむ。

人不知而不愠、不亦君子乎。

委こそ、深山かくれに、苔むせど、

たにうちこゑて、見ゆるさくら木。

至誠之道、可以前知、國家將興、必有禎祥、見乎蓍龜、動乎四體、故至誠如神。

北やまは、冬氣にとじて、雪ふれど、

ほころびにけり、前の川柳。

湯之盤銘曰、苟日新、日日新、又日新。

いにしへの、しろきを思ひ、洗濯の、

かへす／＼も、かへす／＼も。

溫故而知新。

故道に、積る木の葉をかきわけて、

天照神の、足跡を見ん。

色不異空、空不異色、色即是空、空即是色、受想行識、亦復如是。

春は花、秋は紅葉と、夢うつゝ、

ねてもさめても、あり明の月。

天何言哉、四時行焉、百物生焉、天何言哉、

聲もなく、臭もなく常に、天地は、

書せざるけふを、繰かへしつゝ。

雖非正直一旦依怙、終蒙日月之憐。

丹誠は、たれしらすとも、おのづから、

秋の實法の、まさるかすく。

如保赤子、心誠求之、雖不中不遠矣、未有學養子而后嫁者也。

おのが子を、恵む心を、法りとせば、

學ばずとも、道にいたらん。

右之内、色紙拾枚、短冊拾四枚、都合廿四枚、内拾貳枚浦賀宮原氏へ贈る、同拾貳枚三崎竺郷老翁へ贈ると、銘々裏書、報徳の印致し、相贈申候事

君子必慎其獨也。

寺々の、鐘撞く僧の、おきふしは、

しらすでしりなん、四方の里人。

發菩提心往生安樂。

春植て、秋の實法りを、願ふ身は、

いく代經るとも、安さ樂しさ。

如保赤子、心誠求之、雖不中不遠矣、未有學養子而后嫁者也。

おのが子を、恵む心を、法りとせば、

學ばずとも、道にいたらん。

右短冊三枚、浦賀橋本氏へ贈と右同斷之事

雖非正直一旦依怙、終蒙日月之憐。

丹誠は、誰しらすともおのづから、

秋の實法の、まさるかすく。

誠者天之道也、誠之者人之道也、誠者不勉而中、不思而得。

田をふかく、能耕して、やしなへば、

いのらすとも、米や實法らん。

發菩提心往生安樂。

春植て、秋の實法を、願ふ身は、

いくよへるとも、安さ樂しさ。

右三枚浦賀飛脚之者相願候に付遣候事

一其表各御一統、舊弊を被成御改、窮民撫育之趣法御取行被成候に付ては、御綿服御着用と存付、差上申度、御逗留中相調置候處、何分驕奢之殘氣御退兼、無餘儀延引仕居候得共、御出立後致憤發、當所之産眞岡木綿五反差進申候處、早速御用ひ被下、本懐之至に御座候、右晒木綿御着用被成候は、御入用次第又々差遣可申候、扱又御地名産之鮭鱒澤山、御老母様初、御一同より御送惠被下、一方御深志千萬忝賞飯、尙夫々へも差遣、一同大悦仕候、乍然御誠心に甘へ、此儘相流れ候ては、詰り驕奢に陷可申候に付、以來之儀は堅く御斷置申候

一色紙短冊、此邊所々相尋申候得共相整兼、有合色々取交相認差遣申候間、見苦敷段御免可被下候

一御逗留中御噂御座候御國元御詩作、頂戴仕度候間、御序に御恵み可被下候以上

十一月十五日

宮 原 治 兵 衛 様

宮 原 瀛 洲 様

橋 本 與 三 左 衛 門 様

第二章 現代に於ける報徳生活様式の必要

一、現代生活の困憊

二、公私經濟財政の世界的窮迫

三、東西文明の自壞的流弊

イ、宗教道德一元生活の沈衰

甲、支 那

乙、印 度

ロ、科學的一元生活の窮乏

甲、歐 米

乙、世界大戰役及世界的大不況

ハ、現代文明多元生活の窮迫

甲、多元的生活の謬説

乙、對立抗爭と國際紛議

丙、分化生活と國內闘争

丁、民族國家と世界經濟プロッタ群の割據

戊、非常時對策の低効率

第三章 二宮先生の生活方法研究態度

一、體驗并實證

イ、少年時代よりの體驗

ロ、天何言哉テカニヤ、四時行焉シジキニユク、百物生焉ヒヤクモノナレル、天何言哉テカニヤ。

聲もなく、香もなく常に、天地は、書かざる經を、繰返しつゝ。

天地や、無言の經を、繰返す。

二、書籍閱覽の態度

大道は水の如く書籍は氷の如し

翁曰大道は水の如し、善く世の中を潤澤して、滯らざる物なり、然る尊き大道も書に筆して書物と爲す時は、世の中を潤澤する事なく、世の中の用に立つ事なし、譬ば水の氷りたるが如し、元水には相違なしといへども、少しも潤澤せず、水の用はなさぬなり、而て書物の註釋と云物は又氷に氷柱の下りたるが如く、氷の解て又氷柱と成しに同じ、世の中を潤澤せず、水の用を爲さぬは、矢張り同様なり、扱此氷となりたる經書を、世上の用に立んには胸中の溫氣を以て能釋して、元の水として用ひざれば世の潤澤にはならず、實に無益の物なり、氷を解すべき溫氣胸中になくして氷の儘にて用ひて水の用をなす物と思ふは愚の至なり、世の中神儒佛の學者有て世の中の用に立たぬは是が爲なり能思ふべし、故に我が教は實行を尊む夫經文と云ひ

經書と云、其經と云は元機の堅糸の事なり、されば堅糸ばかりにては用をなさず、横に日々實行を織込て、初て用をなす物なり、横に實行を織らさず、只堅糸のみにては益なき事、辯を待たずして明かなり。(夜話一二)

經書載道者也。其筆之於書猶水始氷也。朱子下注脚猶氷箸垂下益堅凝不
易解也。況如細註似以嘔吐汚聖經矣。難乎其以蔽固冷心解之也。若以通明溫
心則渙然氷釋安注脚之用何也。人倫日用當行之道也。(語錄七四)

讀書而不躬行者徒應人之問耳。故不得不多讀也。苟躬行焉則雖一字一句而終身用之有不能盡者矣。譬如購巨多飯鑄其炊飯也。一而足矣。其他則徒應人之求耳。雖多亦何益。(語錄七五)

讀書而不躬行者猶買鐵而不耕也。不耕則何用買鐵。不行則何用讀書。且讀書與躬行相須。猶布帛有經緯而後成也。讀書經也。躬行緯也。有經而無緯則不能以織矣。不織則何以成布帛。不行則何以成齊家治國之功哉。(語錄七六)

讀書者須存濟人之心。何則書者載濟人之道者也。故讀之而不存其心則何益之有。夫博施濟衆聖人之功用也。今之學者仰聖賢猶望高山爲不可及。然孳孳能勉而不懈則可或陟山頂焉。既陟山頂則展目四眺然後不復下也。讀書而得道或到賢處則宜與衆庶偕教之導之儉己推財以務施濟也。(語錄七七)

體驗したる上にて聖經を信す

余少きより四書を讀み、之を儒者の行ふ所に徴して見るに、齟齬の甚しきものあるを以て、卷中に必ず道に乖くの語があるであらうと疑つて居た。若し夫れ一字一句なりとも道に乖く如き語があらば、將に天下の書籍を擧げて其の難を削り、其の粹を存せんと欲した。乃ち錐を執つて之を讀んだ。然るに終篇金科玉條、遂に一錐を下す能はなかつた。是に於て之を躬行して徵すこと年を経た。獨「言忠信、行篤敬、雖蠻貊之邦、行矣」といふ語だけは、蠻貊の邦に行かなければ行ふことを得ない、行はなければその語が道に差はないことを立證することが出来ない、これを憾として居た。野州の廢邑を治むるに及んで其の民を見るに、常産なくして常心を失ひ、風俗頹敗して田野荒頓し、貧困已だ極まる。余夙夜苦心、力を勞して之を治めた。然るに東を治むれば西敗れ、左を治むれば右敗れ、全く方法が盡き果てた。以爲是れは蠻貊であると。乃ち言忠信、行篤敬のみを以て遂に之を治むることを得た。是に於て益々聖語の差はないこと知つた。是の如き時に儒者といはず佛者といはず、里正伍保に至るまで、周く之に咨詢つたけれども、皆與に議するに足らなかつた。依て獨、之を大學、中庸、論語に咨詢つて以て功を奏することを得た。(語錄二一四、元漢文)

第四章 二宮先生の宇宙観

第一 天道と悟道と人道

イ、悟道は達観なり、人道は施設なり

或ひと道を論じて條理なし、翁曰卿が説は悟道と人道とを混す、悟道を以て論ずるか人道を以て論ずるか、悟道は人道に混すべからず、如何となれば人道の是とする處は悟道に所謂三界城なり、悟道を主張すれば人道蔑如たり、故に先づ其居所を定めて然して後に論すべし、居所定まらずば終日辯論すといへども其の當否を知るべからず、夫悟道とは譬ば當年は遠作ならんと觀じ、また荒るゝは自然なりと見るは悟道なり、不作ならんも耕作し、荒るゝとも開拓するは人道なり。(云々 夜話六七の大意)

遠非遠近非近本來遠近在我住居
見渡せば遠き近きはなかりけり、己々が住居にぞある。

ロ、天道と人道

天道は自然なり人道は勤めざれば保つ能はず

天道、與人道異矣。天道者自然、而人道非自然也。何則田畝荒焉。家屋壞焉。衣服、敵焉。溝渠埋焉。隄防潰焉。人為食五穀、而田畝為庇雨露、而家屋為防寒暑、而

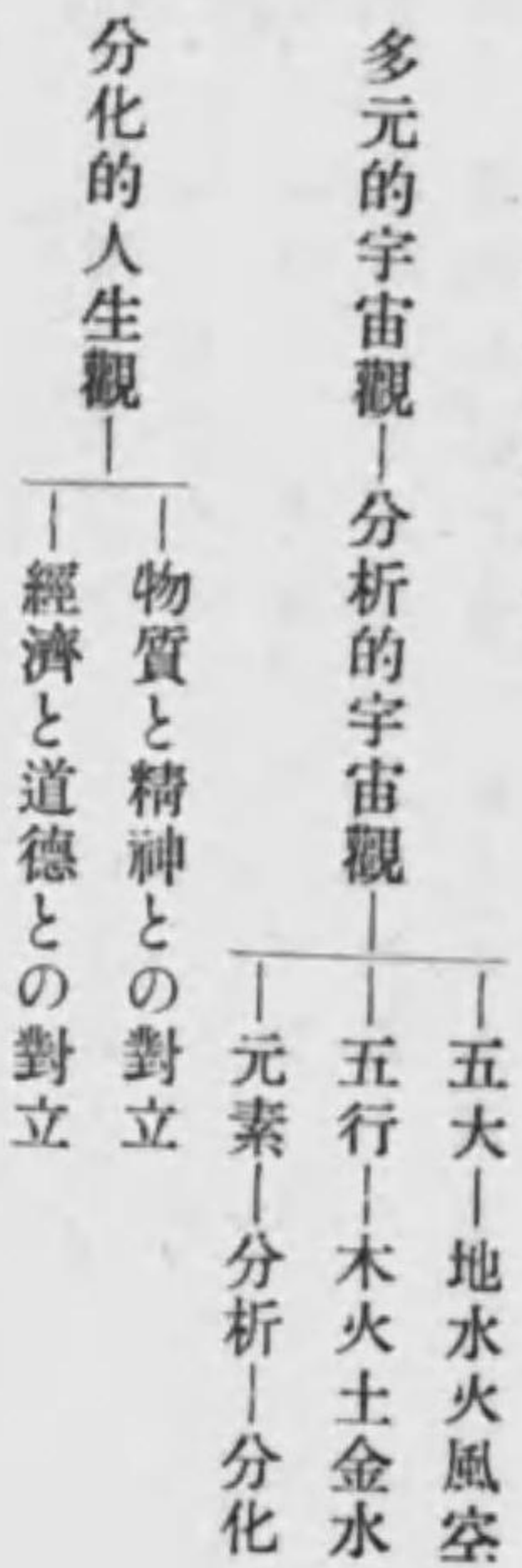
衣服、爲既田畝而溝渠、爲除水害而隄防、且夫人之生也、無羽毛、無爪牙、故無衣、而不能裸居、無家而不能露處、無穀而不能草食、故聖人立人道、以安其生、養固、是非自然也。夫唯非自然、故不動則不能保焉。是以君子法天行之健、自彊而不、息也。(語錄八〇)

往者來者往、是則天之道也、是故不動不止。
進者退者進、是則天之道也、是故不動不止。
登者下者登、是則天之道也、是故不動不止。
有者無者有、是則天之道也、是以無動不止。
有爲有人欲也、是故勤而亡也、勤不止人道也。
登爲登人欲也、是故勤而亡也、勤不止人道也。
原野爲田畑、人之道也、非天之道也。田畑成、草野、天之道也、非人之道也。
田畑爲米麥、人之道也、非天之道也。草木生、田畑、天之道也、非人之道也。
無動自然成者、天之道也、是故無爲而終成。
有動爲物成者、人之道也、是故有爲而終亡。
無爲無亡者、天之道也、是故勝天心者子孫永。
有爲有亡者、人之道也、是故勝人心者子孫亡。
寒之爲寒時者、天之道也、寒爲暖、安身者、人之道也。
暑之爲暑時者、天之道也、暑爲冷、安身者、人之道也。

水車の廻るは半は天道にして半は人道なり、併所謂寸善尺魔、水は低に流れ候自然を堰留用水に致し米穀作出候人道に御座候へば時々手入忽に相成候へば洪水之憂有之候も常數に御座候云々」
(嘉永四年十月九日齋藤吉良の名にて有中仕法に付小田又藏への返事)
 ○翁曰夫人道は譬ば、水車の如し、其形半分は水流に順ひ、半分は水流に逆ふて輪廻し、丸に水中に入らば廻らずして流るべし、又水を離るれば廻る事あるべからず、夫佛家に所謂知識の如く、世を離れ欲を捨たるは、譬ば水車の水を離れたるが如し、又凡俗の教義も聞ず義務もしらず私欲一偏に著するは、水車を丸に水中に沈めたるが如し、共に社會の用をなさず、故に人道は中庸を尊む、水車の中庸は、宜き程に水中に入て、半分は水に順ひ、半分は流水に逆昇りて、運轉滯らざるにあり、人の道もその如く天理に順ひて種を蒔き、天理に逆ふて艸を取り、欲に隨て家業を勵み、欲を制して義務を思ふべきなり。(夜話四七)

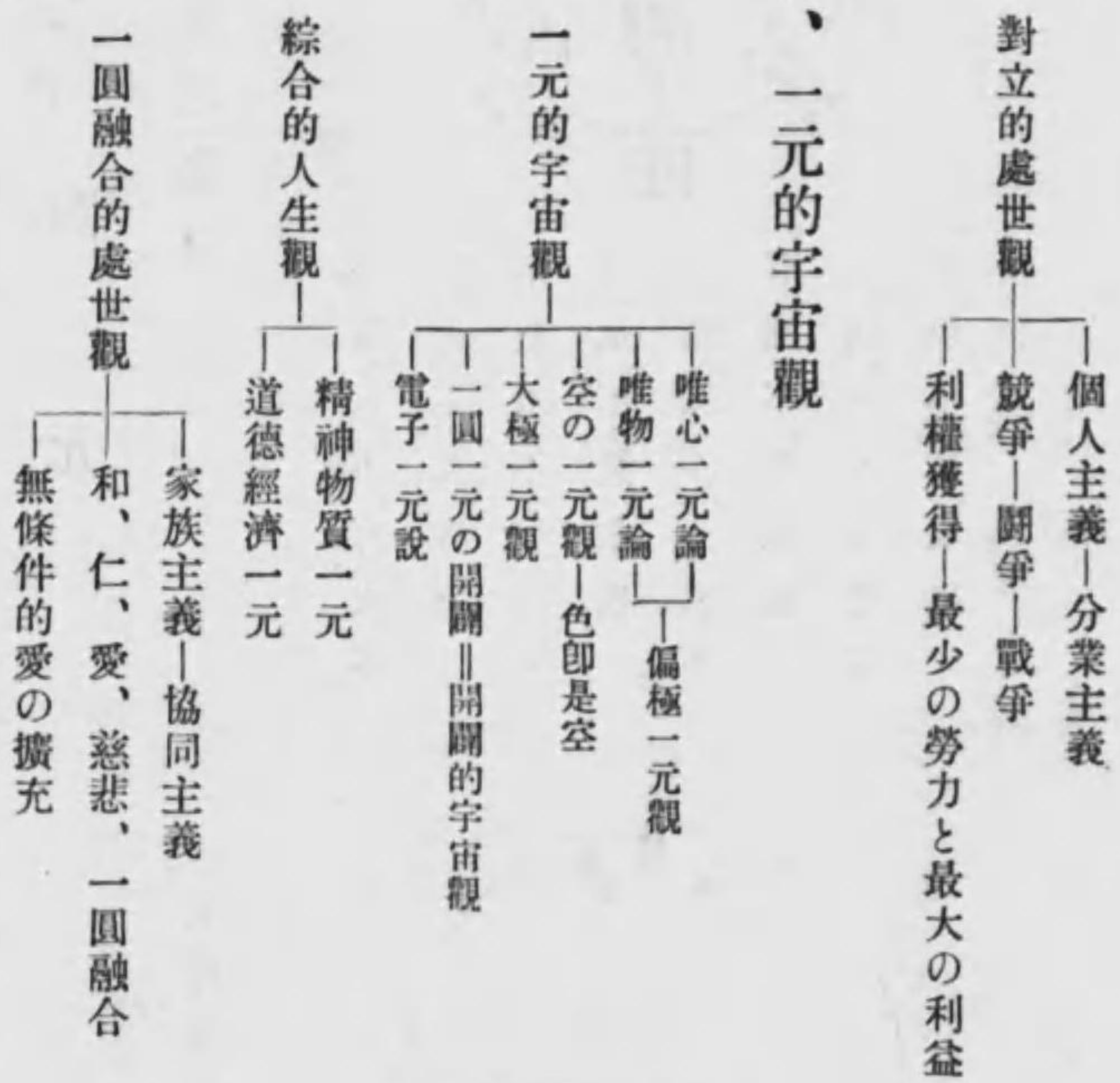
第二 多元的宇宙觀と一元の宇宙觀

イ、多元的宇宙觀



宗教	白	大	遠	富	善	道德	公益	精神	神佛
哲學	灰	中	我	平	正	經濟	職業	存在	人
科學	黑	小	近	貧	惡	不道德	私益	物質	鬼

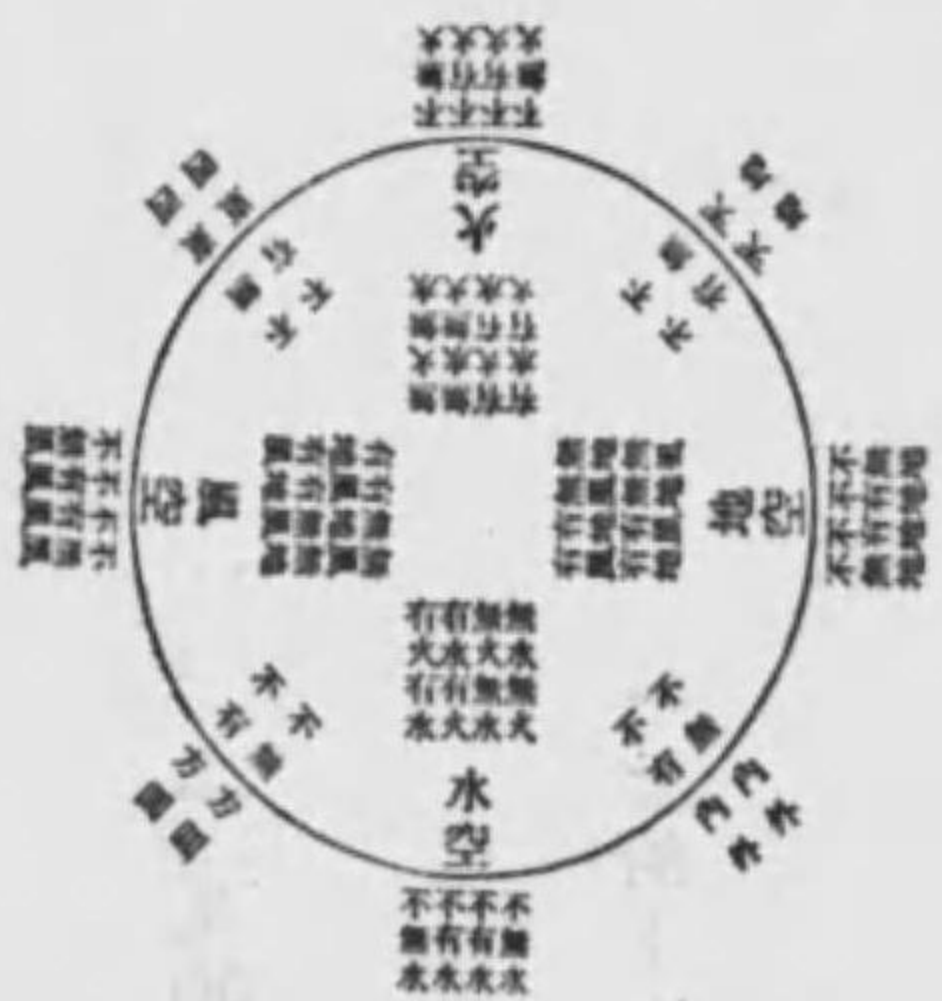
ロ、一元の宇宙觀



第三 一元的宇宙觀の根據、全一體の輪廻と總一體

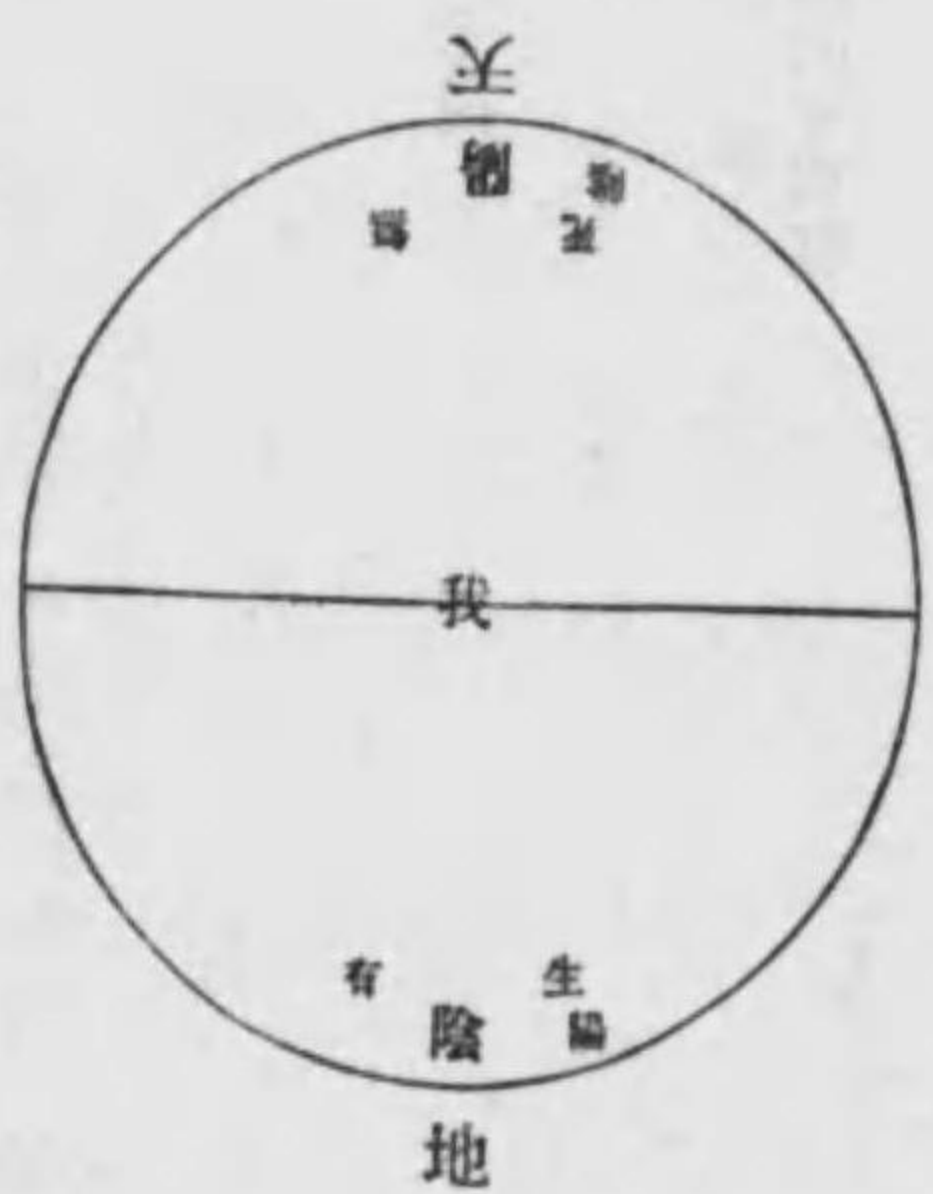
イ、一圓一元

(一) 一元之論圖



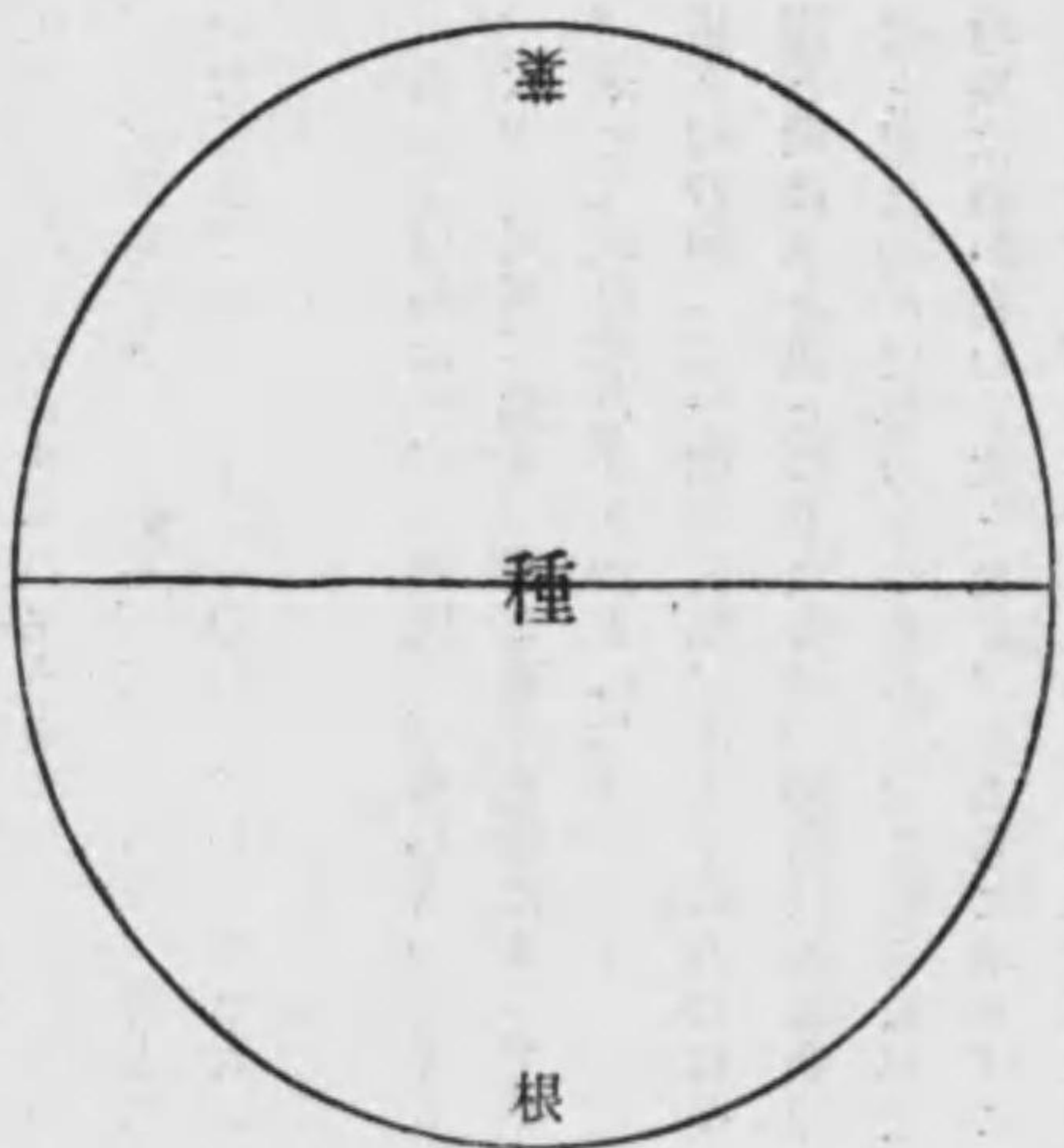
不_レ無_レ火 不_レ有_レ火 不_レ有_レ火 不_レ無_レ火也
 有_レ火 不_レ無_レ火也
 不_レ無_レ水 不_レ有_レ水 不_レ有_レ水 不_レ無_レ水也
 有_レ水 不_レ無_レ水也
 不_レ無_レ風 不_レ有_レ風 不_レ有_レ風 不_レ無_レ風也
 有_レ風 不_レ無_レ風也
 不_レ無_レ地 不_レ有_レ地 不_レ有_レ地 不_レ無_レ地也
 有_レ地 不_レ無_レ地也

天命生死來往之圖



生者不_レ死 陰陽
 來往不_レ止也
 焉
 佛曰_レ之_レ有_レ無_レ矣

(二) 根葉混沌一種之圖



無_レ根 無_レ葉
 無_レ葉 無_レ根
 有_レ根 有_レ葉
 有_レ葉 有_レ根

元根葉一種也。一種清濁生_レ根生_レ葉。根葉一種。濁氣下養_レ萬根。清氣上養_レ萬葉。萬葉萬根。竟歸_レ一種。謂_レ之_レ天理自然也。
 夫元根葉一種也。一種清濁生_レ根葉。根葉悟_レ元歸_レ一種。濁氣下育_レ成萬根。萬根悟_レ元歸_レ一種。清氣上育_レ成萬葉。萬葉悟_レ元歸_レ一種。此謂_レ天理自然也。
 夫元一圓一種なり世界廣く草多しといへども一種清濁して根となり草となるなり、艸と根の元を悟れば一つの種に歸する、ま

た一種變化して濁れるものは下り土中に生育して萬の根となる、萬の根の元を悟れば一つの種に歸する、又一種變化して清めるものは上り空中に生育して萬の枝葉となる、萬枝葉の元を悟れば一つの種に歸する、元來艸は一年十二月を二世とするなり、春は暖氣に誘はれ一種滅して草生するなり種の世界におゐては是を死といふ草の世界におゐては是を生といふなり、夫より生長して夏は咲盛なり夫より秋に至れば花もしほみ枝も葉も草も根も實法おさめ結果て終に一種となるなり、又艸の世界におゐては是を死といふ、種の世界におゐては是を生といふなり、半季六月の間は種となり半季六月の間は草となり種より種の生ずる事なく草より草の生る事なし、寒氣雪中種の世界よりは春風を無常といふ、暖氣暑中草の世界よりは秋風を無常といふ、無常無常にあらず有常有常にあらず、艸となり實となり是全く不生不滅不止不轉の世界なり、天地開闢より幾千萬歳の後にいたるまでまたかくの如し、是これを天理自然なりとしるべし。

夫元一圓寒暖運動なり、世界廣く草多しといへども草木生滅の根元は、天地の氣運び動き、寒さ暖さなければ草木生滅の根元なし、天地の氣運び動き、寒さ暖さあるによつて草木生滅の根元發る。草木生滅の根元を悟れば天地の氣運び寒さ暖さ有ゆゑなり。是を天理自然なりと知るべし。

根と艸の和して一粒米實法、はえよこのたね幾世經るとも

壽と我は水と魚とに異ならず、壽命は水よ我は魚なり

體と氣は疊れば影のうつるらん、くもらぬ影はなきや有やは

増減は器かたむく水と見よ、あちらに増せばこちら減るなり

生滅は打てば響くの音ならん、うたねば音の無きや有やは

生しにと世のはかなさをよく見れば、氷と水と名のみかはりて

(三) 一圓萬物發言

夫元一圓混沌也、混沌清濁して天地となる、日月あらはれて晝夜をわかつ、雲發て雨を降す、風發て雲を散し、しかふして未_二地開_一萬歲、天津神の御世ともいふなるべし。陽惠雨露のしたゝれにて、初て地上に苔生じ、秋風發て終に滅す、而後其潤に草生じ、又秋風發て終に滅す、而依_三其潤_二に_一竹木生じ年歲落葉して消滅す、依_三其潤_二に_一蟲魚生じ、草木の露を吸ひ、花の潤ひを嘗、終に消滅し、而依_三其潤_二に_一鳥獸生ず、春は草木の芽立、秋は果蟲魚を喰ひ終に消滅す、而依_三其潤澤_二に_一人間生ずといへども、未_三田島開_二ば_一人食とするもの、春は草木の芽立、秋は果鳥獸蟲魚を食となし而經_三萬歲_二、其中に人體に爲_三具足_二、味はひの宜き物は五穀の實法、其品大凡米粟稗黍大豆小豆胡麻大角豆の類、又根を食するもの芋大根牛房人參燕蓮根の類、是を撰でこれを作らんがため、水邊濕地を開き畔を立、田と名付て稻を植、乾地をひらき島と名づけ諸草を植、是則發田のはじめ、法界の根元なり、田島開て五穀熟し、食物足て人道定る、人道定て知_三父を_二父子の大道立つ、及兄弟夫婦朋友の四倫之道行る、終に横道のもの出來人倫の道を破る、依_三之君臣_二の大道立、耕作農業をなし五穀を作り出す者を守護し、横道のもの懲しむ、是則武門の根元なるべし、是より以來五倫之道益々明なり、其後終に流て天竺には佛出生して其法を定、人民を導、唐土には聖出生して其法を定、人民を導、吾朝には神出生して其法を定、人民を導、其法三國異風同道なり、天地開闢發田より今日至るまで人國法界となりぬ。

口、宇宙の全一體と總一體

(一) 萬物不止不轉の理

四世因果の輪廻現象と萬物不止不轉の理

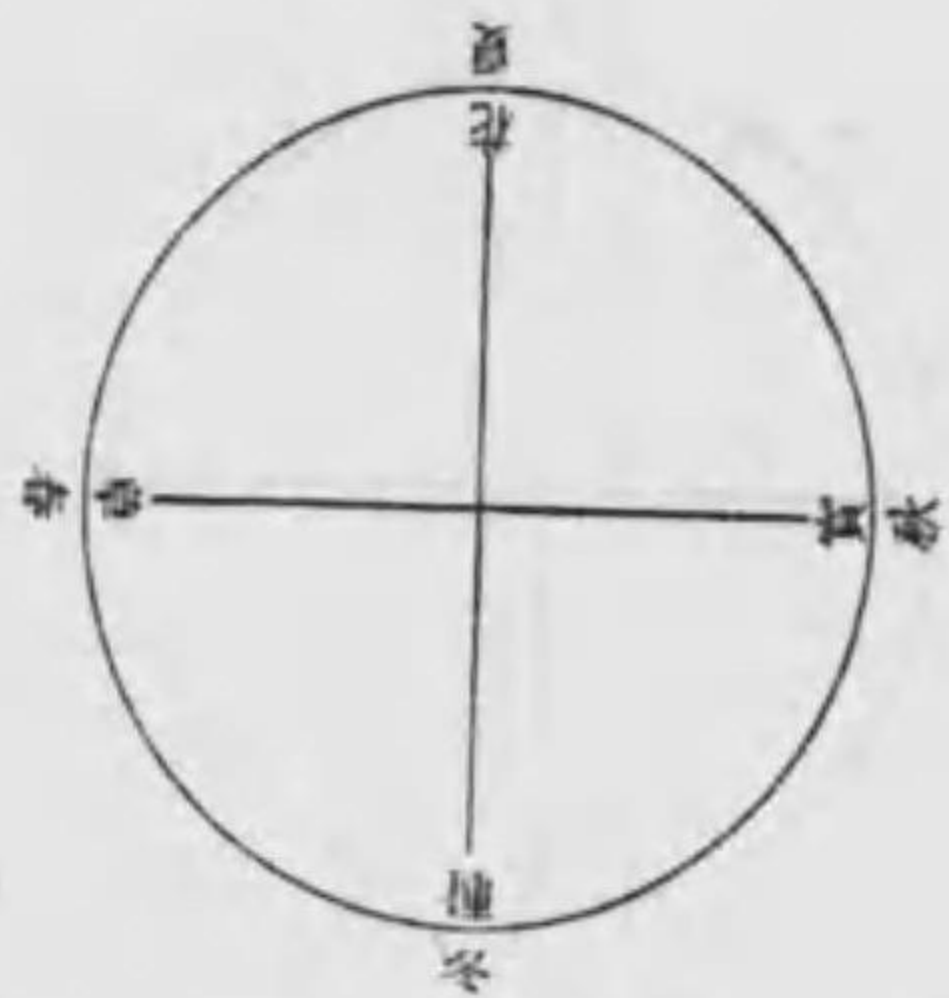
翁曰、佛說面白し、今近く譬を取て云はく、豆の前世は艸なり、艸の前世は豆なりと云ふが如し、故に豆粒に向へば、汝は元艸の化身なるぞ、疑しく思はく、汝が過去を説て聞せん、汝前世は艸にして、某國某の村某が畑に生れて、雨風を凌ぎ炎暑を厭ひ艸に覆はれ、兄弟を問引かれ、辛苦患難を経て、豆粒となりたる汝なるぞ、此畑主の之恩を忘れず、又此草の恩を思ひて、早く此豆粒の世を捨て元の草となり、繁茂せん事を願へ、此豆粒の世は、假の宿りぞ未來の艸の世こそ大事なれと云が如し、又艸に向へば汝が前世は種なるぞ、此の之恩に依て、今艸と生れ、枝を發し葉を出し肥を吸ひ露を受け、花を開くに至れり、此恩を忘れず、早く未來の種を願へ、此の世は苦の世界にして、風雨寒暑の患あり、早く未來の種となり、風雨寒暑を知らず、水火の患もなき土藏の中に、住する身となれと云が如し、予佛道を知らずといへ共大凡此の如くなるべし、而て世界の百艸、種になれば生ずる萌あり、生れば育つ萌あり、育てば花咲く萌あり、花さけば實を結ぶ萌あり、實を結べば落る萌あり、落れば又生ずる萌あり、是を不止不轉循環の理と云。(夜話八四)

(註) 萬象動靜の理

「絶對的動、絶對的靜共に無し」
「認識は動と靜との二態の兩端を握むより始まる。」

(二) 因果輪廻之解

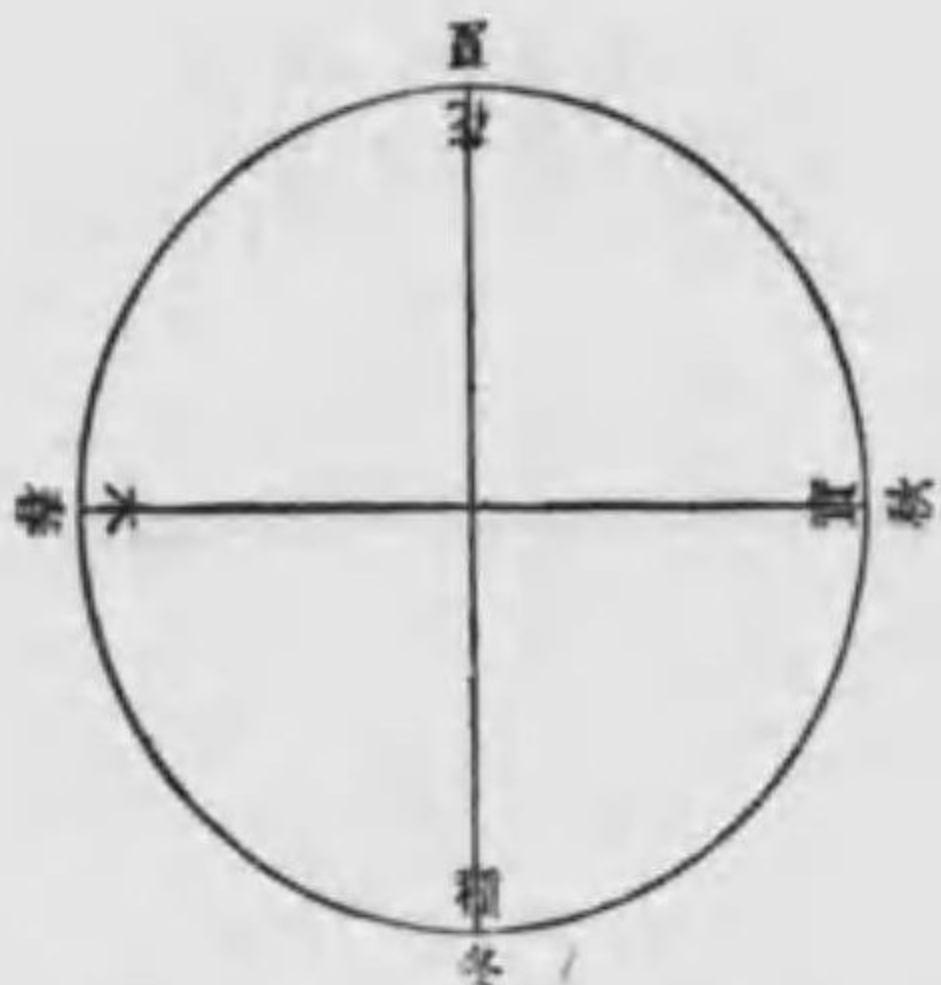
因果輪廻之解



發茄花	發茄種	發瓜花	發瓜種	發豆花	發豆種	發稗花	發稗種	發粟花	發粟種	發麥花	發麥種	發米花	發米種	至體實含種	至體華含實	至體木含花	至體種含生
結茄實	結茄木	結瓜實	結瓜蔓	結豆實	結豆艸	結稗實	結稗穗	結粟實	結粟穗	結麥實	結麥穗	結米實	結米穗	落氣	凝氣	咲氣	育氣

- 一、蒔^マ米種^{コメノタネ}、生^ナ米艸^{コメノクサ}、咲^{ハク}米花^{コメノハナ}、結^{ムス}米實^{コメノミ}。
- 二、蒔^マ麥種^{コムギノタネ}、生^ナ麥草^{コムギノクサ}、咲^{ハク}麥花^{コムギノハナ}、結^{ムス}麥實^{コムギノミ}。
- 三、蒔^マ豆種^{マメノタネ}、生^ナ豆艸^{マメノクサ}、咲^{ハク}豆花^{マメノハナ}、結^{ムス}豆實^{マメノミ}。
- 四、蒔^マ粟種^{アワビノタネ}、生^ナ粟草^{アワビノクサ}、咲^{ハク}粟花^{アワビノハナ}、結^{ムス}粟實^{アワビノミ}。
- 五、蒔^マ稗種^{ヒトコノタネ}、生^ナ稗草^{ヒトコノクサ}、咲^{ハク}稗花^{ヒトコノハナ}、結^{ムス}稗實^{ヒトコノミ}。
- 六、諸^{シロ}ともに無事をぞ願ふとし毎に
たねかす里の賤女しづの男
- 七、蒔^マ櫻種^{ウツギノタネ}、生^ナ櫻木^{ウツギノキ}、咲^{ハク}櫻花^{ウツギノハナ}、結^{ムス}櫻實^{ウツギノミ}。
- 八、蒔^マ桃種^{ウメノタネ}、生^ナ桃木^{ウメノキ}、咲^{ハク}桃花^{ウメノハナ}、結^{ムス}桃實^{ウメノミ}。
- 九、蒔^マ梨種^{ナシノタネ}、生^ナ梨木^{ナシノキ}、咲^{ハク}梨花^{ナシノハナ}、結^{ムス}梨實^{ナシノミ}。
- 十、蒔^マ栗種^{クリノタネ}、生^ナ栗木^{クリノキ}、咲^{ハク}栗花^{クリノハナ}、結^{ムス}栗實^{クリノミ}。
- 十一、蒔^マ柿種^{カキノタネ}、生^ナ柿木^{カキノキ}、咲^{ハク}柿花^{カキノハナ}、結^{ムス}柿實^{カキノミ}。
- 十二、蒔^マ春の野に芽たつ艸木をよく見れば
さりぬる秋に實法種

謹思、有性無情之草木、無_レ出_レ春夏秋冬間、能_レ處_レ三種生花實輪廻、因_レ善惡種性、亦復如_レ此與哉。



- 蒔米種、生_レ米艸、咲_レ米花、結_レ米實。
- 蒔麥種、生_レ麥艸、咲_レ麥花、結_レ麥實。
- 蒔豆種、生_レ豆艸、咲_レ豆花、結_レ豆實。
- 蒔粟種、生_レ粟艸、咲_レ粟花、結_レ粟實。
- 蒔稗種、生_レ稗艸、咲_レ稗花、結_レ稗實。
- 蒔櫻種、生_レ櫻木、咲_レ櫻花、結_レ櫻實。
- 蒔桃種、生_レ桃木、咲_レ桃花、結_レ桃實。
- 蒔梨種、生_レ梨木、咲_レ梨花、結_レ梨實。
- 蒔栗種、生_レ栗木、咲_レ栗花、結_レ栗實。
- 蒔柿種、生_レ柿木、咲_レ柿花、結_レ柿實。

唐紙拾貳枚大文字ニ不退堂書早川茂右衛門様差遣事
右之通

米蒔けば、米草生へて、米の花
咲きつゝ、米の、みのる世の中。
蒔米と、生たつ米は、異なれど、
みのればもとの、米となりぬる。
米草は、根も米なれば、種も米、
枝も葉も米、花も實も米。
米の實は、またくるとしも、米はへて、
老まかるとも、米は米なり。
去年の實は、ことしの種と、成にけり、
今年の實法、來るとしの種。
春の野に、芽立つ草木を、能く見れば、
去りぬる秋に、實のる種々。
昔まく、木の實大樹と、なりにけり、
今まく木の實、後の大樹ぞ。
欲_レ我_レ富_レ而_レ救_レ人_レ民_レ者_レ終_レ必_レ至_レ貧_レ。
欲_レ我_レ富_レ而_レ救_レ人_レ民_レ者_レ終_レ必_レ至_レ富_レ。
欲_レ得_レ富_レ而_レ民_レ之_レ施_レ財_レ寶_レ者_レ必_レ富_レ。
欲_レ得_レ富_レ而_レ民_レ之_レ施_レ財_レ寶_レ者_レ必_レ貧_レ。
欲_レ得_レ穀_レ而_レ不_レ肥_レ者_レ必_レ爲_レ龜_レ作_レ穀_レ減_レ。
欲_レ得_レ穀_レ而_レ爲_レ肥_レ者_レ必_レ爲_レ熟_レ作_レ穀_レ倍_レ。
丹精は、誰れしらすとも、おのづから、
秋のみのりの、まさる數々。
春うゑて、秋の實法を、願ふ身は、
いく世經るとも、安き樂しき。

(三) 輪廻は陰陽循環を定則とす

翁曰凡世の中は陰々と重りても立_レず、陽々と重るも又同じ、陰陽々々と並び行_レるを定則とす、譬ば寒暑晝夜水火男女あるが如し、人の歩行も右一步左一步、尺蠖虫も、屈では伸び、屈では伸び、蛇も左へ曲り右に曲り、此の如くに行なり、疊の表や筵の如きも、下へ入_レては上に出、上に出_レては下に入り、麻布の鹿きも羽二重の細なるも皆同じ、天理なるが故なり。(夜話八九)

(四) 貧富の因果偶然に非ず

翁曰貧となり富となる、偶然にあらず、富も因_レて來る處あり、人皆貨財は富者の處に集ると思へども、然らず、節儉なる處と勉強する處に集るなり、百圓の身代の者、百圓にて暮す時は、富の來る事なく貧の來る事なし、百圓の身代を八十圓にて暮し、七十圓にて暮す時は、富是に歸し財是に集る、百圓の身代を百廿圓にて暮し、百三拾圓にて暮す時は貧是に來り財是を去る、只分外に進むと、分内に退くと、の違ひのみ、或歌に「有といへば有とや人の思ふらむ呼ば答ふる山彦の聲」と云る如く、世人今有れども其有原因を知らず、「無といへば無しとや人の思ふらんよべば答ふる山彦の聲」にて、世人今なきも其無きもとを知らず、夫れ今有物は今に無くなり、今無きものは今にあり、譬ば今有し錢のなくなりしは、物を買へばなり、今無き錢の今あるは勤ればなり、繩一房なへば五厘手に入、一日働けば十錢手に入るなり、今手に入る十錢も、酒を呑めば直になし、明白疑なき世の中なり、中庸曰、誠なれば則明なり、明なれば則誠なりと、繩一房なへば五厘となり、五厘遣れば繩一房來る、晴天白日の世の中なり。(夜話九八)

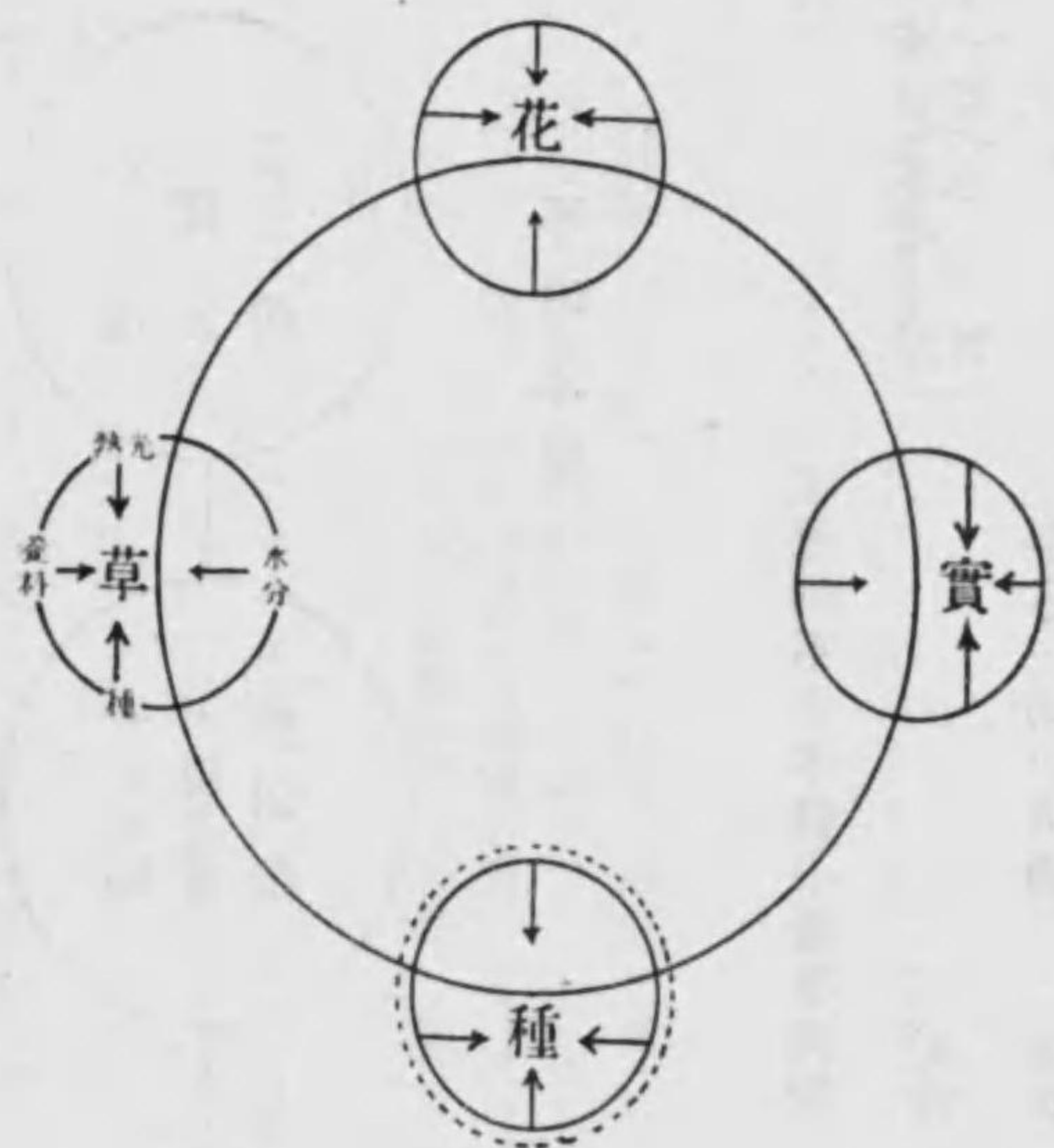
八、一圓一元の開闢と輪廻



不増不減
の全一體
の開闢

輪廻現象 || 因果の連鎖 || 空間に於ける千態萬様 || 有爲轉變の宇宙の實相
 循環 || 現在 || 空間の事實 || 時間に於ける常住變移 ||
 輪廻 || 過去 || 未來 || 時間に於ける空間の事實
 輪廻と創造開闢 || 新形態の創造 || 刹那輪廻 || 一日輪廻 || 一月輪廻 || 天道
 || 新年輪廻 || 一年輪廻 || 數代輪廻 || 天道
 新興精神の發揚 || 一心開闢 || 一身開闢 || 一家開闢 || 一國開闢 || 事物開闢 || 人道

二、因果輪廻と一圓融合生々發展



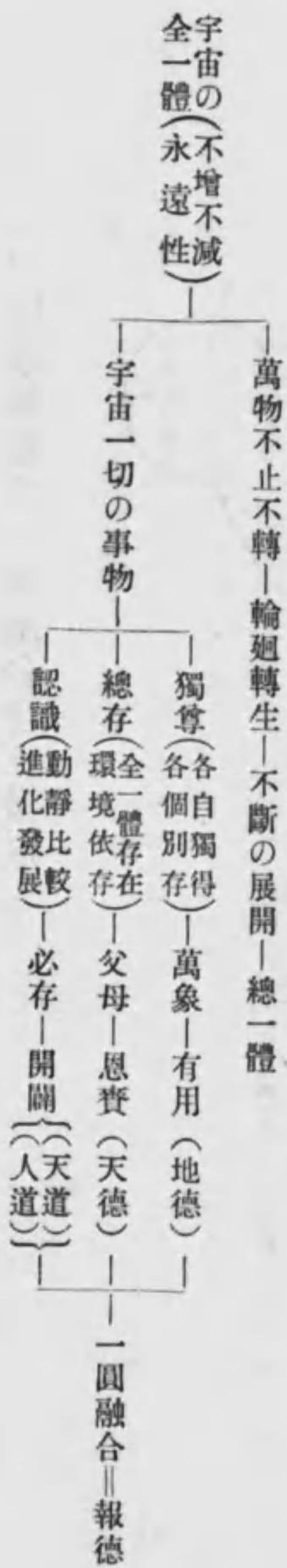
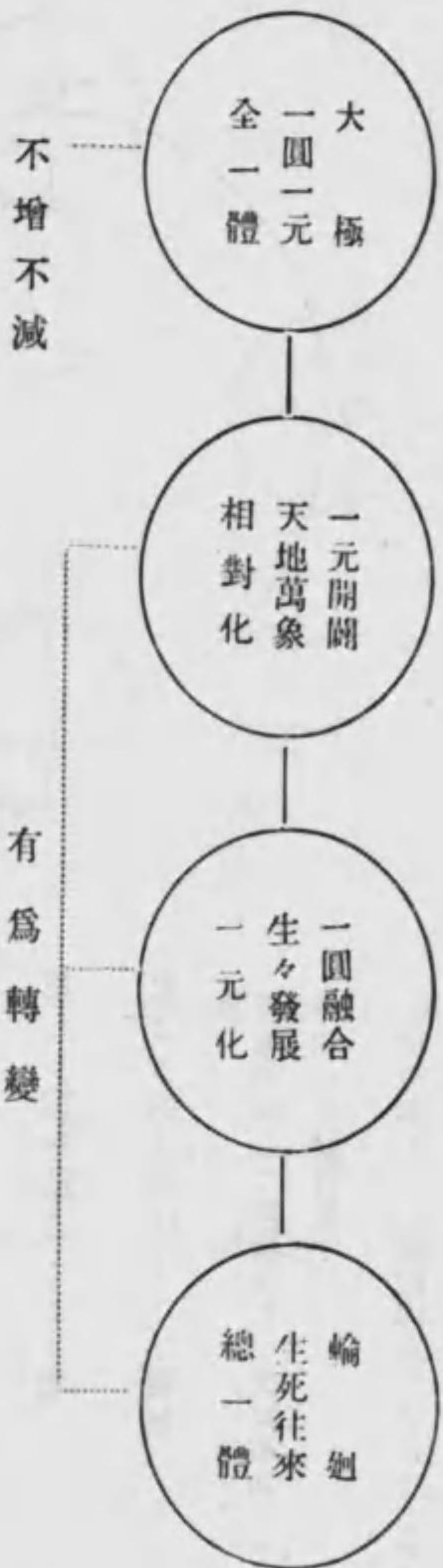
種より草へ生える……生
 草より花を開く……生
 花より實を結ぶ……生
 實より種に選ぶ……發展

天地相和して萬物生じ、夫婦相和して子孫生じ、貧富相和して財寶生ず。

天地の和して一輪福壽草、さげよこの花幾世經るとも

(註) 新生命の發現は二力以上の一圓融合による。

ホ、一圓一元の全一體より因果輪廻の總一體へ



第五章 二宮先生の人生觀

第一 世界開闢と人生文化の根源、皇國の精神

天祖天孫讓道を以て天下を治しるされた、其徳支那の三皇五帝に過ぎて滅せざるものである。然るに我が邦古昔書きて傳ふるものが無い、故に周公孔子が支那の聖徳を傳へて先鞭を着けた、惜しいことである。(語録 八三)

(註) 語録第一章中に、「一氣天地の間に滿つる時、是を神高天原に在りと謂ふべきである。一氣以て萬物を生ずる之を神道といふ。獨り皇國のみ然るに非ず、外國も皆自然りである。然らば萬國も亦神道を以て之を闢くのである。かの周公孔子の儒道を稱し、釋氏の佛法を説く若きは抑も後世の事である。是に由りて之を見れば神道は根本である云々」とある如く、二宮先生の開闢の道は世界に通ずるものである。獨我が國民は天照大神の道を大道として履修すべきことを強調せられた。

獨り山野に生じて左右に人がなければ、餓ゑて食ひ渴して飲み、勞して寐ね、寤めて起き、集居や穴處をして、一身を養ふのみで、又他に求める所はない、是は自然である。然して今日得る所のものを明日に推し譲り、今月得る所のものを明月に譲り、今年得る所のものを明年に貽す、是が人道である。天祖は讓道を以て人道を立てられた、故に茫々たる葦原は富饒の邦となつた。然した後儒佛の學も亦政教を裨補した、それより種々の學が蔓延して遂に天祖開闢の道を湮滅するに至つた。譬へば落葉が積んで山徑を滅すると同様である。嗟呼天祖の道は殆ど滅して久しく世に見はれなかつた。我は其の落葉を披き、天祖が開闢された蹤跡を観察し、それによつて荒蕪の土地を墾き、廢國を興す方法を設けるのである。我が法に頼るならばその荒廢

(註三)

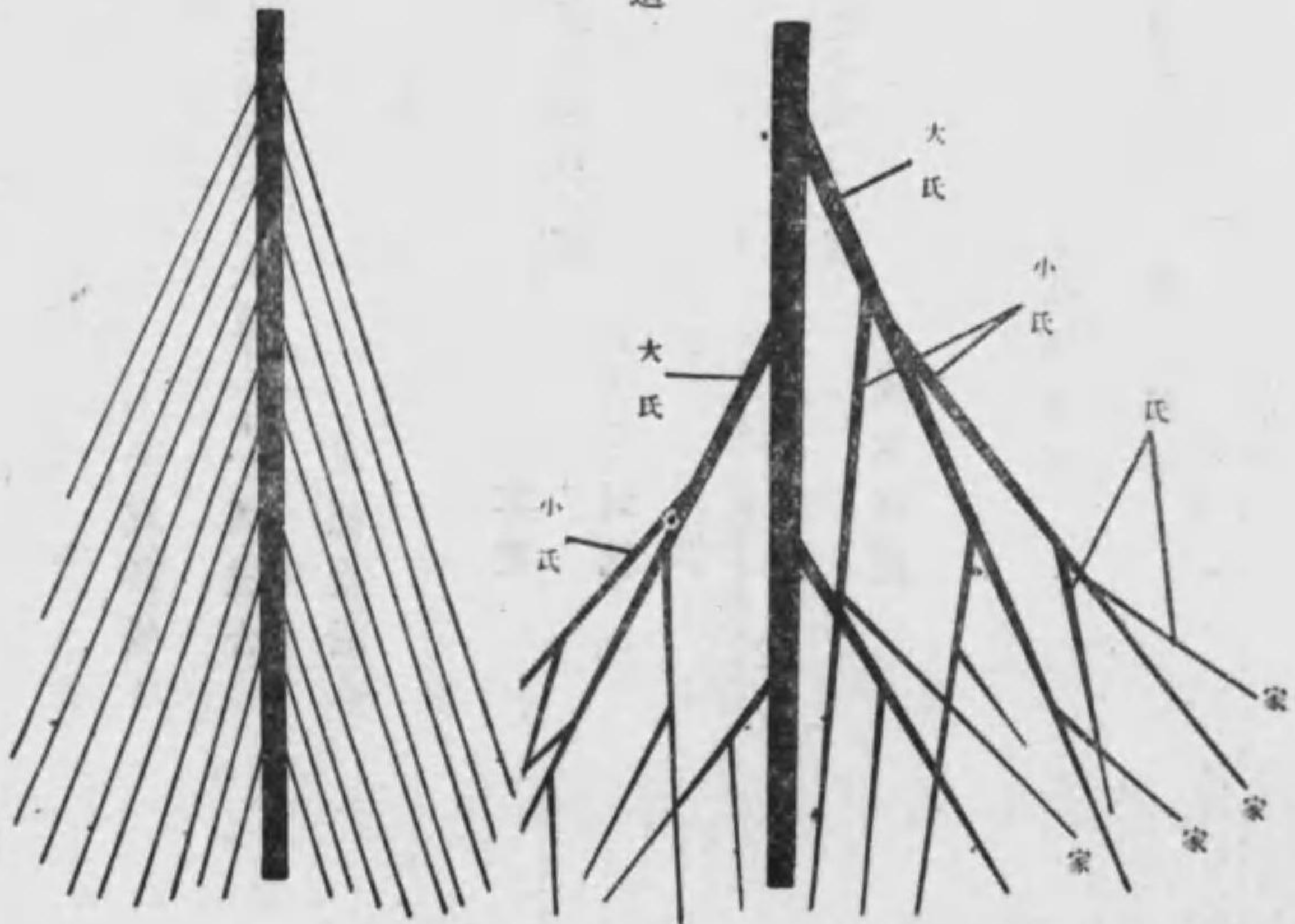
(一) 皇國の國體圖

皇國氏族制度の圖 (上代)

全國一家族の完全なる發達…家族生活美の表現
 全國宗支關係と忠孝一本…宗家本位の國體
 本家分家の關係と氏族制度…本家本位の家格
 親子關係に基く美點稱揚…一圓融合無我的推讓
 大忠至孝と醇風美俗の發達…皇國の至道…日本精神—皇道
 ……惟神大道…日常生活の淨行

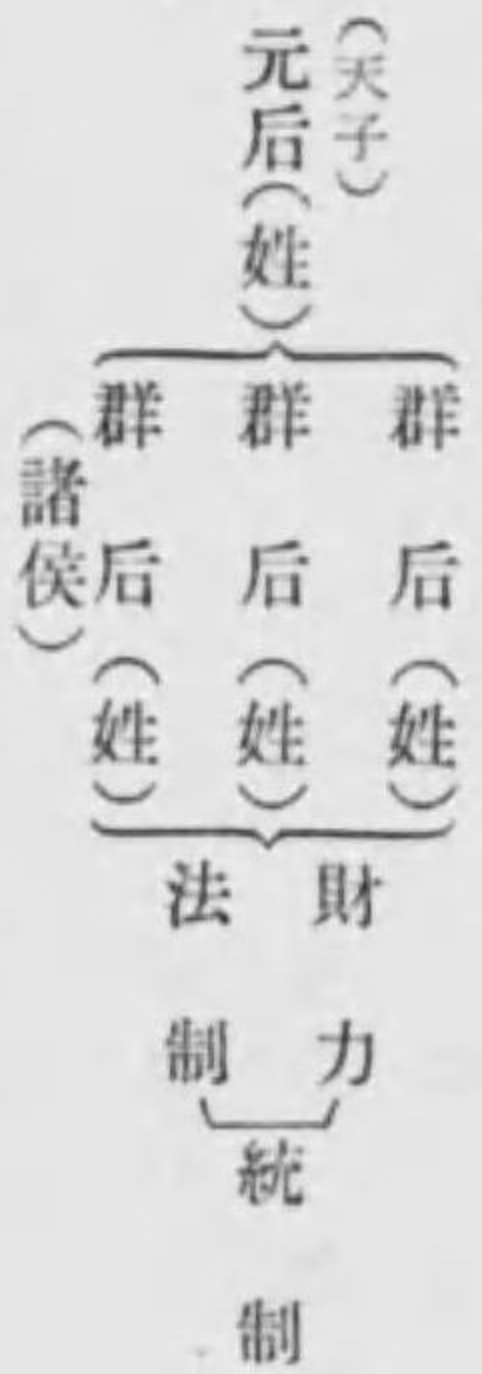
皇國一君萬民の圖 (現代まで)

支那文化と大陸風の輸入…富貴觀念の發達
 氏族併合の弊風と内争…大化改新
 氏族制度の崩壊
 官僚式統制と國風の法制化
 模倣生活と純日本風の發達
 武士の發達と家人郎黨とその忠節…明治維新



(二) 支那上代邦國の成立圖

全國數民族數家族制の混成



家族生活中に創造せられた孔子の思想
 人種移住に伴ふ家族制の崩壊
 戰國以後に於ける匪族出身君主
 民族混住異風雜俗と形式道德の發達
 集合統制と法制并軍備の發達

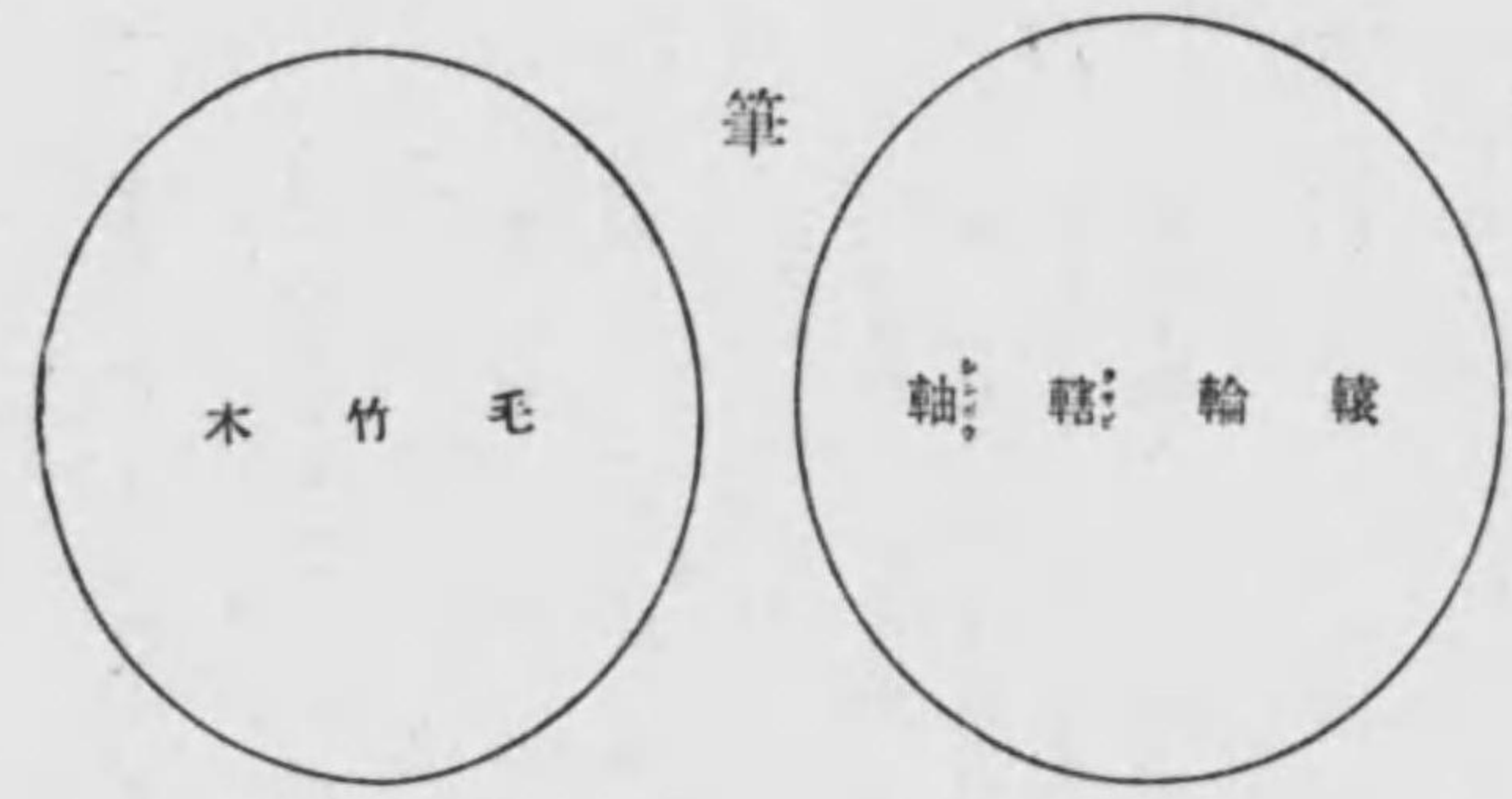
(三) 歐洲諸國の成立圖

人種移住と個人生活の展開
 征服統制
 協力統制
 立法統制



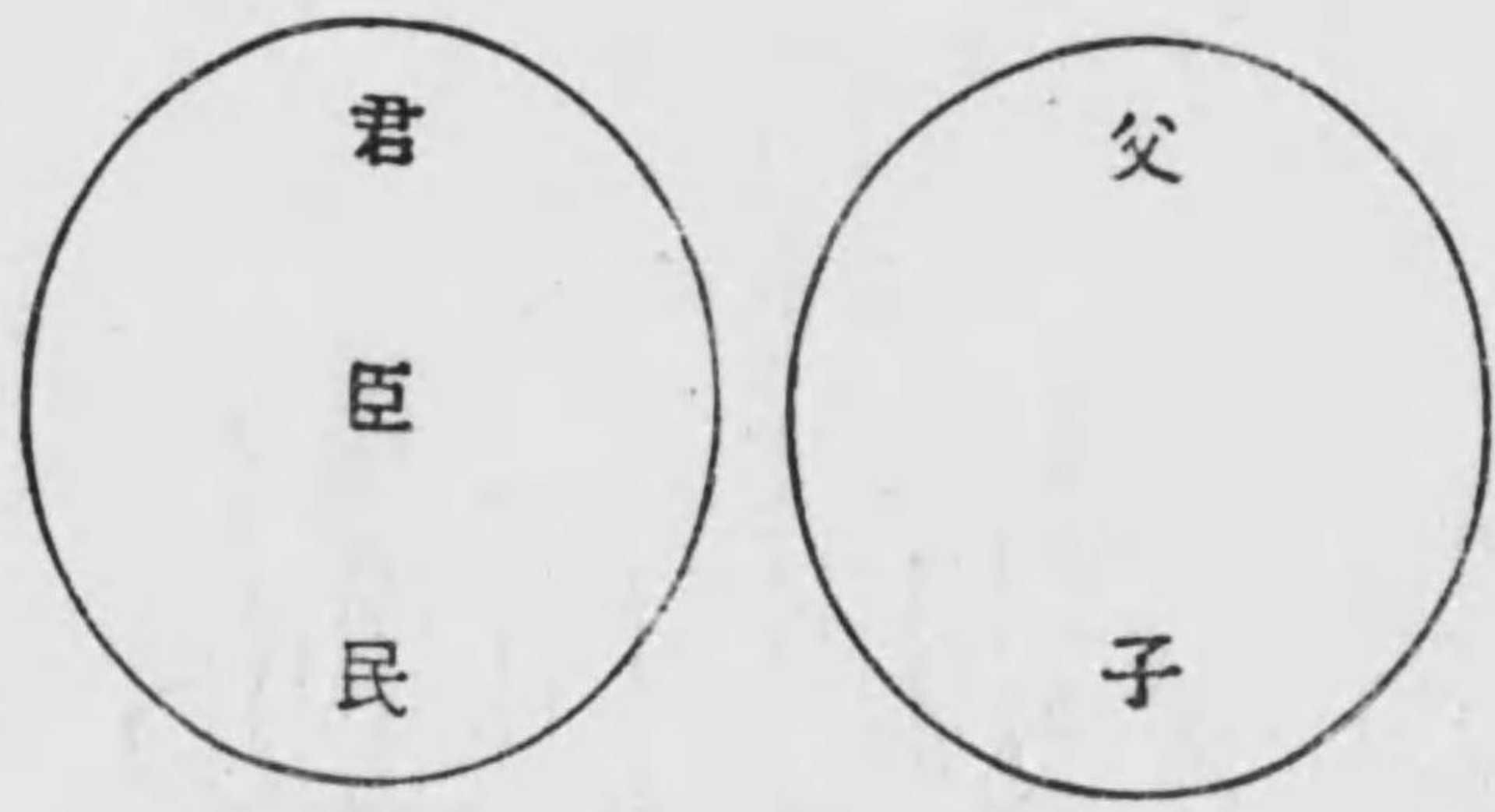
第二一圓融合生活

イ、一圓融合と創造



以獸毫爲鋒、
鹿兔或鼠狸、
以竹木爲柄、
點墨以書字、
號之而曰筆。

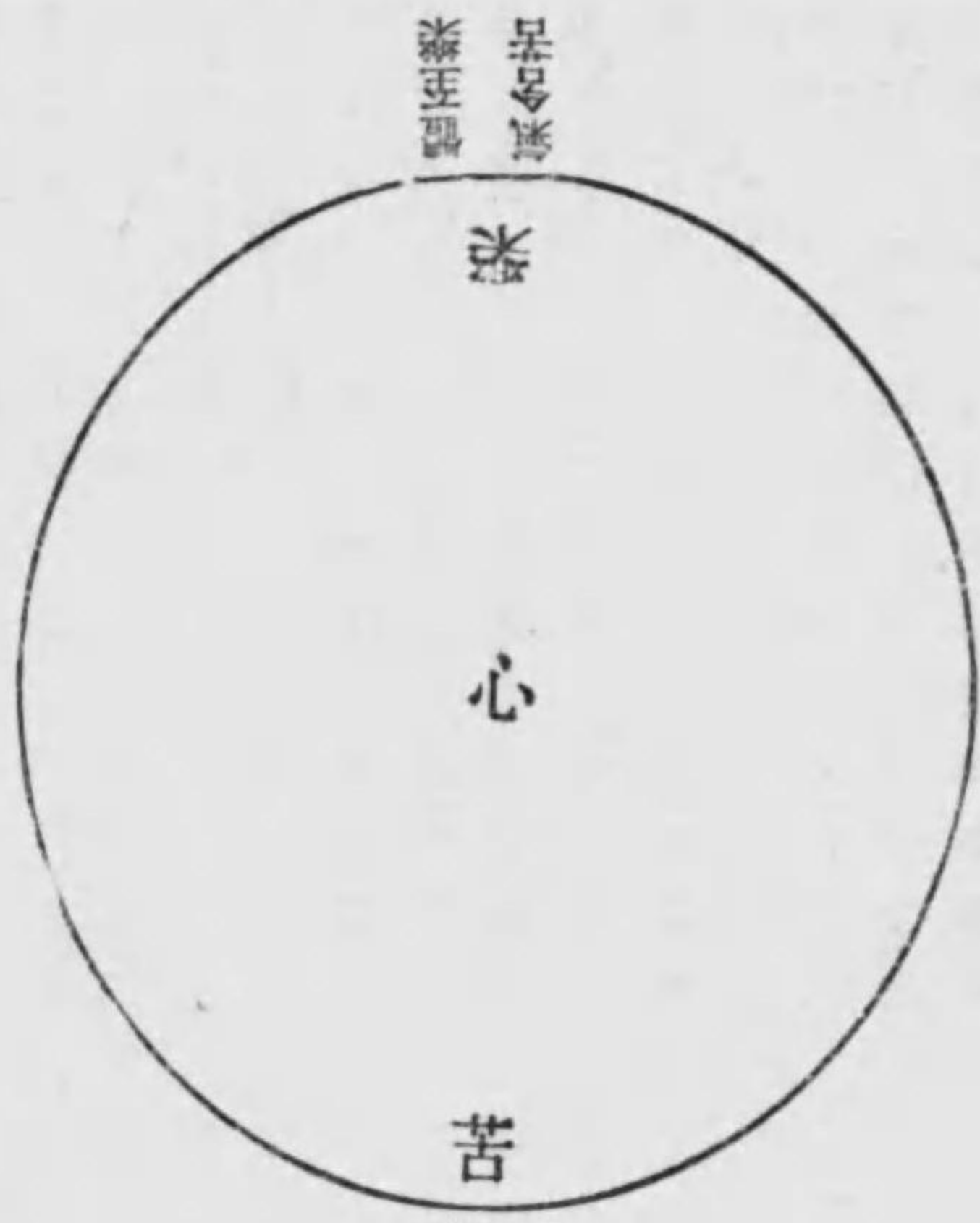
筆



君臣民以三爲一圓也。

父子以二爲一圓。

ロ、一圓融合と苦樂



ハ、片樂と全樂

一圓融合は全樂

ちうくと歎き悲む聲きけば蛙の地獄蛇の極樂。
天地の和して一輪福壽草、さげよこの花幾世経るとも。(再出)
天地相和して萬物生じ、夫婦相和して子孫生じ、貧富相和して財寶生ず。(再出)

夫元一圓一心也、一心變化爲苦樂、
苦樂悟元歸一心、一苦轉變爲萬樂、
萬樂悟元歸一苦、一樂轉變爲萬苦、
萬苦悟元歸一樂、是則天道言自然。
無樂無苦、無苦無樂、有樂有苦、有
苦有樂、從天地開至萬代、苦樂有無
無增減、是故天道言自然。
有樂有苦、有十樂有十苦、有百
樂有百苦、有千樂有千苦、有萬樂有
萬苦、從天地開至萬代、苦樂無增減、
是故天道言自然。
樂體氣苦體通、苦體氣樂體通、樂體
苦體一圓、氣自在變滿不已、苦樂悟
元不二元一、是故天道言自然。

二、一圓融合と道德

- 一 盡忠勤思至善非忠 盡忠勤思道理可也 盡忠勤思報德至忠
- 一 盡忠勤思至善者非忠信 盡忠勤思道理者謂忠信
- 一 雖盡忠不知其非忠 雖盡忠知有罰至忠
- 一 盡忠勤不知其弊不至忠信 盡忠勤知其弊必至忠信
- 一 盡仁愛不知其弊不至仁愛 盡仁愛知其弊必至仁愛
- 一 盡仁不知其弊不至仁 盡仁知其弊必至仁
- 一 盡義不知其弊不至義 盡義知其弊必至義
- 一 盡禮不知其弊不至禮 盡禮知其弊必至禮
- 一 盡智不知其弊不至智 盡智知其弊必至智
- 一 盡信不知其弊不至信 盡信知其弊必至信
- 一 非無人民無仁心故也 非無米穀無耕心故也
- 一 非無富貴無分限故也 非無財寶無勤行故也
- 一 非無神佛無尊敬故也 非無人民無仁行無仁人無仁故也
- 一 非無財寶無勤行無財無勤故也 非無米穀無耕行無耕無耕故也
- 一 無人民在無仁心 在仁行則有人民 無財寶在無勤心 在勤行則有財寶 無米穀在無耕心 在耕行則有米穀

孝問、曰事父母無我也。

孝問、曰以父母憂為我憂、以父母樂為我樂、如此者父子一體也。

不孝問、曰以我樂不知父母憂者也。

孝者、孝心發為孝、不至如此、非孝行、仁者、仁心發為仁、不至如此、非仁者、忠者、忠心發為忠、不至如此、非忠者、(報徳訓二九)

孝不孝の論

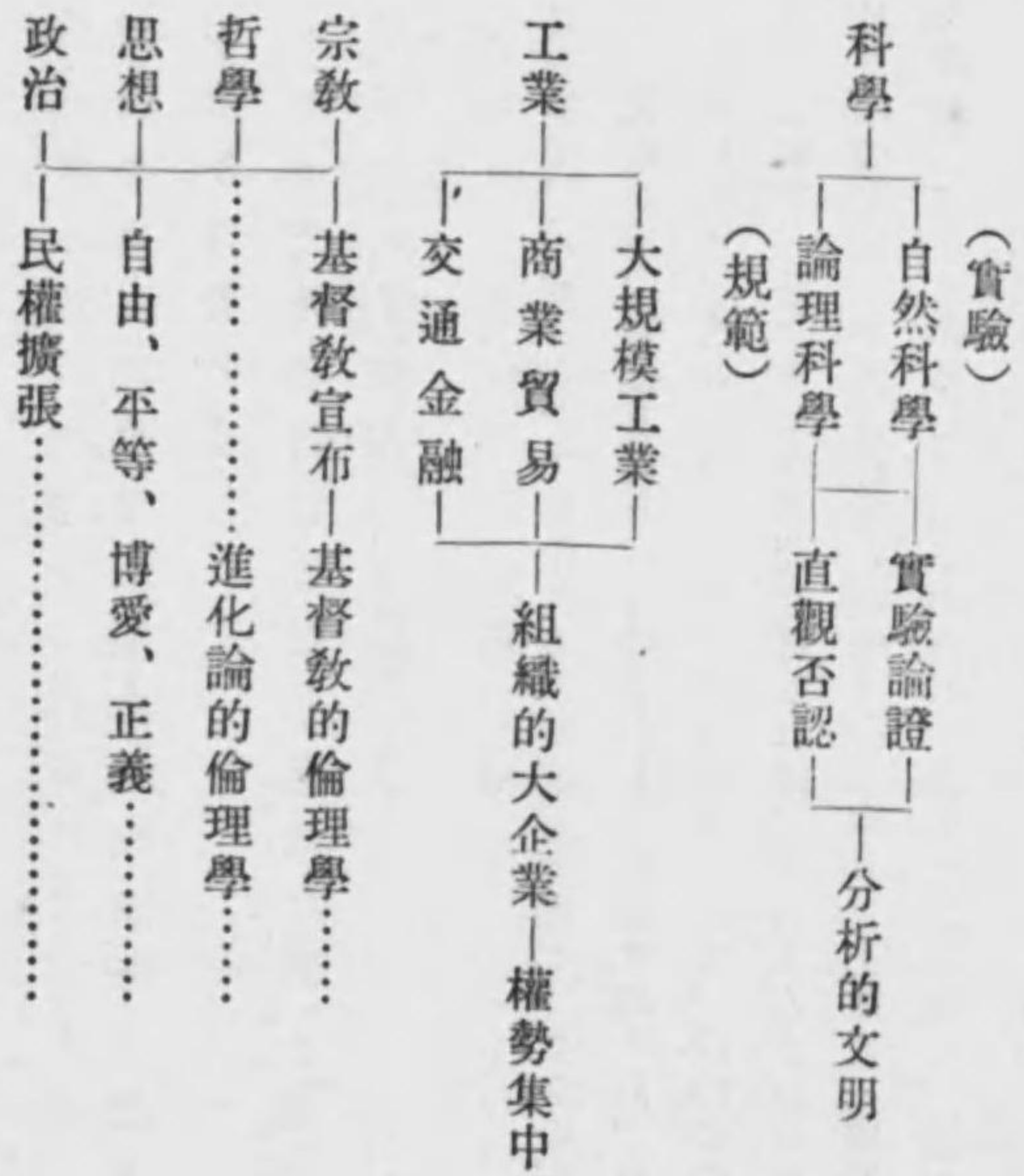
夫人として道に志し厚きものは、其身々々の生れ得たる所の家業を盡し、祖先の丹誠を尊敬し、猥に家居を動かさず慎て修繕するのみ、常に飽飯を食ひ、飽服を着、古風を好み、分限を約し、金銀米錢を貯、自然天理に叶ふ、此輩に於ては、家政の暇ある時は、徳有人を愛し、善人を招き、古人の金言を聞、他人の善を集て、我善心の友とし、若貧賤或は無道の人來れば、威儀を正して教養し、潰たる家を取立、荒たる田畑を開き與ふれば、人のよろこびしたふこと、暗夜に燈を得が如し、是此等の人自ら願ひ求ずして、日月の備を蒙り、世人法元の神と尊敬し奉り、上は天下國家を治め、萬民を安んじ、官位所領財寶、下は家族妻子を撫育し、子孫繁昌するもの多し、至孝の自然、其源は志し深く、道を行ふ故也、又曰人として道の志しなきものは、其身々々の生れ得たる所の家業に怠り、安きに居てうまきを食ひ、花美なるを着、祖先の堅守を不及に思慮し、愚意に任せ家居を飾り、異風を好み、自然と分限を失ひ、目前の美をよしとす、この輩に於ては、家政の暇ある時は、佞人を招き、虚禮を愛し虚言をき、他人の非を求て、我非の友として寵愛す、若貴位道勤の人來れば、幼童の雷火を恐るが如し、氣色を轉じ容體を改め、善言を述といへども、悲哉胸中を預推察、こと白日に高山の姿を誹謗せらるゝに似たり、是此等の人、上は官位所領財寶、下は家株田畑山林家居、其身に備りたる富貴をすて困窮にせまり、剩へ他の富貴を求めんと欲するのみ、終に妻子を道路にたゞせ、家を亡すもの多し、不幸の至り、其源は道勤なきゆへなり、本来同志遠隔なることをさとりて、ともにとも

に致勤行度事に候。(報徳訓三四)

第六章 教育に關する勅語の精神

第一 明治初年に於ける國民的信念の動搖と教育界の困惑

イ、歐米文化の輸入 近世歐洲に於ける物質文明の發達



ロ、歐化主義思想の風潮



ハ、國粹主義思想の勃興

歐化主義に對する國論の沸騰—國粹論の勃興
東洋思想の高揚

第二 教育に關する勅語の内容

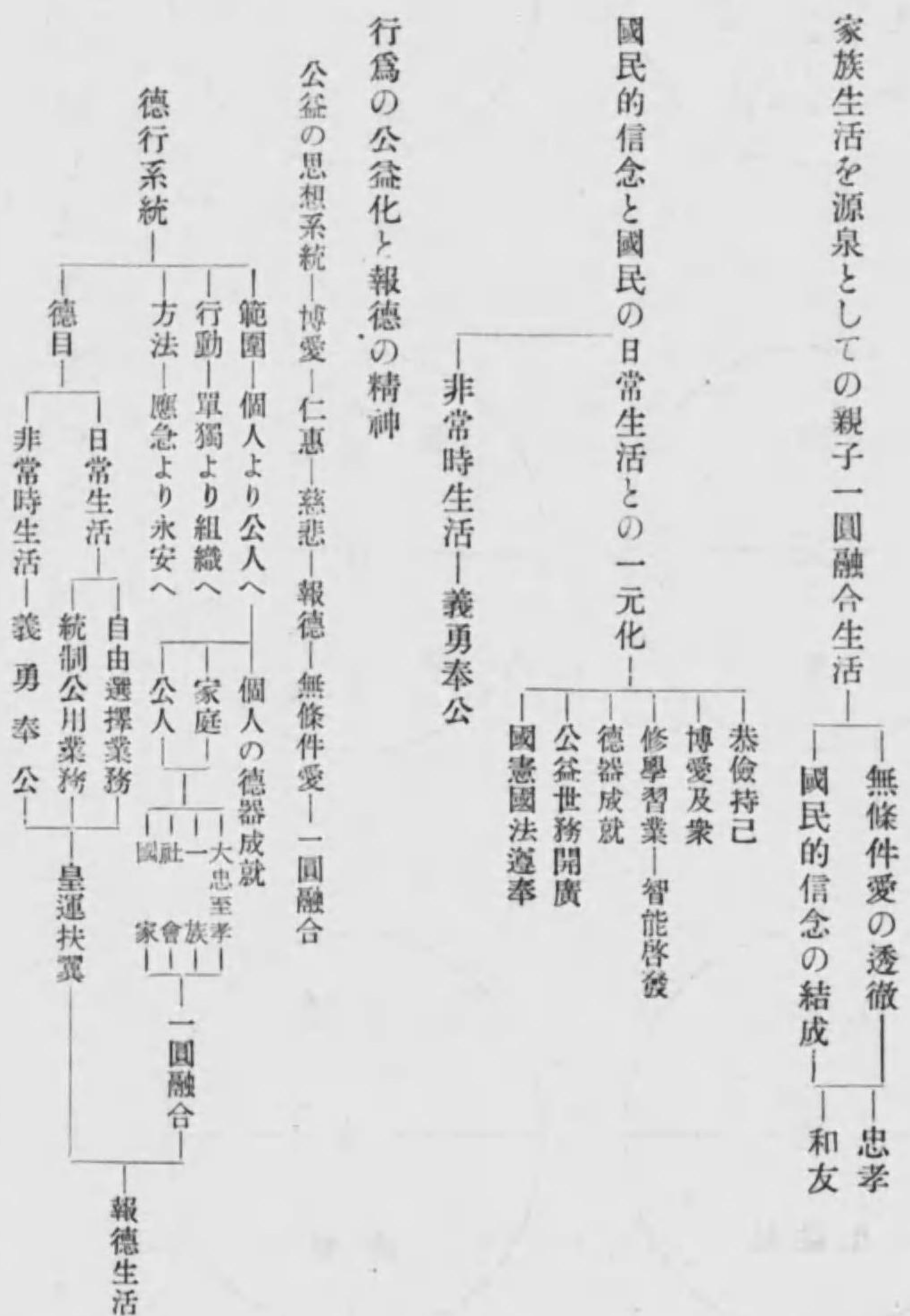
イ、國體を表現したる大指導精神—日本精神—國民精神

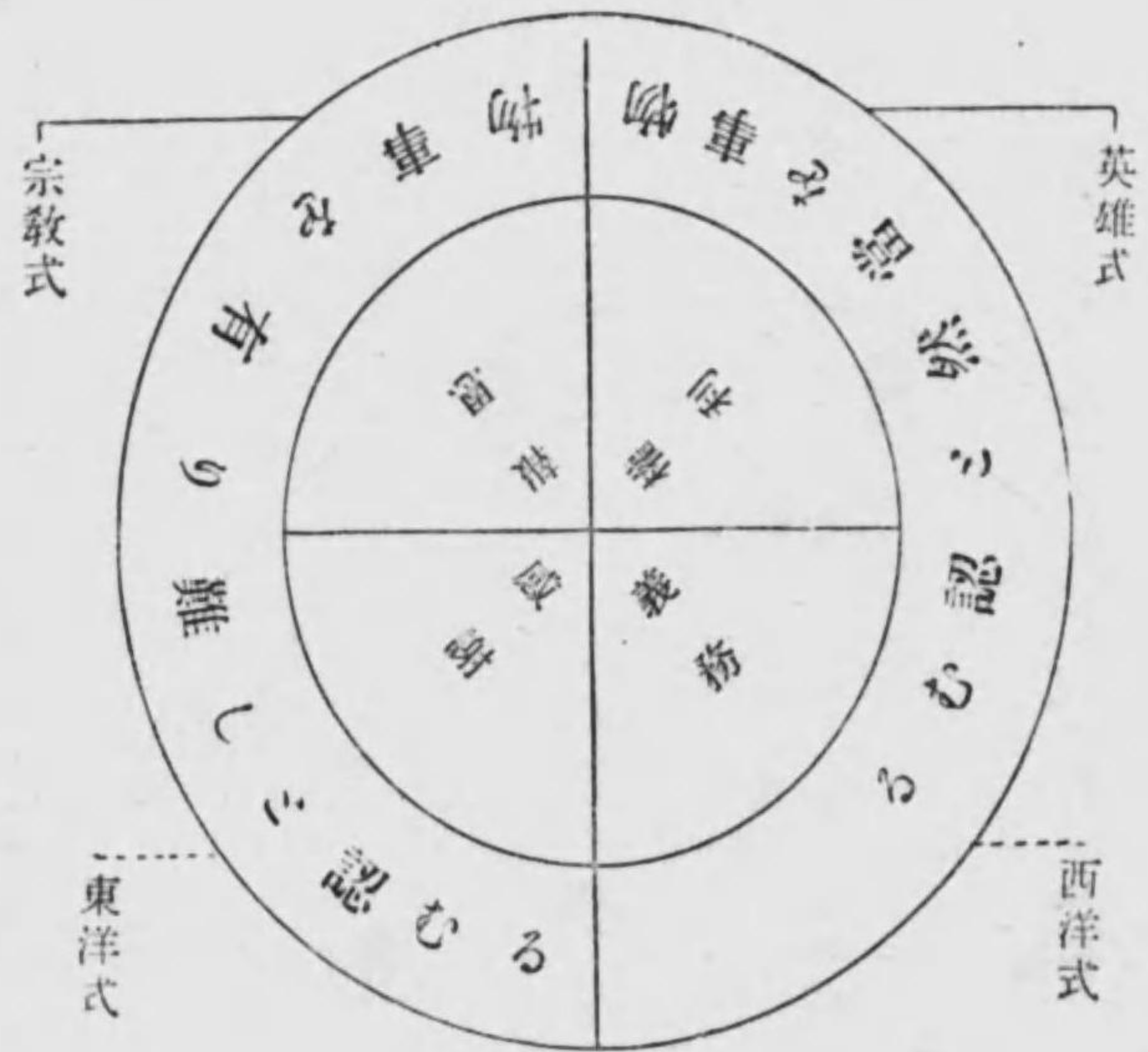
- 天照大神の大道—神勅 開闢創規の道 大讓道
- 神武天皇創業の道—橿原奠都の詔 歷代の詔勅
- 明治天皇の皇猷—五箇條の御誓文 憲法發布の勅語
- 祖宗の偉烈と遺訓、全國一大家族制の完璧發達—
- 神德皇德并祖先に對する崇拜と感謝報恩—
- 忠孝一本

ロ、國民生活の尊嚴なる規範的事實表現—上下數千年の史實

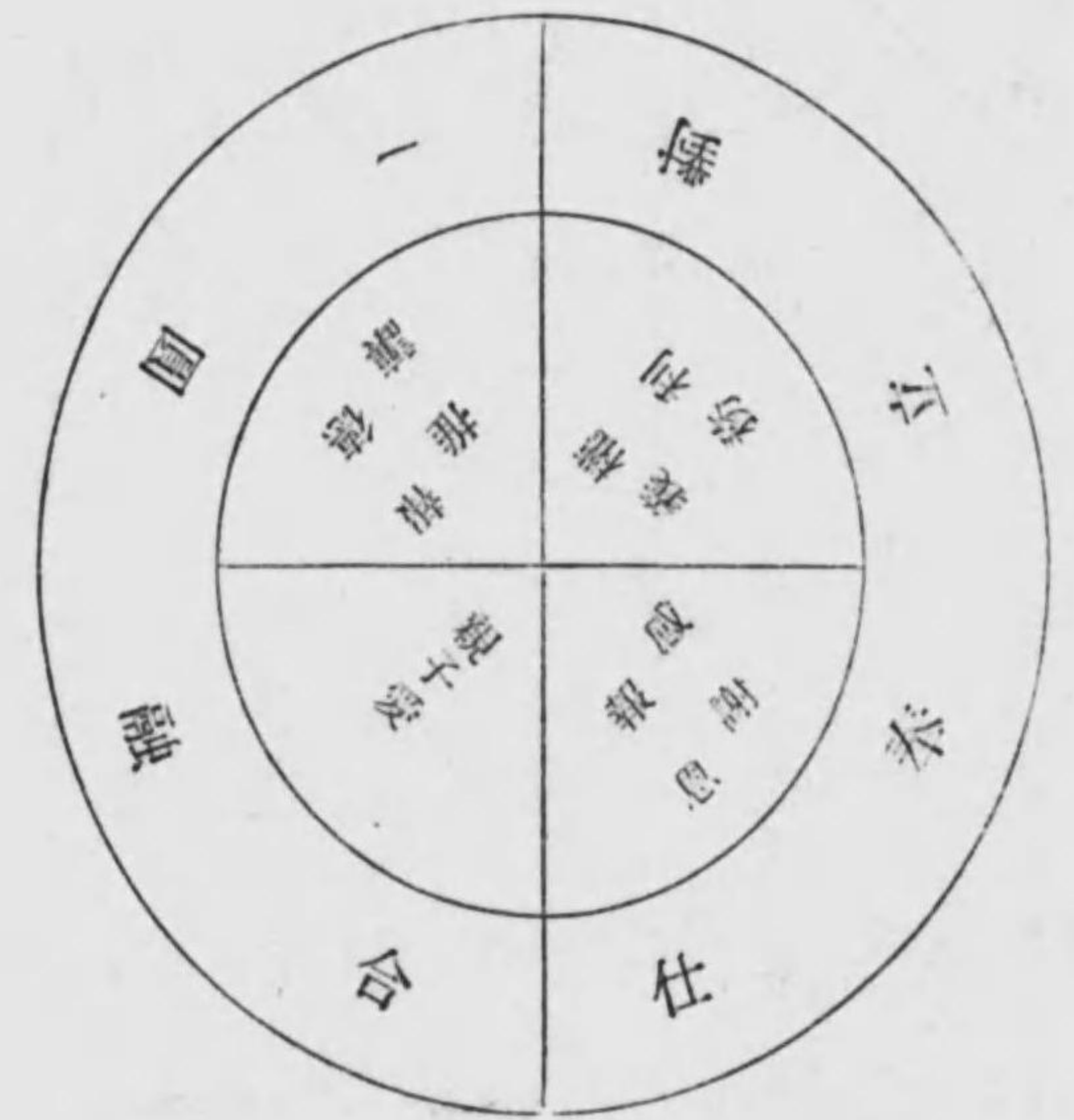
- 一、純粹國風の事實 古事記、日本紀、古語拾遺、祝詞
- 二、輸入外國風の模倣
- 三、混成事實
- 四、日本化事實
- 五、眞日本文化

ハ、國體を表現する生活

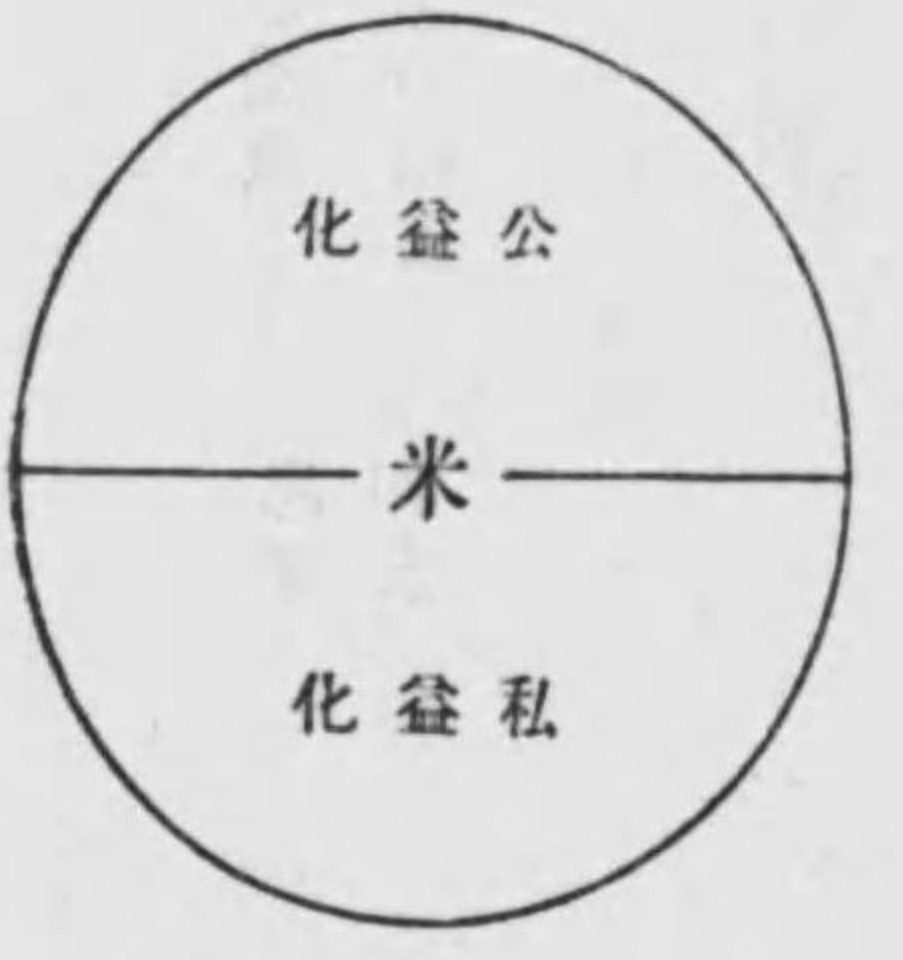
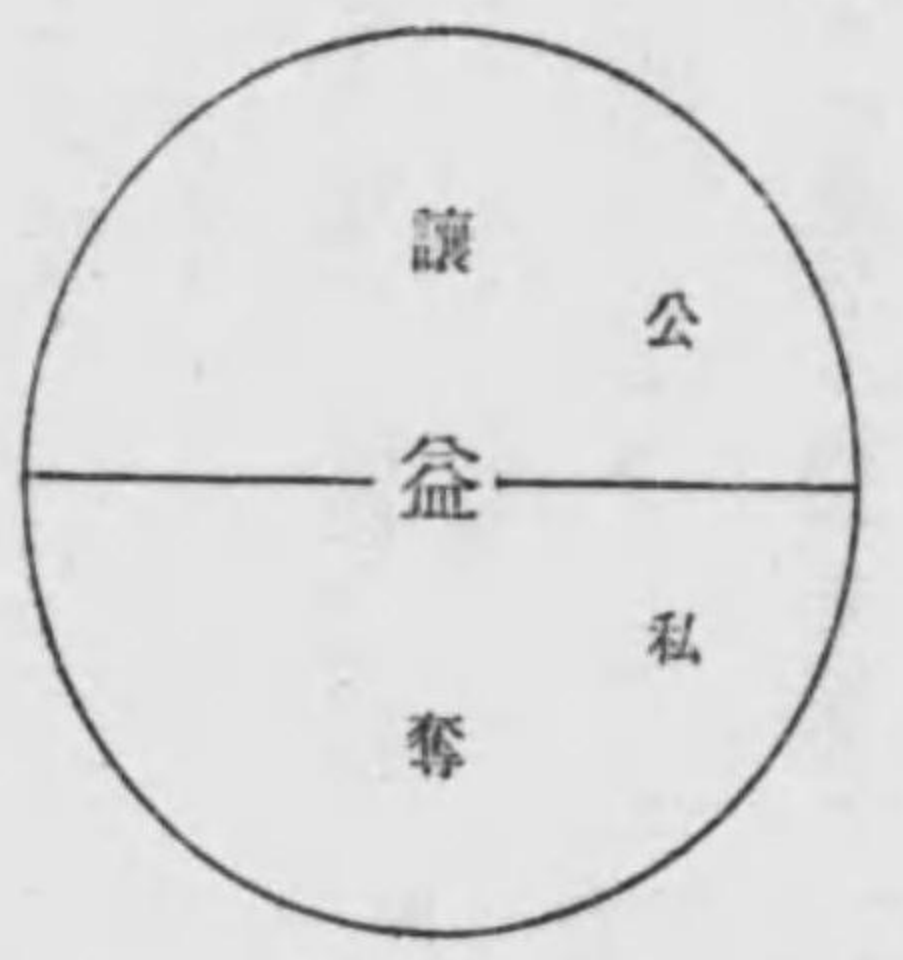




ホ、對立行爲と一圓融合



ニ、公益と私益、讓と奪



第七章 報徳精神

第一 指導原理

イ、信念確立指導

一圓融合による生々發展——宇宙一切の事物——長所美點(徳)の發揚
 報徳生活の確立——收得の爲めの生活を更めて報徳の爲めの生活をなす——皇國開闢の事實——子孫教養(愛)の徹底
 (生活の基本を建直す)——征服利用の眼を脱して愛撫育成を眼目とす

ロ、報徳の意義に關する諸説

(一) 富田高慶氏の報徳の四要

…夫先生之道、以三至誠爲本、勤勞爲主、立分度爲體、推讓爲用、明於古今之盛衰、察乎萬世之興廢、撰于神儒佛三道、取其適於今者而行之、應變而通、且因一圓相、以究天地萬物之理……(報徳論序)

至誠、勤勞、分度、推讓……後人之を四要と稱す。

(二) 齋藤高行氏の報徳説

我が道は徳に報ゆるにある、徳に報ゆるといふのは何をいふか、三才の徳に報ゆるのである。三才の徳に報ゆるといふのは何をいふのか、日月運行し四時循環し、萬物が生滅して息むことの無いのは天の徳である。草木百穀が生じ、禽獸や魚龍が繁殖し、人をして生を養はしむるのは地の徳である。神聖が人道を設け、王侯が天下を治め、大夫士が邦家を衛り、農が稼穡を勤め、工が宮室を作り、商が有無を通じ、以て人生を安んずるは人の徳である。嗚呼三才の徳といふものは亦大なるものでは

ないか。(報徳外記)

(註) 齋藤氏は外記中に勤勞、分度、推讓を説くも至誠の目を擧げず。

(三) 福住正兄氏の報徳の要旨

誠行勤徳讓戒愛善 (報徳學内記)

(註) 大先生は別に列記して附されたものなけれども、勤勞と分度と推讓とは常に高調を以て教化指導せられた、……門人高弟の遺著には斯く出入がある。後人多くは最高弟と稱せられた富田翁の説によりその最初の四要素を擧稱する。

(四) 岡田淡山翁の報徳三綱領

立徳、開智、致富

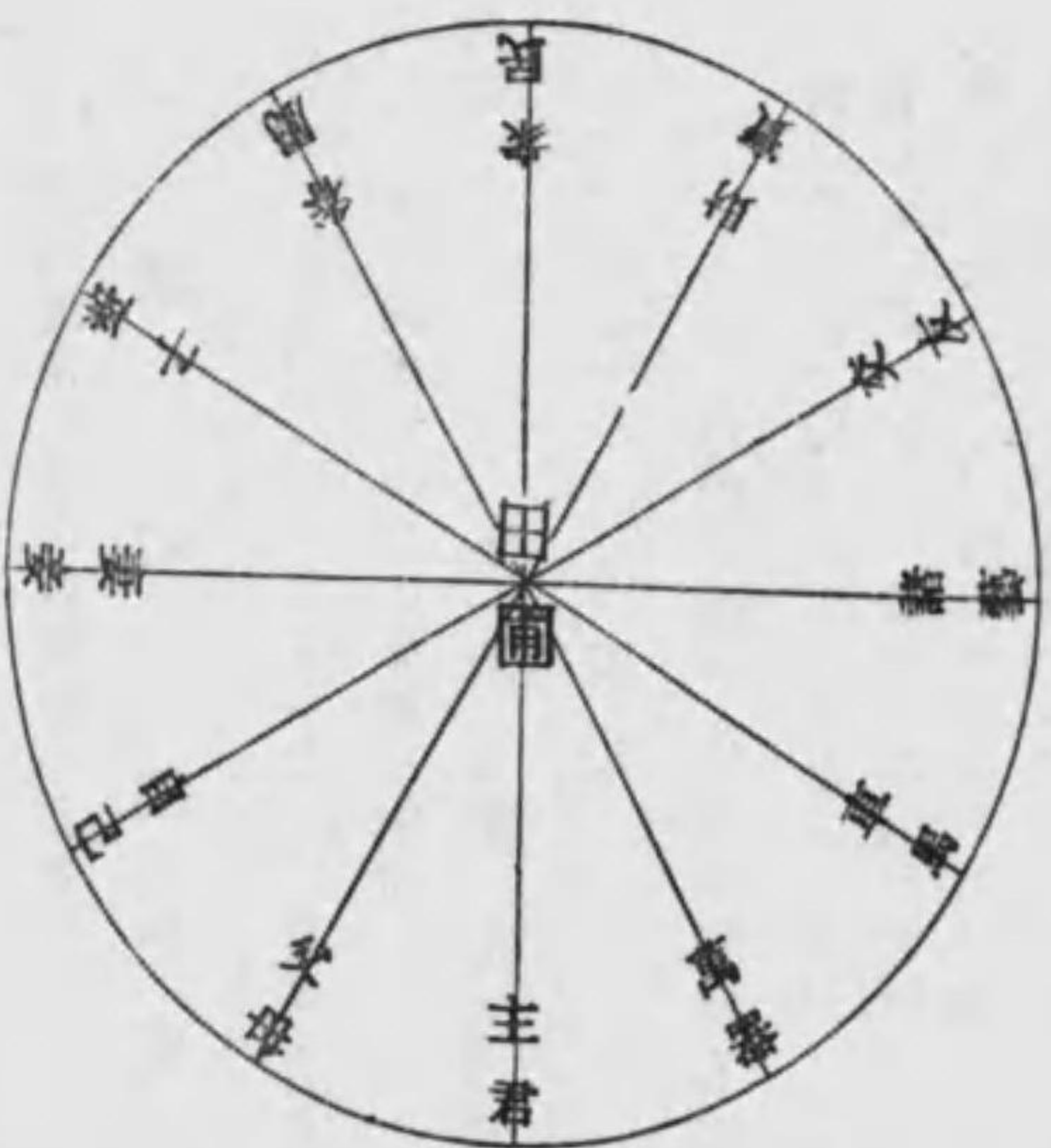
ハ、報徳の道の根元

報徳の道は根元に報ゆるにあり

翁曰汝輩能々思考せよ、恩を受けて報いざる事多かるべし、徳を受けて報いざる事、少からざるべし、徳を報う事を知らざる者は、後來の榮のみを願ひて、本を捨てるが故に、自然に幸福を失ふ、能徳を報う者は、後來の榮えを後にして、前の丹精を思ふが故に、自然幸福を受けて、富貴其身を放れず、夫報徳は百行の長、萬善の先と云べし、能其根元を押極めて見よ、身體の根元は、父母の生育にあり、父母の根元は祖父母の丹精にあり、祖父母の根元は其父母の丹精にあり、斯の如く極る時は、天地の命令に歸す、されば天地は大父母なり、故に、元の父母と云り、予が歌に「きのふより知らぬあしたのなつかしや元の父母ましませばこそ」夫れ我れも人も、一日も生命長かれと願ふ心、惜しいほしひの念、天下皆同じ、何となれば明日も明後日も、日輪出玉ひて、萬世替らじと思へばなり、若し明日より日輪出ずと定まらば、如何にするや、此時は一切の私心執着、惜しひほしひも有べからず、されば天恩の有難き事は誠に顯然なるべし、能思考せよ。(夜話七)

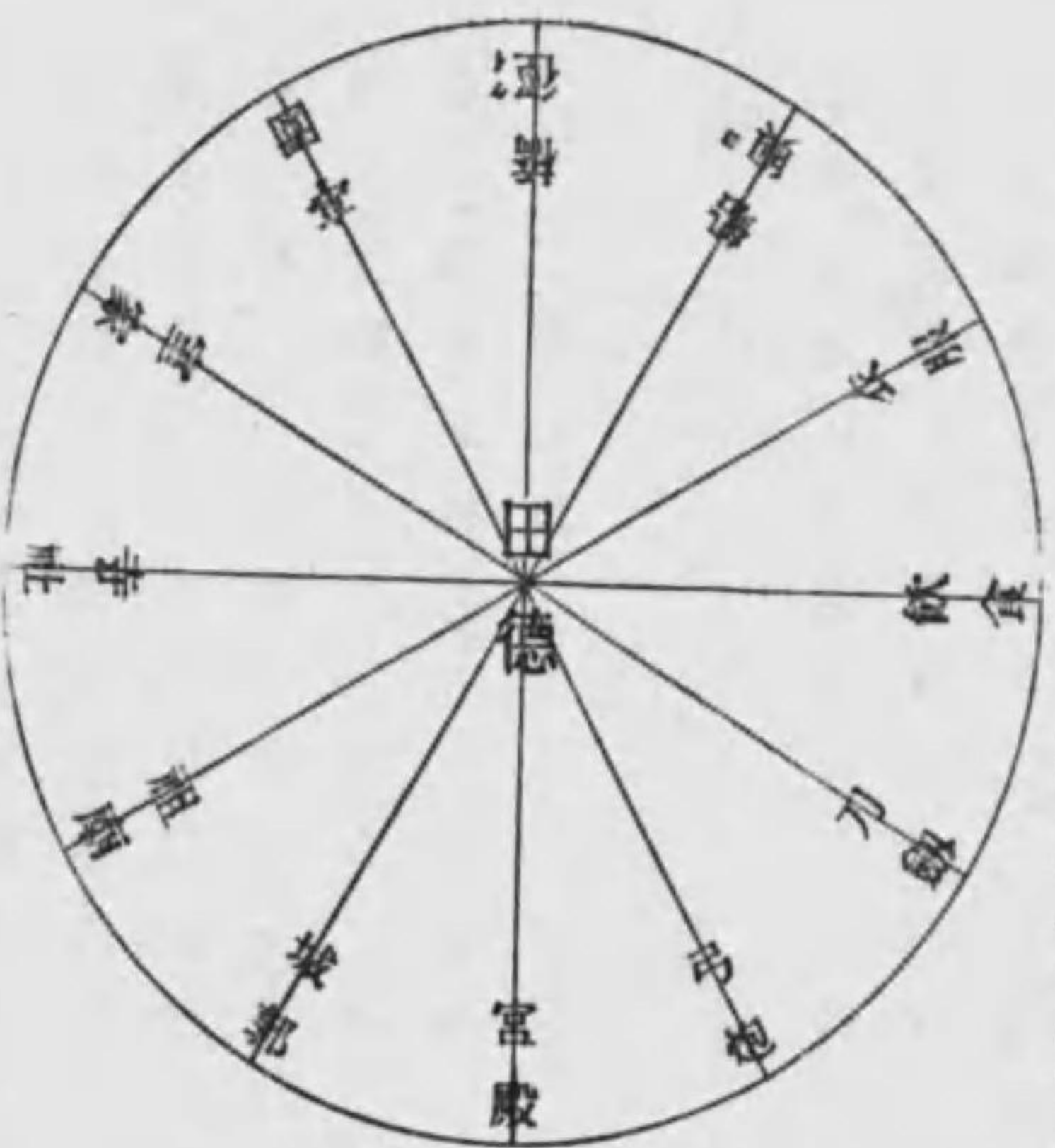
第二德の根元と報德

イ、田德扶助人倫之解



夫本一圓無田也、變無田、發一田、有二田、發三田、有十田、發百田、有二百田、發千田、有千田、發萬田、想萬田、本歸無田、無田則無生、養、因有田、育生命、焉。有田德、故君爲君、有田德、故父母爲父母、有田德、故自己爲自己、有田德、故妻妾爲妻妾、有田德、故子孫爲子孫、有田德、故眷屬爲眷屬、有田德、故衆民爲衆民、有田德、故財寶爲財寶、有田德、故交友爲交友、有田德、故諸藝爲諸藝、有田德、故車馬爲車馬、有田德、故萬器爲萬器、若無田、圓得使人倫、遂不爲人倫乎。是故、倭朝、天照大神、漢土堯舜、自作耒耜、耕藉田、爲農先、務以求賢、後世不可忘、誰其德矣。

ロ、田德製衣食住之解



夫本一圓田德也、無田德、無生民、無生民、非有田、財寶、有田德、故發財寶、有財寶、故成萬營、僕萬營、本歸田德、無田德、無宮殿、無田德、無城郭、無田德、無祖廟、無田德、無寺社、無田德、無室家、無田德、無亭園、無田德、無橋徑、無田德、無船輿、無田德、無衣服、無田德、無飲食、無田德、無刀劍、無田德、無弓炮、有田德、故在衣、食、住、無衣、食、住、非人界、有衣、食、住、故爲人界、處人界者、無貴於田、圓若廢田、荒蕪不憂、田器之缺、靡國不泯、民靡不饑、此謂天理自然、不誰怵惕矣。

ハ、宇宙間一切の事物の徳と報徳

無報空徳者
無報風徳者
無報火徳者
無報水徳者
無報地徳者

有報空徳者
有報風徳者
有報火徳者
有報水徳者
有報地徳者

(註) 混沌、天地、三光、五行、
神佛、山河、五倫、五常、衣食、
四民、田畠、金穀、船車、貴賤、
貧富、等六十九聯

くらべ、それこれともに長し短し」と云しは、慨歎に堪ねばなり、仍て今道々の専とする處を云はゞ、神道は開國の道なり、儒學は治國の道なり、佛教は治心の道なり、故に予は高尚を尊ばず、卑近を厭はず、此三道の正味のみを取れり、正味とは人界に切用なるを云、切用なるを取て切用ならぬを捨て、人界無上の教を立つ、是を報徳教と云ふ、戯に名付けて神儒佛正味一粒丸と云ふ、其効能の廣大なる事、擧て數ふべからず、故に國に用れば國病癒え、家に用れば家病癒え、其外荒地多きを患る者、服膺すれば開拓なり、負債多きを患る者、服膺すれば返済なり、資本なきを患る者、服膺すれば資本を得、家なきを患る者、服膺すれば家屋を得、農具なきを患る者、服膺すれば農具を得、其他貧窮病、驕奢病、放蕩病、無頼病、遊惰病、皆服膺して癒すと云事なし、衣笠兵太夫、神儒佛三味の分量を問ふ、翁神一七儒佛半七つなりと、或人傍に有り是を圖にして三味分量神佛此の如きかと問ふ、翁一笑して曰、世間此の寄せ物の如き丸藥あらんや、既に丸藥と云へば、能混和して、更に何物とも分らざるなり、此の如くならば、口中に入れて舌に障り、腹中に入れて腹合ひ惡し、能々混和して何物とも分らざるを要するなり呵々。(夜話三六)

ト、神道の本旨は開關の大道を行ふにあり

翁曰夫神道は、開關の大道皇國本源の道なり、豊蘆原を此の如き、瑞穂の國安國と治めたまひし大道なり、此開關の道、則眞の神道なり、我が神道盛んに行れてより後にこそ、儒道も佛道も入り來れるなれ、我神道開關の道未だ盛んならざるの前に儒佛の道の入り來るべき道理あるべからず、我が神道則開關の大道先づ行れ十分に事足るに隨ひてより後、世上に六かしき事も出來るなり、其時にこそ、儒も入用佛も入用なれ、是誠に疑ひなき道理なり、譬ば未だ嫁のなき時に夫婦喧嘩あるべからず、未だ幼少なるに、親子喧嘩あるべから

ず、嫁有て後に夫婦喧嘩あり、子生長して後に親子喧嘩あるなり、此時に至てこそ、五倫五常も悟道治心も入用となるなれ、然るを世人此道理に暗く、治國治心の道を以て本元の道とす、是大なる誤なり、夫本元の道は開關の道なる事明なり、予此迷ひを醒さん爲に「故道につもる木の葉をかきわけて天照神の足跡を見ん」とよめり、能味ふべし、大御神の足跡のある處、眞の神道なり、世に神道と云ふものは、神主の道にして、神の道にはあらず、甚しきに至ては、巫祝の輩が、神札を配り米錢を乞ふ者をも、神道者と云に至れり、神道と云物、豈此の如く、卑き物ならんや、能思ふべし。(夜話一一)

チ、陰徳は隱行者にあらず

麥秋稻肥しをする、稻の秋に麥の肥しする、父母のために孝行する、主君のために忠心を盡す、先祖のために供養をいたす、子孫相續のために慈愛を盡す、一切萬事思あるため報ふ事、天理自然也、右能々報力を入るゝのみなり、別段かくし行にもあらず、朝夕常々行道に、力を入るゝ事なり、只々可_レ有_レ道_レあるやうに、能々行ふのみなり。

武家は分限あり、農家以下は金拾兩入時は五兩にてくらし、五兩別に恩ある方へ報ひ施し可_レ申_レ、金百兩入時は五拾兩にて五拾兩右同じ。

天地の神と皇との恵にて、世をやすらふる徳に報えや

天地の君と親との恵にて、身をやすらはん徳に報えや

何事も事足り過ぎて事足らず、徳に報ゆる道の見えねば



易曰、積善之家、必有餘慶、積不善之家、必有餘殃。
 書曰、作善天降之百祥、作不善天降之百殃。

(註) 私曰、祖樹善根、而培養之、則必有餘慶矣。

米まけば米の草生え米の花 咲きつゝ米の實法世の中
 善まけば善の草生え善の花 咲きつゝ善の實法世の中
 惡まけば惡の草生え惡の花 咲きつゝ惡の實法世の中
 富まけば富の草生え富の花 咲きつゝ富の實法世の中
 貧まけば貧の草生え貧の花 咲きつゝ貧の實法世の中

第八章 報徳生活の基本様式

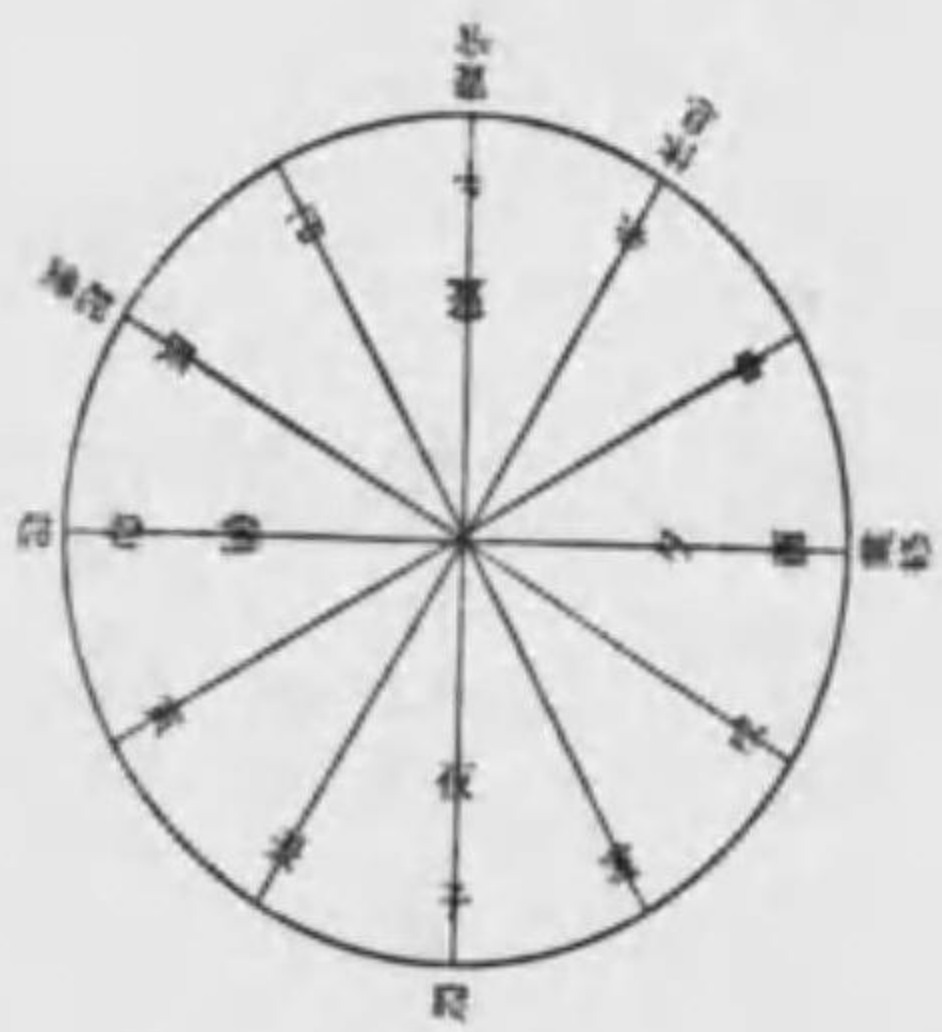
第一 勤 勞

イ、勤 勞 の 意 義

- 一、勤勞は開闢の大道—無より有へ—無財の世界を有財へ
 - 二、勤勞は創造生活—文化創造の根元
 - 三、勤勞は徳行の根元—作業推讓—公益世務—職業神聖論
- …商業は餘剰を必需への活用—創造生活の意義を連續擴大す



口、勤行之圖



晝夜十二時之内夜六時引、
 殘六時之内明六ツヨリ五ツ
 迄朝飯認、五ツヨリ四ツ、
 四ツヨリ九ツ迄二時爲業、
 九ツヨリ晝食認、八ツ迄一
 時休息、八ツヨリ七ツ、七
 ツヨリ六ツ迄二時爲業、暮
 六ツヨリ朝六ツ迄六時爲休
 體、合而八時休、四時勤、一
 年合四千三百二十時之内、
 二千八百八十時休體引、殘
 而千四百四十時勤、一年之
 内三分三厘勤、六分六厘休
 (惰ト言フベシ)



非_レ無_レ財、無_レ勤故也。
 無_レ財、有_レ無_レ勤行。
 在_レ勤行、則_レ在_レ財寶。
 有_レ財寶、國穩。
 非_レ在_レ穀、爲_レ耕故也。
 在_レ米穀、有_レ爲_レ耕行。
 無_レ耕行、則_レ無_レ米穀。
 無_レ米穀、國有_レ飢渴。
 非_レ無_レ穀、不_レ耕故也。
 無_レ米穀、在_レ無_レ耕行。
 在_レ耕行、則_レ有_レ米穀。
 有_レ米穀、國無_レ飢渴。

ハ、勤行の教訓

(一) 鍤鎌の辭

夫庶人は農をなすより大なる事はなし、農業をなすに鍤鎌より先なるはなし、然れば鍤鎌は農を經營の重寶、民を救ひ國を安
 するの元、一日もなくて叶はず、抑古を考ふるに、吾朝 神代のむかし豊葦原を安國と平げ賜ひしより、今日只今に至るまで
 國を治め家を齊へ人命を養ふ、是より尊きはなし、能々力を盡せば天地の感應目前に顯れ、米麥雜穀湧出し、金銀財寶功徳を
 照す、故に喰ふも存も着るも安樂自在なり、此鍤鎌を以て農をなす事片時もゆるがせにすべからず、此徳功によらずして外に富
 貴を願ふべからず。

天津日の、恵み積おく、無盡藏、鍤でほり出せ、鎌でかりとれ。

(二) 大を致すは小を積むにあり

翁曰、大事をなさんと欲せば、小さな事を、怠らず勤むべし、小積りて大となればなり、凡小人の常、大なる事を欲して
 小さな事を怠り、出来難き事を憂ひて、出来易き事を勤めず、夫故、終に大なる事を、なす事あたはず、夫大は小の積んで
 大となる事知らぬ故なり、譬ば百萬石の米と雖も粒の大なるにあらず、萬町の田を耕すも、其業は一鍤づゝの功にあり、千
 里の道も一歩づゝ歩みて至る、山を作るも一と簣の土よりなる事を明かに辨へて、勵精小さな事を勤めば、大なる事必ずな
 るべし、小さな事を忽にする者、大なる事は必出来ぬものなり。(夜話一一四)

(三) 我が道は勤儉讓の兼行に在り

翁曰、我道は勤儉讓の三つにあり、勤とは衣食住になるべき物品を勤めて産出するにあり、儉とは産出したる物品を費さ
 るを云、讓は此三つを他に及ぼすを云、叔讓は種々あり、今年の物を來年の爲に貯ふるも則讓なり、夫より子孫に譲ると、親
 戚朋友に譲ると、郷里に譲ると、國家に譲るなり、其身の分限に依て勤め行ふべし、たとひ一季半季の雇人といへども、
 今年の物を來年に譲ると、子孫に譲るとの譲りは、必勤むべし、此三つは鼎足の如し、一をも缺くべからず、必兼行ふべし。

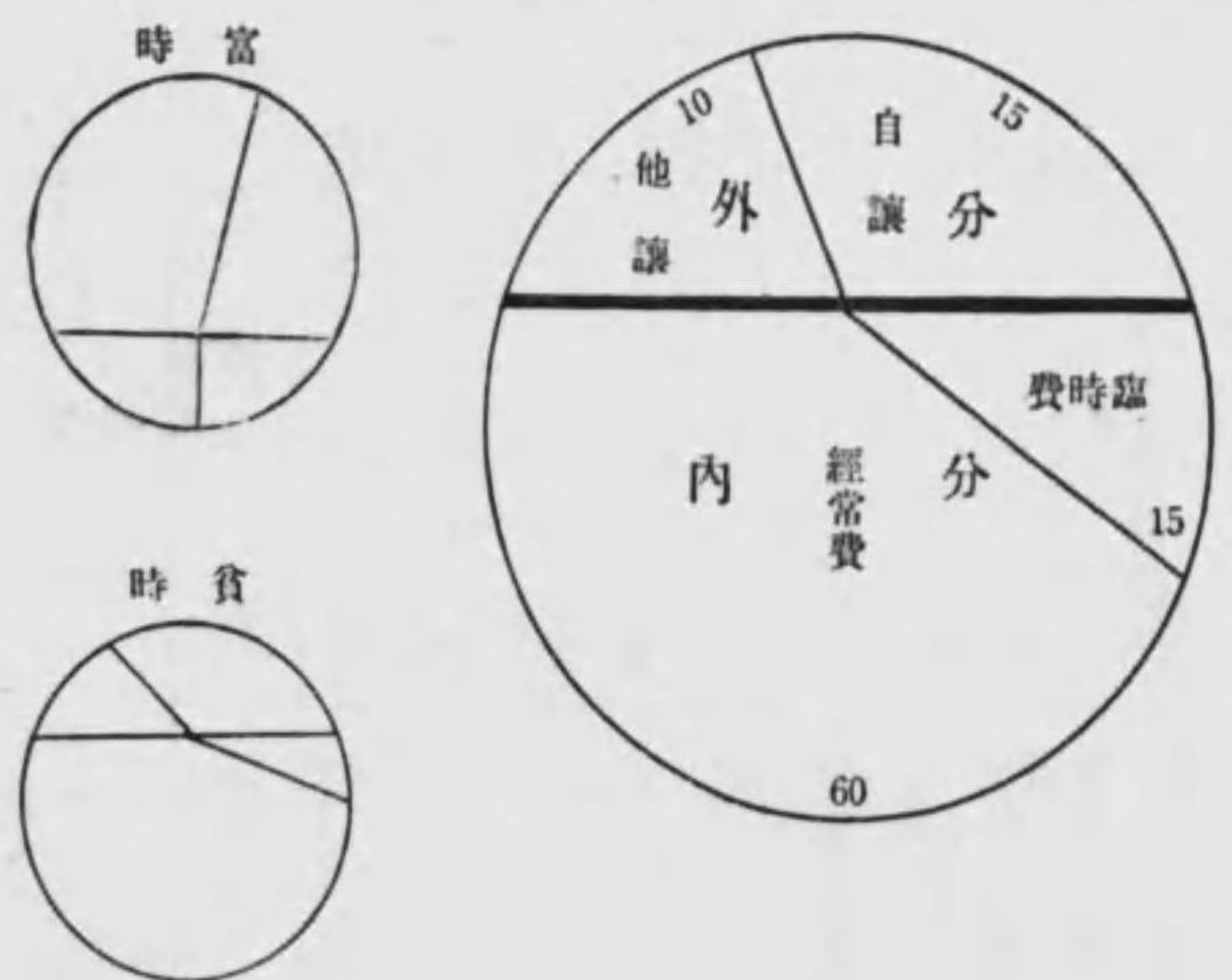
(夜話一一二)

二、天祿增減鏡抄出

夫元一圓無財也
 發財自然通用生
 有增減則貸借生
 有通用增減貸借
 夫元一圓一寶也
 貸借悟元歸一寶
 萬借悟元一貸始
 萬貸悟元一借始
 夫元一圓貸借也
 無借寶則無貸心
 有借寶則發貸心
 貸借本源無增減
 夫元一圓貸借也
 有十貸則為十借
 財未發則無貸借
 有通用則增減生
 發財寶而至萬世
 此謂天理自然也
 一寶變化為貸借
 一貸積積為萬借
 一借積積為萬貸
 此謂天理自然也
 夫元一圓貸借也
 借者必思慮貸者
 氣自在變滿不已
 貸借不二元一寶
 恐可恐受財樂身
 其身其身受天命
 其身士德受天命
 其身農德受天命
 其身工德受天命
 其身商德受天命
 其身親德受天命
 有千貸則為千借
 貸借本源無增減
 夫元一圓貸借也
 借者必思慮借者
 貸者必思慮貸者
 此謂天理自然也
 此謂天理自然也

ホ、分度圖解

年收壹千圓内外の分度



分限自覺と德行

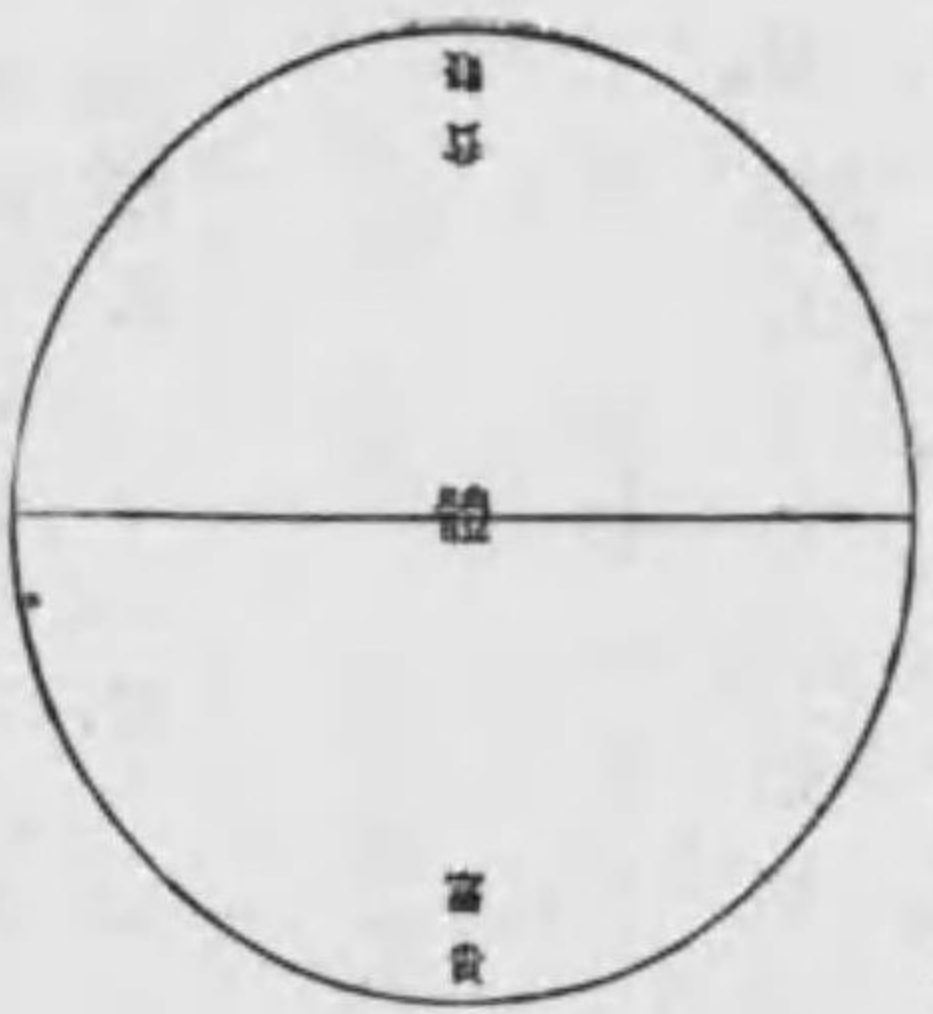


線縮緊と容態活生

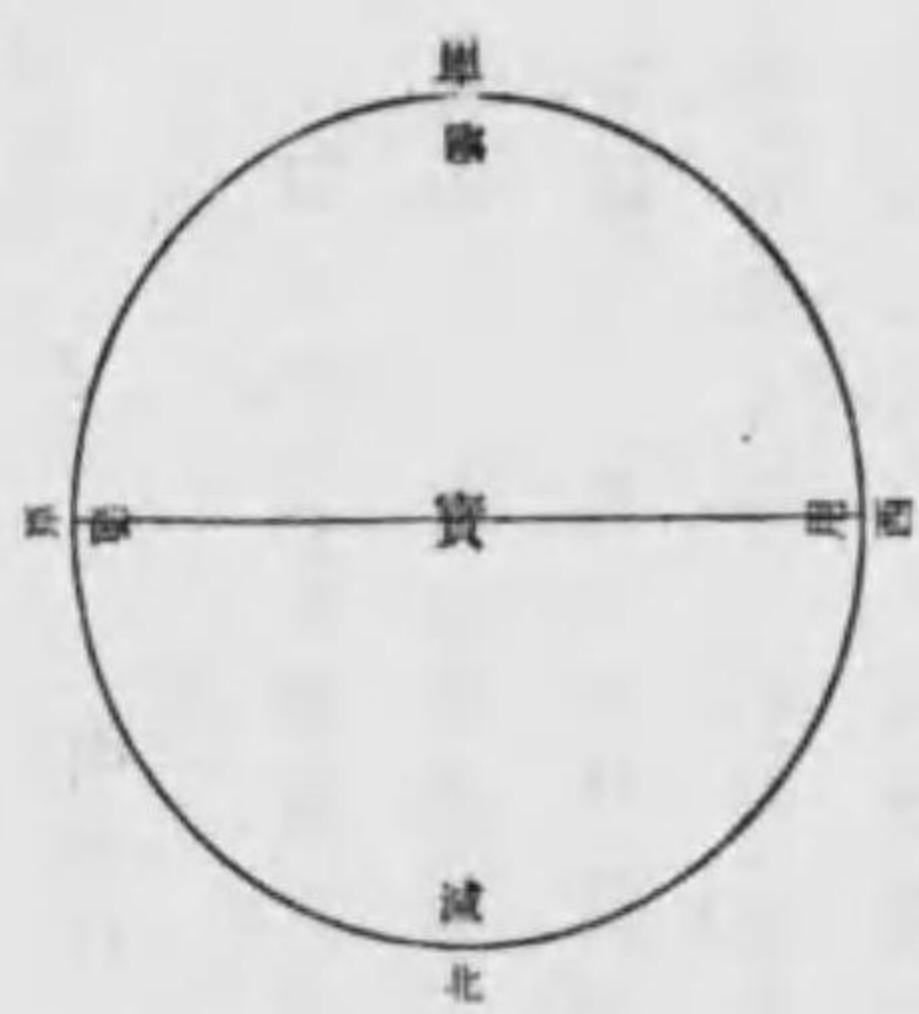
線命生	線限極	線慢我	線澤贅	生活態容
見二季饗胚一 汁芽一 節	早季節高値物 室汁二 燈菜	一 汁三 菜	制 限 ナ シ	富 有
雜着飲一麥 替入 數	見二季饗胚一 汁芽一 節	早季節高値物 室汁二 燈菜	一 汁三 菜	安 泰
談枚酒菜米 雜着飲一麥 替入 數	見二季饗胚一 汁芽一 節	早季節高値物 室汁二 燈菜	一 汁二 燈菜	普 通
一人夜具二枚 物煙飯 雜着飲一麥 替入 數	見二季饗胚一 汁芽一 節	早季節高値物 室汁二 燈菜	一 汁一 燈菜	勞 務
覺着一松甘燒 一人炬火……二錢 夜具一ナシ 替ナシ 一枚ニ人	覺着一松甘燒 一人炬火……二錢 夜具一ナシ 替ナシ 一枚ニ人	覺着一松甘燒 一人炬火……二錢 夜具一ナシ 替ナシ 一枚ニ人	覺着一松甘燒 一人炬火……二錢 夜具一ナシ 替ナシ 一枚ニ人	貧 困

ト、分度の教訓

富貴貧賤之解



一寶通用増減之圖



好樂進分外、勤苦退分内、貧賤在其中。
好樂退分内、勤苦進分外、富貴在其中。

貧富訓

貧遊樂進分外、勤苦退分内、則貧賤在其中。
富遊樂退分内、勤苦進分外、則富貴在其中。

夫唯匹夫は富貴を好んで貧賤を惡む、元富貴貧賤は天にあらす地にあらす、又國家にあるにあらす、銘々の一心にあり、常に我身を治めて人を治る者は富貴其身に備ふ、常に我身を人に治めらるゝものは家業を勤め分を守りて富貴をたもつ、常に我身を人に治められて我身を我意にまかすものは、貧賤其身に備ふ、元富貴貧賤は一心一念の變化する所なり、本來同志遠隔なる事をさとりて、ともにともに勤行いたし度事に候。

中正の分度は國家の衣服の如し

國家陷於衰廢窮乏者何也。散分内之財故也。苟不散之。則國家必富盛。譬之人身之於寒溫。其苦於寒者。散滿身溫氣故也。製衣服以掩之。則生溫。著腿衣布襪亦然。是非衣服之溫不散。滿身溫氣故也。若衣服溫物。則典當庫當發火。然未嘗發火。則衣服非溫物可知也。夫分度之於國家也。猶衣服也。猶腿衣也。猶布襪也。故欲舉國家衰廢者。宜先立分度。分度一立。則分内之財不散。衰國可以舉也。廢家可以復也。何謂立分度。年有寒暑。日有長短。國有盛衰。家有貧富。穀有豐歉。均寒暑長短。則為春秋二分之節。均盛衰貧富豐歉。則得中正自然之數。執中正自然之數。以為國家之分度。是之謂基礎。守之則國家無衰廢窮乏患。是我道之本原也。(語錄七)

負債を以て分内を補ふは水盤に石を納るゝに同じ

貧富生於守分度。與失分度焉。守分度而不漫散。分内之財。則至於富。失分度。而納他財於分内。則陷於貧。夫以負債補分内。譬如納石於盤水。納一石。則減一石水。納二十石。則減二十石水。納百石千石。則盤水皆盡。嗚呼。負債之減家產。如此。豈止陷於貧。遂至於滅家亡身。可不懼乎。(語錄二〇)

第三 推讓

イ、推讓の意義 文化生活の根元、公益作業推讓、分外餘剩推讓

古語一家讓一國興。讓とかや、其根元を案するに、譬ば米千石の家株に生るゝ者、米千石にて暮す時は讓るといふものにあらず、今爰に行ふにおては、譬壹石讓らんと欲する時は壹石讓るべし、

身をつとめ、分をおのゝ譲りなば、

本かたまりて、國の安さよ。

壹石の讓をうけて壹石の助を得るものなくんばあるべからず、又十石讓らんと欲るときは十石讓るべし、十石の讓をうけて十石の助を得る者なくんばあるべからず、又百石讓らんと欲する時は百石讓るべし、百石の讓をうけて百石の助を得る者なくんばあるべからず、猶千萬億無量に至るまで是皆然り、縱令讓るといへども受得て助かる者無きときは讓といふものにあらず、捨るにおなじ、若譲り受て助る者ありといへども譲り與る根元なき時は讓をうけたるにあらず、奪たるに同じ、右等深く勘考して、常々相互に譲り行ふ時は、一國讓りを興すともいふべき也。

夫讓而無損奪而益無し、根元を案するに見れ共見え難し、あれども知れ難し、行へども述難し、故に大器に水を入前後左右深さ等分ある時、此水を前の方へ搔よすれば水向の方へ流れ行く暫時も不_レ止、終に元の如くの深さに至る、又向の方へ押寄する時は、水前の方へ流れ歸へる事暫時も不_レ止、終に元の如くの深さに至る、又右の方へ押寄すれば水左の方へ流れ歸へる事暫時も不_レ止、終に元の如くの深さに至る、急にかき寄る時は水急に流れ行、急に押寄する時は水急に流れ歸へる、優然と押寄すれば水優然と流れ歸へり、終に元の如くの深さに至る、斯を悟れば奪て益なく、讓て損なし、是これを天理自然なりと知るべし。

夫元天地開闢以來今日唯今に至るまで、増者は必ず減じ、減するものは必ず増す、年々歳々晝夜自轉運動して暫も止ることなし、正に見れ共其極を見ず、正に有れども其極を知らず、因て凡智を礙き自己の明鏡を照さんがため、方壹尺四方六面之器物を作り、水を入、前後左右上下水充滿して出入なき時は増減ある事なし、是を以て半分除けば半分残り、前後左右深さ五寸となる、是則天理自然也、動て前の方へ壹分傾く時は、壹分増して五寸壹分となる、向の方壹分減じて残り四寸九分となる、猶前の方へ貳分傾く時は、貳分増して五寸三分となる、又向の方貳分減じて残り四寸七分となる、猶前の方へ三分傾く時は、三分増して五寸六分となる、又向の方三分減じて残り四寸四分となる、猶前の方へ四分傾く時は、四分増して六寸となる、又向の方四分減じて残り四寸となる、猶前の方へ五分傾く時は、五分増して六寸五分となる、又向の方五分減じて残り三寸五分となる、猶前の方へ六分傾く時は、六分増して七寸壹分となる、又向の方六分減じて残り三寸九分となる、猶前の方へ七分傾く時は、七分増して七寸八分となる、又向の方七分減じて残り三寸九分となる、猶前の方へ八分傾く時は、八分増して八寸六分となる、又向の方八分減じて残り三寸四分となる、猶前の方へ九分傾く時は、九分増して九寸五分となる、又向の方九分減じて残り三寸五分となる、猶前の方へ五分傾く時は、五分増して深さ一尺となる、又向の方五分減じ水盡、淵變じて空となるなり。

ロ、推讓の教訓

推し讓れば富み榮ゆ

翁曰、夫入るは出たる物の歸るなり、來るは押し讓りたる物の入來るなり、譬ば、農人田畑の爲に盡力し、人蔭を掛け干鰯を用ひ、作物の爲に力を盡せば秋に至りて、實法りを得る事、必多き勿論なり、然るを榮を時て、出る時は芽をつみ、枝が出れば枝を切り穂を出せば穂をつみ實がなれば實を取る此の如くなれば、決して收穫なし、商法も又同じ、己が利欲のみを專として買人の爲を思はず、猥りに貪らば、其店の衰微、眼前なるべし、古語に、人心は惟危し道心惟微なり、惟精惟一尤に其中を執れ、四海困窮せば天祿永く終らん、とあり是舜禹、天下を授受するの心法なり、上として下に取る事多く、下困窮すれば、上の天祿も永く終るとあり、終るにはあらず、天より賜りたるを、天に取上げらるゝなり、其理又明白なり、誠に金言といふべし、然といへども、儒者の如く講じては、今日上、何の用にもたぬ故、今汝等が爲に、分り安く讀て聞せん、支那の咄しと思て、迂濶に聞ず、能く肝に銘ぜよ、人心惟危し道心惟微なりとは、身勝手にする事は危き物ぞ、他の爲にする事は、いやになる物ぞと云事なり、惟精惟一尤に其中を執れとは、能精力を盡し、一心堅固に二百石の者は、百石にて暮し、百石の者は、五十石にて暮し、其の半分を推讓て、一村の衰へざる様、一村の益々富み榮える様に勉強せよ、と云事なり、四海困窮せば、天祿永く終らんとは、一村の困窮する時は、田畑を何程持居るとも、決して作徳は取れぬ様になる物ぞ、と云事と心得べし、帝王の咄しなればこそ、四海と云ひ、天祿と云なれ、汝等が爲には、四海を一村と讀み、天祿は作徳と讀べし、能々肝銘せよ。(夜話一六三)

推讓の順序的階段

或問推讓の論、未だ了解する事能はず、一石の身代の者五斗にて暮し、五斗を讓り、十石の者五石にて暮し、五石を讓るは、行ひ難かるべし如何、翁曰、夫讓は人道なり、今日の物を明日に讓り、今年の物を來年に讓るの道を勤めざるは、人にして人にあらず、十錢取て十錢遣ひ、廿錢取て廿錢遣ひ、宵越しの錢を持たぬと云は、鳥獸の道にして、人道にあらず、鳥獸には今

日の物を明日に譲り、今年の物を來年に譲るの道なし、人は然らず、今日の物を明日に譲り、今年の物を來年に譲り、其上子孫に譲り、他に譲るの道あり、雇人と成て給金を取り、其半を遣ひ其半を向來の爲に譲り、或は田畑を買ひ、家を立て蔵を立るは、子孫へ譲るなり、是世間知らずく、人々行ふ處、則譲道なり、されば一石の者五斗譲るも出來難き事にはあらざるべし、如何となれば我爲の譲なればなり、此譲は教なくして出來安し、是より上の譲は、教に依らざれば出來難し、是より上の譲とは何ぞ親戚朋友の爲に譲るなり、郷里の爲に譲るなり、猶出來難きは、國家の爲に譲るなり、此譲も到底我が富貴を維持せんが爲なれども、眼前他に譲るが故に難きなり、家産ある者は勤めて、家法を定めて推譲を行ふべし。或問夫譲は富者の道なり、千石の村戸數百戸あり、一戸十石なり、是貧にあらざる富にあらざるの家なれば譲らざるも其分なり、十一石となれば富者の分に入るが故に、十石五斗を分度と定め、五斗を譲り、廿石の者は同く五斗を譲り、三十石の者は十石を譲る事と定めば如何、翁曰可なり、されど譲りの道は人道なり、人と生るゝ者、譲りの道なくば有るべからざるは論を待たずといへども、人に寄り家に寄り、老幼多きあり、病人あるあり、厄介あるあれば、毎戸法を立て、嚴に行へと云といへども行ゝ者にあらざる、只富貴者に能教へ、有志者に能勤めて行はしむべし、而て此道を勤むる者は富貴榮譽之に歸し、此道を勤ざる者は富貴榮譽皆之れを去る、少く行へば少く歸し、大に行へば大に歸す、予が言ふ處必違はじ、世の富貴者に教へ度きは此譲道なり、獨富貴者のみにあらず、又金穀のみにあらず、道も譲らばあるべからず、昨も譲らばあるべからず、言も譲らばあるべからず、功も譲らばあるべからず、二三子能勤めよ。(夜話一七一)

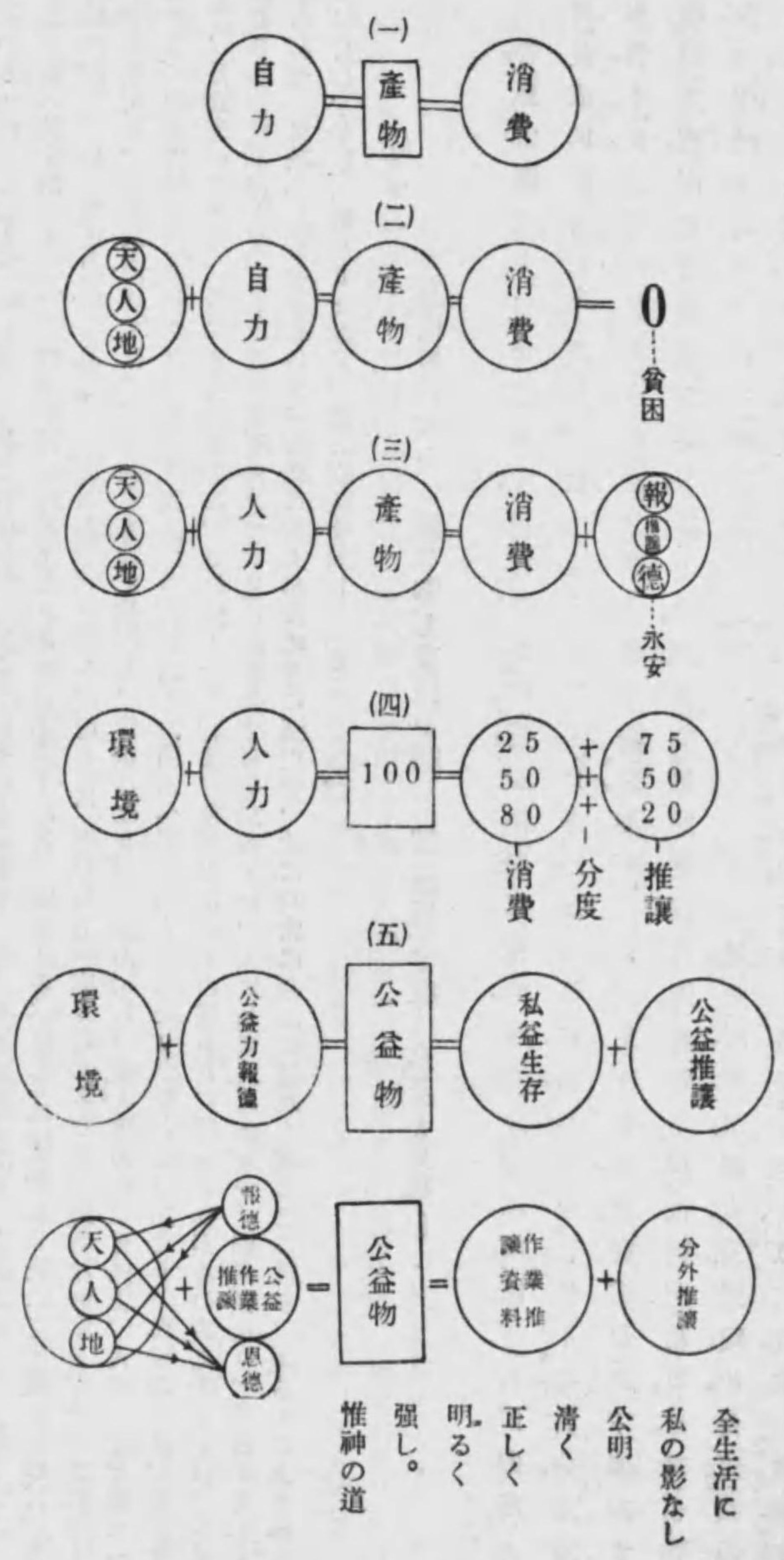
嘉永五年正月、翁おのが家の温泉に、入浴せらるゝ事數日、予が兄大澤精一、翁に隨て入浴す、翁湯桁にゐまして論して曰、夫世の中汝等が如き、富者にして、皆足る事を知らず、飽くまでも利を貪り、不足を唱ふるは、大人のこの湯船の中に立て、屈まずして、湯を肩に掛けて、湯船はなはだ淺し、膝にだも満たすと、罵るが如し、若湯をして望に任せば、小人童子の如きは入浴する事あたはざるべし、是湯船の淺きにはあらずして、己が屈まざるの過なり、能此過を知りて屈まば、湯忽肩に滿て、おのづから、十分ならん、何ぞ他に求る事をせん、世間富者の不足を唱る、何ぞ是に異らん、夫れ分限を守らざれば、千萬石といへども不足なり、一度過分の誤を悟て分度を守らば、有餘おのづから有て、人を救ふに餘あらん、夫湯船は大人は屈んで肩につき、小人は立て肩につくを、中庸と云べし、若一郷の内一人、此道を蹈む者あらば、人々皆分を越るの誤を悟らん、人々皆此誤を悟り、分度を守りて、克讓らば、一郷富榮にして、和順ならん事疑ひなし、古語に一家仁なれば、一國仁に興るとい

へり、能思ふべき事なり、夫れ仁は人道の極なり、儒者の説甚だむづかしくして、用をなさず、近く譬れば、此湯船の湯の如し、是を手にて己が方に撮けば、湯我が方に來るが如くなれども、皆向ふの方へ流れ歸るなり、是を向ふの方へ押す時は、湯向ふの方へ行くが如くなれども、又我方へ流れ歸る、少く押せば少く歸り、強く押せば強く歸る、是天理なり、夫仁と云義と云は、向へ押す時の名なり、我方に撮く時は不仁となり、不義となる、慎まざるべけんや、古語に「己に克て禮に復れば、天下仁に歸す、仁をなす己による、人によらんや」とあり、己とは、手の我方へ向く時の名なり、禮とは我手を、先の方に向く時の名なり、我方へ向けては、仁を説くも義を演るも、皆無益なり、能思ふべし、夫人體の組立を見よ、人の手は、我方へ向きて、我爲に辨利に出來たれども、又向ふの方へも向き、向ふへ押すべく出來たり、是人道の元なり、鳥獸の手は、是に反して、只我方へ向きて、我に辨利なるのみ、されば人たる者は、他の爲に押すの道あり、然るを我が身の方に手を向け、我爲に取る事而已を勤めて、先の方に手を向けて、他の爲に押す事を忘るゝは、人にして人にあらず、則禽獸なり、豈耻かしからざらんや、只耻かしきのみならず、天理に違ふが故に終に滅亡す、故に我常に奪ふに益なく譲るに益あり、譲るに益あり奪ふに益なし、是則天理なりと教ふ、能々玩味すべし。(夜話一七二)

烏山藩の大夫に祿を辭し蕪田を耕し以て國難を救はんことを獎む

告烏山藩大夫曰余已應需施行我法雖然焉得直復租額唯立分度以制國用蕪田則獨其租負債則償其母子耳無有他道也夫國用不足者因藩士俸祿過其分也若使不過其分則國用何不足之有雖然不可治論之藩士假令論之亦不可行矣足下宜先踏此道也足下速辭世祿擊蕪田而食其產粟則必有藩士效之者矣然則荒蕪日闢租額年增復舊之功可以奏也我法無他唯素其國之實狀而行其國之實狀耳足下不能見此理故以細錄爲囊韃使得視微細之理也且夫創業垂統期成功於永遠故宜養成代者也後人芻者尙備副棹貳錄況於興國安民大業耶。(語錄四六九)

ハ、推讓の徳——報徳生活の極致



第九章 報徳仕法の實施様式

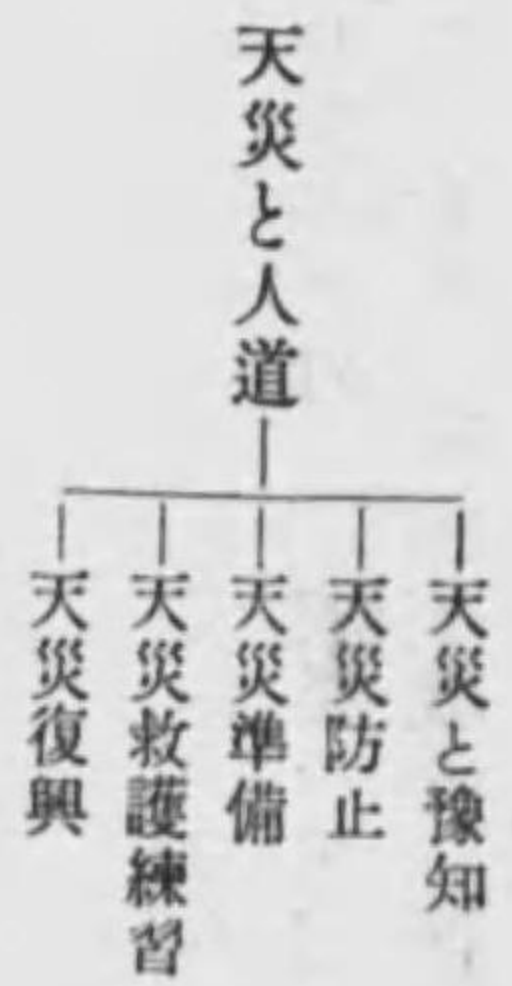
第一救 急

イ、窮民救護
救護法 — 平常救護、軍事救護
天災救護

報徳式救護法
(一) 原則 — 自力生活の道の立つまでの救済
(二) 仕法 — 限度の査察、窮民救助投票による選定 — 一票米五升位
(三) 救急より復興への仕法 — 救済期間の種類、分量、救済方法の施設

ロ、天災救護

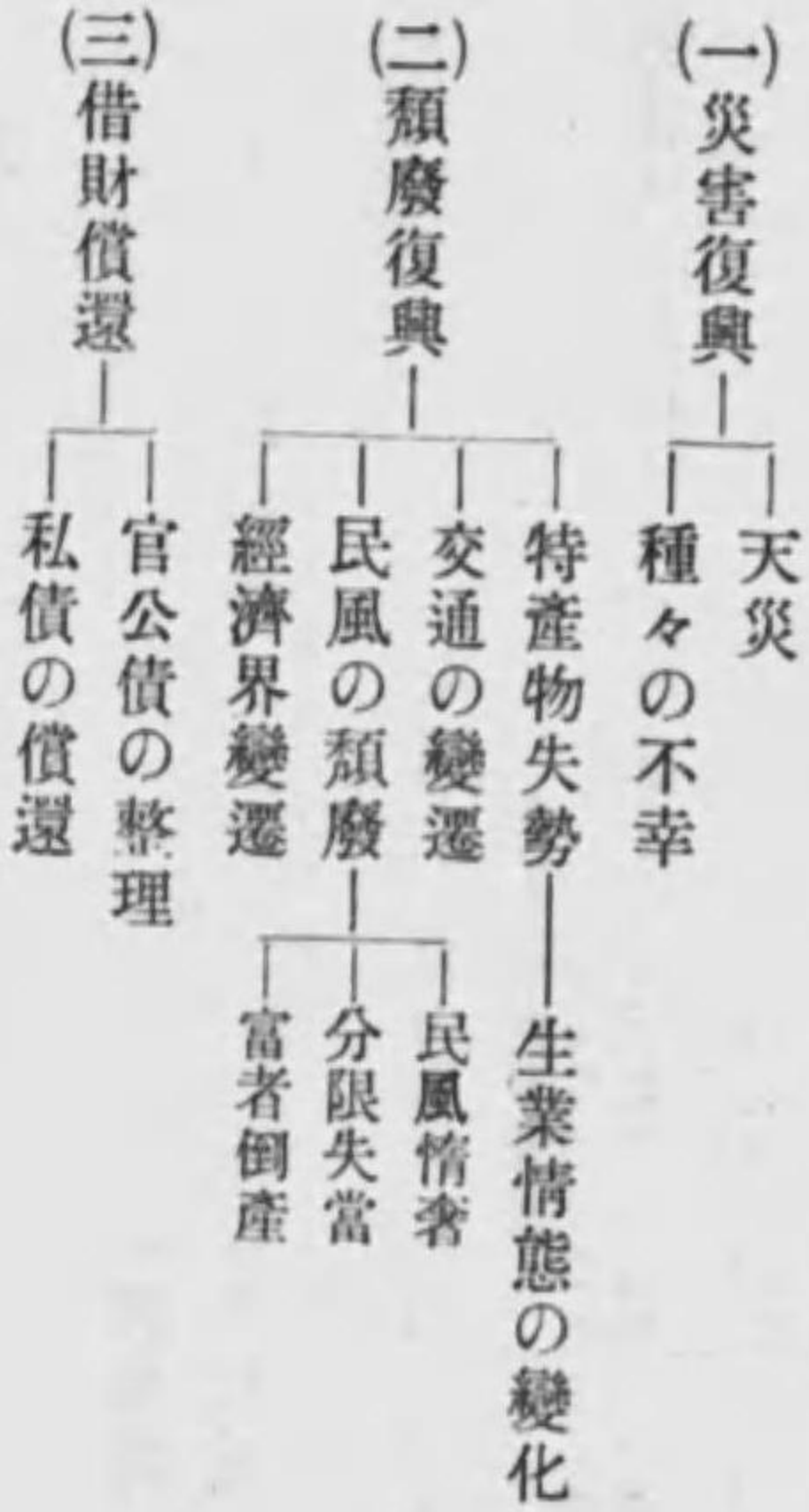
天災の意義
天災の日本 — 天候 — 暴風雨、洪水、凶作
天災の輪廻 — 病災、地震、海嘯、火山
天災と人災 — 火災、社會的天災、物價變遷、其他



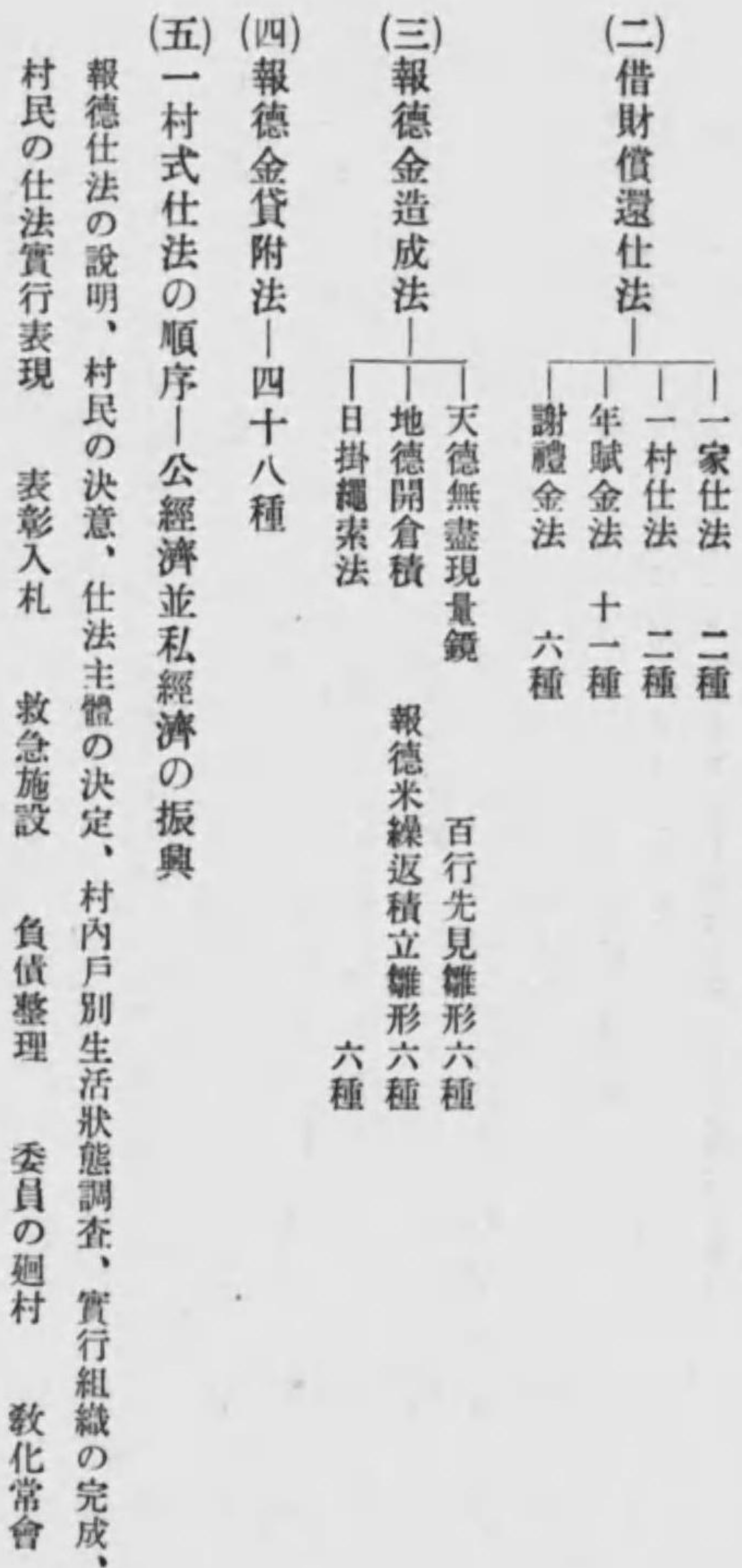
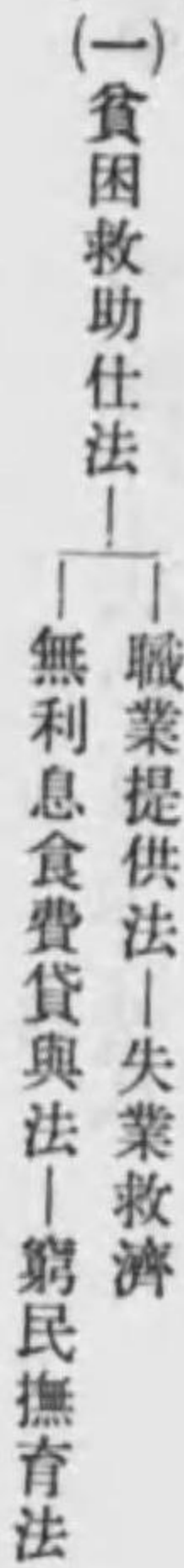
第二復

興

イ、復興を要する仕法の原因



ロ、復興仕法の要項



ハ、復興仕法の教訓

(一) 天覽の文獻

孟子見梁惠王曰上下交征利而國危矣と謂へり、その人情今に離れ難し、智者は利欲を恣にして身を富し、忽驕奢に陥り窮するもの多し、貧者は素より窮す、是を以てこれを見れば、智者は奪ふ、富者は奢り、貧者は羨む、此煩惱を去らすんば、村柄立直繁榮の道無之 (難村取直相續手段帳の一節)

(二) 表彰法

イ、表彰選出法

- (一) 地方町村中より其の代表者をして記名を以て民風優良なる町村を選出せしむること
- (二) 選出せられたる優良町村中に於て精業者にして善行篤行秀でたるものを選出すること

(三) 選舉法

- 投票者は世帯主たること(女子未成年にても可なること)
- 投票は總て記名投票たること
- 一村の有志並に前回は、二等當選者は選出を辭退すること
- 投票區域は一部落一單位を原則とすること
- 大部落は組を分ちて數組とするも可なること
- 投票は總て報徳式儀禮と様式によること

ロ、表彰

(一) 表彰順位

投票數によりて順位を定め、同數は同位とす
常會及會合の出席の良否を參酌して確定す

(二) 賞與

職分に應じて用具を賞與す
順序により一〇、七、五、三、二の比を常例とす
賞狀には報徳の文句を用ひて教化す

(三) 助成獎勵

助成獎勵の爲に無利息金を年賦にて貸附す
投票人は貸附金の保證人となる
(註) 事實上保證辨済したる例なき程に返納成績佳良なり

(三) 助貸及その教訓

助貸の法は貧富共に患を免るゝ法なり

貧者借富者之財。年納其利。而不能還。本金常以爲患焉。富者貸財於貧者。年受其息。而不得見。本金常以爲患也。我助貸之財。則除其患者也。何則貧者借之。以償舊負。而免於納利之患。富者受不得見之本金。而免於捐財之患。此非貧富俱免其患。得其利耶。(語錄九五)

助貸循環して止まざれば廢國を興すを得べし

世人爭財利。論損益。東奔西走。汲汲不止。是唯得于此。則失于彼。得于彼。則失于此耳。於全國則莫有損益焉。夫田畝山林。則財利之本也。然田畝失農力。以歸荒蕪。山林發野火。以失材木。且延燒民家。戶口散耗。村里爲墟。是爲一國之損也。稼穡亦財利之本也。然村民舉甘遊惰。事飲博。怠耕。缺培養。大減秋穫。是爲郡邑之損也。力耕亦財利之本也。然或稱無農器。或托無農馬。以健身。曠日。或爲負債。奔走費日。舉秋穫。以還利息。是爲一家之損也。嗟乎。國家之損。豈有大於此哉。我助貸。法者。除此損失者也。助貸循環不止。則荒蕪以治。負債以償。惰農以作。窮民以蘇。野火以熄。山林以茂。廢國以興。嗟乎。國家之益。豈有大於此哉。(語錄九六)

助貸の徳に靡くこと草木の風に於けるが如し

民靡於助貸之徳。猶草木靡於風。草木之所以靡者。有枝葉故也。民之所以靡者。有妻子故也。若夫枯木無枝葉。則不必靡矣。隻身無妻子者。亦然。豈止於助貸哉。於施政亦然。可不察乎。

助貸を行ふは過を改むる道なり

余初以謂乞我助貸金者。私欲也。今思之。則不然。是改過之道。而治平之本也。何也。欲償負債。贖典田也。如此者。益多。則馴致天下平治也。必矣。(語錄九七、九八)

無利息金にて償はしむれば本業に歸りて戸口減ぜず

有貧民於此。賦性朴實。善事父母。晝勤農。夜織。索僅支饑寒。而其父偶嬰疾。雖漸篤。而醫藥有驗。幸愈。何思明年父疾復發。藥石無驗。終不起。既負五金之債。且廢業。侍疾。幾歲。餘赤貧如洗。隣伍恤之。因里正復借五金。雖一時免飢。三農盡力。而既負十金之債。無其利。二金之餘力。於是族人伍保更謀之。里正使爲僱賃。備直三金。以其二充利息。其一爲盤費。如是者。既五年。舊債如故。母亦益老。誰養之者。嗚呼。如是貧民多於天下。其家終不可保有也。若貸與無息之金。使償其債。以歸本業。則國不減一農戶。(語錄九九)

助貸に二法あり

報徳助貸有二法。其一。資金一百。年年歲歲。助貸旋回耳。蕪田辟。廢家復。衰邑興。而資金不增。不減。是猶太古開闢之始。大地如巖山平砂。雖不生一物。而太陽所照。萬物以漸生。遂致豐饒也。其二。資金一百。助貸旋回。蕪田辟。廢家復。衰邑興。報徳之資至增倍。是猶當今太陽所照。百穀生。草木茂。禽獸殖。益致豐富也。然則如太陽終古無一日不照。助貸旋回不止。則雖廢衰既極。而必奏興復之功。生報徳金也。無疑。(語錄三五七)

助貸金償還後恩徳を體認して出す之を報徳金といふ

助貸金額流抵繳納。或五年或七年或十年。還了之後。繳納流抵一歲之額。以報其徳。名之曰報徳金。苟報徳。則借十金而報百金。亦可也。體認助貸之徳。出餘財。補資金者。名之曰加入金。但後日隨請求還之。故報徳金如孫。加入金如婦。婦有大歸之患。孫雖婦所生。而無決絶之憂。故報徳金爲重。(語錄三五八)

天徳現量鏡は天理を推し悟道を極むるなり

我天徳現量鏡者。非徒記算計之書也。則推天理。極悟道也。夫天地者。晝夜循環。無息無差。算術亦然。故假算以見天地循環之理。使人不怠慢焉。其書起利。自半至三。凡六層。各本生利。利又生利。循環三周度。是見佛所謂因果之理也。已夙興而起。他歟。又爲他所起。歟。其得失。乘一。則如此。乘二。則如此。一厘差。則如此。二厘差。則如此。善惡邪正。貧富受施。貸借食惠。皆莫不然焉。詳記之者。凡百八十年矣。譬則依早起之因。得多草。依多草之因。得多粟。依多粟之因。得多馬。依多馬之因。得多田。依多田之因。得多粟。依多粟之因。得放債。依放債之因。得利息之類。是也。得富亦如此。陷貧亦如此。卷首載百木百草。和歌亦然。以春生之力。秋根深。以秋根深之力。明春能長。以明春能長之力。秋根能肥。天地間萬事。皆莫不然焉。對人而論。其可。則生障礙。故學天地剖判。生民以前之草木。以爲證。使人知悉。皆由於此理也。二三子莫徒爲算計之書。而忽之。(語錄四四〇)

形なき天徳を顯はすに利倍帳を用ひ形ある地徳を顯すに開發帳を用ふ

無形者。非算計所及。故顯天徳。以利倍帳。則佛所謂虛空藏之徳也。有形者。亦非算計所及。故顯地徳。以開發帳。則佛所謂地蔵之徳也。(語錄四四一)

(四) 復興仕法の教訓

(一) 復興仕法實行の順序

一今爰に獨りの人民あり、呼吸して身命を保つといへ共、一息づゝ呼吸するより先なるはなく順なるはなし、呼く息重て息する事能はず、吸う息重て息する事能はず、若不得止事して呼く息より呼く息重て息する

時は、果して身體保ち難く、又吸う息吸う息重て息する時は、果して身體保ち難く、死亡する事人皆銘々疑ひなし、人生れてより今日只今に至る迄壽命の長短生亡之遲速ありといへども、一息づつ呼吸するより先なるはなく順なるはなし、是則天理自然なりとしるべし。(身命保養自然談)

一今爰に錢壹貫文ある時、日數十日に割、百文づゝに當る、百文遣へば殘錢九百文となる、又百文遣へば殘錢八百文となる、また百文遣へば殘錢七百元となる、また百文遣へば殘錢六百元となる、また百文遣へば殘錢五百文となる、又百文遣へば殘錢四百文となる、また百文遣へば殘錢三百文となる、また百文遣へば殘錢貳百文となる、又百文遣へば殘錢百文となる、又百文遣へば殘錢ある事なし、是則天道自然也、能々此ことわりを明辨いたし申度候事。(三種配當有定鏡)

今爰に人あり、身命を養はんが爲に米を得て喰はんと欲する時、先づ米を作るにしかじ、米を作るに時節あり、春の末よりたねかし、夏植仕附、耘耕し、肥灰を能養ひ、手入等を盡し、秋實法熟せしを冬の始迄刈取、こき纏ひ、過不足無之様年分に致配當、食するより近きはなし、若是を遠しと云はゞ、國家に米をうるの正道有事なし、少しもうたがう事なく此大道を勤て不忘ば、世々生々飢餓の憂なし、返すくも其外を願ひ求むべからず、情其根元を案するに、天道自然のみちあり、米を得る事は米の藁を作るより順なるはなし、米のわらをつくるに道有、米の種を蒔より順なるはなし、然といへども米の藁より米のわら生ずる事なし、又米の種より米の種生ずる事なし、一度は米わらと成、二度は米實と成り、天地開闢米生じてより今日に至る迄、年々歳々輪廻して止事なし、是則天道自然成と知るべし。

願以此功德、平等施一切、同發菩提心、往生安樂國。

春植て秋の實法を願ふ身は、幾世經るともやすきたのしき。(八種産業自然談)

(二) 衰邑を興すは幹部の德行より始まる

翁曰村里の衰廢を擧るには、財を抛たざれば、人進まず、財を抛つに道あり、受る者其恩に感ぜざれば、益なし、夫天下の廣き、善人少からず、然といへども、汚俗を洗ひ、廢邑を起すに足らざるは、皆其道を得ざるが故なり、凡里長たる者、其事に幹たる者は、必其邑の富者なり、縱令善人にして能施すとも自驕者に居るゆゑに、受る者其恩を思とせず、只其奢侈を羨んで、自の驕奢を止めず、分限を忘るゝの過を改す、故に益なきなり、是に於て村長たらん者自謙して驕らず、約にして奢らず、慎んで分限を守り、餘財を推讓て、村害を除き、村益を起し、窮を補ふ時は、其誠意に感じ、驕奢を欲するの念も、富貴を羨むの念も、救ひ用捨を欲するの念も、皆散じて、勤勞を厭はず、鹿衣鹿食を厭はず、分限を越すの過を恥ぢ、分限の内にするを樂とす、此の如くならざれば、廢邑を興し、汚俗を一洗するに足らざるなり。(夜話一九七)

(三) 復興の法は荒蕪を開くにあり

翁曰我道は、荒蕪を開くを以て勤とす、而て荒蕪に數種あり、田畑實に荒れたるの荒地あり、又借財嵩みて、家祿を利足の爲に取られ、祿ありて益なきに至るあり、是國に取て生地にして本人に取て荒地なり、又薄地鹿田年貢高掛り丈の取實のみにして、作益なき田地あり、是上の爲に生地にして、下の爲に荒地なり、又資産あり金力ありて、國家の爲をなさず、徒に驕奢に耽り、財産を費すあり、國家に取て尤大なる荒蕪なり、又智あり才ありて、學問もせず、國家の爲も思はず、琴棋書畫などを弄して、生涯を送るあり、世の中の爲め尤も惜むべき荒蕪なり、又身體強壯にして、業を勤めず怠惰博奕に日を送るあり、是又自他の爲に荒蕪なり、此數種の荒蕪の内、心田荒蕪の損國家の爲に大なり、次に田畑山林の荒蕪なり、皆勤て起さずばあるべからず、此數種の荒蕪を起して、悉く國家の爲に供するを以て、我道の勤とす、むかしより人の捨ざる無き物を拾集めて民にあたへん」是予が志なり。(夜話一九九)

(四) 仕法の要道は荒地は荒地の力によるべし

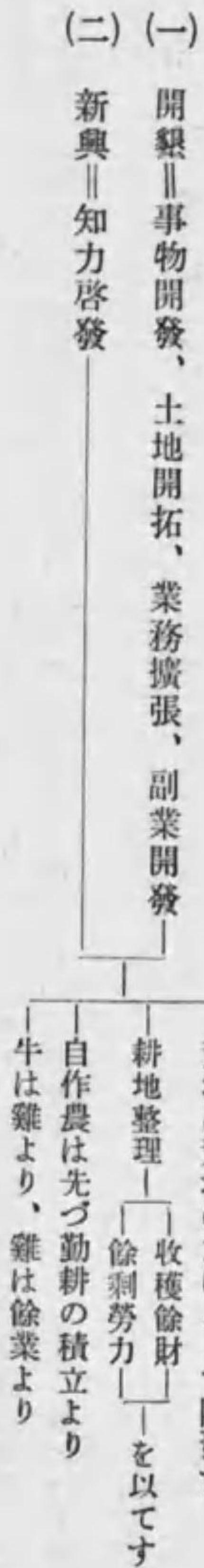
翁曰太閤の陣法に、敵を以て敵を防ぎ、敵を以て敵を打つの計ありと、實に良策なるべし、水防にも、水を以て水を防ぐの法あり知らずばあるべからず、町田互曰、近來富士川に雁がね堤と云を築けり、是其法なるべし、翁曰實ならば、能水を治るの法を得たる者なり、夫我仕法又然り、荒地は、荒地の力を以て開き、借金は、借金の費を以て返済し、金を積には、金に積ましむ、教も又然り、佛教にて、此世は僅の假の宿、來世こそ大事なれと教ふ、是又、欲を以て欲を制するなり、夫幽世の事は、眼に見えざれば、皆想像説なり、然といへ共、艸を以て見る時は、粗見ゆるなり、今茲に一草あらん、此草に向ひて説法せんに、夫汝は現在、草と生れ露を吸ひ肥しを吸ひ、喜び居るといへ共、是は皆迷ひと云物ぞ、夫此世は春風に催されて、生出たる物にて、實に假の宿ぞ、明朝にも、秋風吹立ば、花も散り葉も枯れ、風雨の艱難を凌ぎて生長せしも皆無益なり、此秋風を、無常の風と云、恐るべし、早く此世は、假の宿なる事を悟りて、一日も早く實を結び種となりて、火にも焼けざる蔵の中に入りて、安心せよ、此世にて肥を吸ひ露を吸ひ、葉を出し花を開くは皆迷なり、早く種となり、艸の世を捨て、其種となりてゆく處に、無量斯々の娛樂ありと説くが如し、是欲の制し難きを知て、是を制するに欲を以てして勸善懲惡の教とせしなり、然るを末世の法師等此教を以て、米金を集るの計策をなす、悲しからずや。(夜話二〇八)

(五) 負債は協力之を償ふこと樹木傷けば水液輻輳する如くすべし

木傷則木中水液輻輳以愈之不然則傷口腐蝕木心爲朽遂以枯槁一家之於負債亦然須學家親戚協力以償其債焉不然則利息倍蓰一家爲斃一村之於貧戶亦然須闔村聚議以振其貧焉不然則一戶斃而戶口減田畝荒蕪終爲一村之患可不察哉。(語錄五四)

第三 開 發

イ、開 發 の 意 義



ロ、開 發 仕 法 の 要 項

- 荒地起返方仕法 一家五種、一村三種
- 荒地起返方積立法 二十四種

ハ、開 發 仕 法 の 教 訓

其土地相應之雛形を以執行方委敷申論し、過去り候年數凡十ヶ年も、米麥雜穀取高を見積致平均、分度を定、幕方の儀は如何様共節儉を盡し、天命自然に基き相凌居候はゞ、歎願之通、荒地起返り産出候報徳金壹兩、無利置揚貸附、荒地惣反別之内地味は勿論、用悪水、道橋通行能き土地を見立、先づ壹反歩起返し爲作立、米麥雜穀取増し、幕方之爲に相成候田畑之徳、當人儀は勿論、女子供に至るまで致熟得、歎願申立候はゞ右同斷貸附、又壹反歩起返し爲作立、其潤澤を以て幕方立直り爲冥加、相納候報徳金を以、別紙雛形の通り年々繰返起返取立遣し候はゞ急度荒地起返り元之如く立直り一家相續相整可申見込に御座候

(一) 開發勸行談

一今爰に獨りの農夫ありて、壹反歩の荒地を開發せんと欲する時、一鋤づゝ切起すより先なるは無く、また順なるはなし、若強者あつて急ぐといへども二鋤づつ重ねて切起す事あたはず、止事を得ずして二鋤づゝ重ねて切起さんとする時は、其鋤果して破れ損じ、其身を過つ事、農具製作し荒地開發の始より今日唯今にいたるまで人皆銘々疑ひなし、縱令荒地の難易開發の遲速ありといへども、一鋤づゝ進み切起すより速なるは無く順なるは無し、斯の如く能く盡すときは、柔者といへども其極にいたり得ざる事なし、是則天理自然なり、能々此理りを明辨いたし、不願其外、一途に相勵一鋤づゝ精勤いたし申度事に候。

(二) 一鋤耕耘談

一今爰に獨りの農夫ありて、壹反歩の田地を耕し、蒔仕付んと欲するときは、一鋤づゝ耕すより先なるは無くまた順なるはなし、若強者ありて何程急ぐといへども、二鋤づゝ重ねて耕す事あたはず、止事を得ずして二鋤づゝ重ねて耕さんと欲する時は、其鋤果して破れ損じ、其身を過つ事、農具製作蒔仕付始めてより今日唯今にいたるまで、人皆銘々疑ひなし、縱令耕し蒔仕付の進退遲速はありといへども、一鋤づゝ進み耕より速なるは無く順なるはなし、斯の如く能く盡す時は柔者といへども其極にいたり得ざる事なし、是則天理自然なり、能々此理りを明辨いたし、其外を願はず一途に相勵一鋤づゝ耕し申度事に候。

(三) 一株植付談

一今爰に獨りの農夫ありて、壹反歩の田地に苗を植付んと欲する時は、一株づゝ植付るより先なるは無くまた順なるはなし、若強者ありて何程急ぐといへども、二株づゝ重ねて植付る事あたはず、止事を得ずして二株づゝ重ねて植付る時は、其苗果して縫れ株分ちなく、つゝに植付成就せざる事、田地開け苗植付始めてより今日唯今に至るまで、人皆銘々疑ひなし、縱令苗植付の遲速はありといへども、一株づゝ植付るより速なるは無く順なるは無し、斯の如く能く盡すときは、柔者といへども其極に至り得ざる事なし、是則天理自然なり、能々此理りを明辨致し其外は願はず一途に相勵一株づゝ植付申度事に候。

(四) 往來自然談

一今爰に獨りのおのこ有て、一里の道路を往來せんと欲するとき、右足一步、左足一步づゝ歩行するより先なるは無く又順なるはなし、若強者ありて急ぐといへども、右足、右足と重ねて行、事能はず、また左足左足と重ね行、事能はず、止事を得ずして右足右足と進み歩行するときは、身體果して左へ倒る、又左足左足と進み歩行するときは身體果して右へ倒るゝ事、一身生じ歩行始めてより今日唯今に至る迄、人皆銘々疑ひなし、歩行進退往返の遲速ありといへども、右足一步、左足一步づゝ進み歩行するより速かなるは無く、順なるはなし、斯のごとく能く盡すときは、假令柔者といへども其極に至り得ざる事なし、是則天理自然なり、能々此理りを明辨いたし、其外を願はず一途に相勵往來いたし申度事に候。

(五) 富家繁榮談

一今爰に家ごと銘々人の欲する所の富家有り、その根元を案するに、米早稻晚稻中稻の種類異なりといへども、未生已前閑地を伺ひ耕し転り、鋤、糞肥灰種々様々精力を運び置、蒔仕付の時節を差へず、況肥灰水のかげ干、耕し手入等は勿論、刈取扱き纏ひにいたる迄、寒暑風雨の艱難を不厭、糧かしてより生へ育ち、花咲、實法おさむるまで、日夜朝夕米早稻晚稻中稻三種のため而已一途に勤勞を盡せば、天地の恵み眼前に顯れ田毎かぶ毎穀丈け長く、ほさき大に實法熟して取穀相増し、よつて收納並諸役高掛物等相除き候共、殘穀俵數多、是則粒々皆飢て食ひ、渴して飲、寒て衣、身命を養ふ爲、國用、大徳地より湧出家々を潤す天道の冥慮を恐れ慎み、暮方の儀は前々致相續、來候分度を相守、居候者は、いつとなく財寶相集り候に付、極難貧者年貢諸役高掛り物等に差詰り、其餘澤を伺ひ米金借用いたし度旨敷談に付、無餘儀、貸附賣地田畑引請置候處、年經るに及んで流地と罷成、自づから家株相増し、願ひ不承して富家と罷なり候間、能くこの理りを致承服、其外を願わず一途に相勵勸農いたし申度事に候。

第四 永安

イ、永安法の意義

- (一) 萬物不止不轉と永安
 - 人道繼承の事實—數代、數十代の家
 - 天道の輪廻に對する人道無限の勤行
 - 人道弛張に對する組織的人道

- (二) 人道繼承法
 - 分度確立
 - 家憲制定と確守
 - 家憲の平明
 - 家族教化の連續



ロ、永安仕法の教訓

一古へ天地開闢して萬物未だ循環せざる時、能き傳手を以て村中に無_レ之_レ乎種を求め蒔植、追々致_レ成長實法熟し、秘藏に致置候處、園の外より窺ひ、童子は不_レ及_レ申、大人に至る迄珍敷を賞翫し、銘々自家に無_レを憂ひ、終に欲心生じ奪んと欲する時、嚴敷制せば國法を恐れ憤み罷有候得共、子心のあさましさ、折にふれ時に乘じ野心を發し奪ば、聊たりとも賊に當り、其儘難_レ差置、其人情を察して、願くは自己の丹誠を積んで餘分に植付、實法熟し、其珍敷を譲り施し蒔植させ申度旨申論せば、童子は勿論、其父母兄弟に至る忽ち欲心を變じて善心を生ず、願くは幾重も恵み施す時は、幼童野人といへども其恩澤に服し、何をか以德に報ふ、是則日月の照す處、風雨の循環する處、不_レ制して境界正敷法令行れ、一村一家の如く内外陸敷、生々世々安樂國に疑なし。(報徳安樂談)

興國安民は創業の道なりその成效を永遠に期すべし

興國安民者、創業垂統之道也。故期_レ其成功、宜_レ比_レ較_レ之_レ天地、而莫_レ比_レ較_レ之_レ吾身、矣。比_レ較_レ之_レ吾身、者、期_レ成功於眼前、故種_レ樹_レ尙_レ爲_レ迂遠、況_レ於_レ垂統、大業_レ乎。比_レ較_レ之_レ天地、者、期_レ成功於永遠、故垂_レ統_レ於後世、而不可_レ以_レ爲_レ迂遠也。期_レ之_レ於永遠者、可_レ以_レ爲_レ法也。期_レ之_レ於眼前者、不可_レ以_レ爲_レ法也。(語錄二八七)

治平久しく奢侈遊惰衰廢を免れず故に興國安民法を立つ

治平之久、奢侈遊惰之弊生、國家不_レ免_レ衰廢者、自然之數也。蓋國有_レ上下、土有_レ沃瘠、上國沃土之民、流_レ奢侈、生_レ負債、不能_レ盡_レ地力、下國瘠土之民、甘_レ遊惰、逃亡_レ而其田荒、於_レ之_レ租入年減、而君民並窮、國家陷_レ衰廢、雖_レ有_レ政刑、而不能_レ濟_レ之、雖_レ有_レ三教、而不能_レ挽_レ之、豈_レ可_レ不_レ歎_レ哉。余憂_レ之_レ有_レ年_レ於_レ此、遂_レ法_レ天祖開國之道、以_レ立_レ興國安民之法、抑_レ田野之就_レ荒也。十年廢蕪、古來未_レ墾之廢蕪、無_レ以_レ異_レ也。故_レ因_レ天祖開國之法、則舉_レ其廢_レ墾_レ其蕪、何難_レ之_レ有_レ。振恤以_レ起_レ遊惰、命分以_レ禁_レ奢侈、則興_レ國安民、亦何難_レ之_レ有_レ。(語錄四七〇)

貴札忝拜見仕候、薄曇之節に御座候處、彌御安泰被成御勤仕、珍重御儀奉賀上候、將御領民御撫育之廉へ御加入仕度、乍聊貳百金先般進上候處、段々之御配慮を以、御差戻しに相成、甚だ本意を失ひ候儀に付、猶又山中氏歸國へ相頼、熊川様迄愚意申上候處、厚御汲取被下置、大膳大夫様へ被仰上、早速御仕法筋へ御繰入相成候趣、且又齋藤氏開發料百金之儀も、申上候愚意御汲取、御同氏を初、御役々へも勘辨御尋、種々御高考被下置候處、条之助殿被申上候書付之通御一決、志願之通、許容被成下候段、萬端御丁寧之御事ども、偏に各様方御配慮柄を以、亡父佛意も聊相安可申、別て大慶仕候、扱又其御地御仕法之儀、既に二十年之御境も相濟、御一體之御縁に至り、御安堵之御一端とも可申敷、一びは喜、一びは惧る之御時節に可有之、天明年中以來之御艱難、御立直り御縁相立候と奉存候得ば、大喜仕、又世上富めば必奢を生ずるの戒を願候得ば、恐惧に不堪候、各様御苦慮之程も奉深察候、扱亡父兼々申聞候儀は、貧儉富奢之四つ、國家循環する事、恰も四時流行之如くにて、貧なる時は人皆貧苦之憂を免れ、富に至らん事を願ふ、富に至るの道節儉にあり、故に節儉行れ易く、節儉行れば必富に至、既に富行へ富を得んとす、其循環玉の轉々して端なきが如く、貧富奢儉之時に隨て、更に萬代不朽之安基を立、永安之道を守事不出來、是人事之憂患止ざる所なり、古之賢明其如此を察し、常に儉を行て以て奢を禁ず、故に貧乏之憂を不生して、富貴を百世に傳ふ、是國家永安之柱礎なりと、平生繰返し申論し有之候、且御地御仕法之始より、故池田、草野兩大夫へ御面談、毎々申上候儀は、御國之御衰貧を御再興被成度御志願之折は、其興起之難き事を御歎息被成候得ども、實は再興之道難きに似て難きにあらず、惟々眞之難條と申は、御再復之御志願相立、將に富んとするの時に至り、奢侈之發兆を御拒、質素節儉を御取失ひ不被遊、一國共々節儉之御法令を守り、聊御動き無御座候處而已盡く難條に候間、磐石之御力を以、奢端之發兆を御嚴禁被成候外、御永安之道無御座候、若御國御再興之場に至り、奢侈之端相開候は、百年之御艱難苦御丹誠、一朝之水泡と相成可申哉と痛歎不過之段、及御談話候儀は、不肖之耳にも相徹し罷在候間、改て申上候迄も無御座候得ども、最早當節と相成候ては已前之御艱難に引競候は、御安堵之御時節とも可申、於是春暖を得て氷解仕候が如く、御一藩は勿論、在々迄も何となく節儉之心少數相授可申哉に付、乍憚御嚴令を以、益質素に御挽回之儀奉希望罷在候、惣て家國之貧富盛衰共に、漸を以至り候儀に付、平常之忽にする所、古賢之大に惧るゝ所、何を以忽せに相成候哉、節儉より直に大奢を生じ候は、誰か是を憂ざらん然るに微奢を積んで後大奢に及び、小衰を積んで後大衰に至り候得ば、些少之事は憂るに不足と申處より、漸を以大患に馴致仕候事と相見候、然らば其微を不戒して其長するに至ては、萬人の辛苦艱難を盡す事、數百年之久きに至らざれば復する事を

不得、大小悉然り、亡父之一世歎息苦心仕候儀、此事に御座候得ば、御地御仕法年數も相立、當節之御場合、誠に御安危之御境と奉存、乍不肖何分此上御手戻り無御座、御上下御永安之御基本益被爲立、亡父遺意をも安んじ候様、念願仕候儀に御座候、扱不入儀申上候て、御氣障りも可有御座候哉、甚だ懸念仕候得ども、只々一身之不肖を而已願、御爲御不爲之儀共乍心付、徒らに黙止候ては、父子共長年御委任を蒙り居候深き思召にも相背、天地に對し候ても身を容るゝの地無御座候間、心付候次第は無伏藏申上、御尊考をも承知仕度奉存候、近來籠曲馬と名付、聊なる馬頭を拵へ、銘々之腰に挟置候迄にて、其所作は悉く歌舞伎芝居を行へ候由、是は諸國共芝居は制禁に付、偽を設て取行、衆人を欺き、金錢を貪り候惡漢無頼之所行と相見候、其御地へも罷越、折々所作致候趣承知仕候、ケ様之もの御見逃し被置候も、寛大之御所置とは奉遠察候得ども、凡情之所趣、常に勤苦を厭、遊惰に走り候は古今之民情、然るに勤苦を不厭、遊惰に不流罷在候は、全國家之嚴禁故に御座候、些少之偽り事は御見逃し被置候と申儀、御領民洽く傳聞仕候は、一より十、十より百千と押移り、終に本業勤勞を厭ひ、遊惰安逸を本と致、一衣を典し一銀を鬻候ても、籠曲馬に心を用ひ候様成行、一度人氣惰遊に向候は、防堤を決し、激水之拒ぐべからざる如く、後年之御憂不少、果して御後悔之御一端とも可相成哉と大に痛心仕候、右様之儀申上候は、定て不肖之小膽、細微之儀を事々敷申述候とて、御歎息にも可預候得ども、先年池田大夫御來駕之節、金次郎御仕法筋御談話申上、貴所様と某、御互に歿候後は、民情遂に芝居にても致度存意相開候、隨て遊興奢り之端も可相開哉、左様之時に至り候は、最早此仕法も夫迄之儀に御座候とて、及落涙候は、昨今之様に相覺へ候得ども、數ふれば十五六年に罷成候、何れを仕候ても、御再復之道と、遊興芝居と並行れて、可申道も無御座候間、可相成は亡父之苦心、愚昧之下拙痛心をも御憐察被下、御國家之爲に、右偽物之類は御嚴制被成下度奉存候、乍然はは不肖之心得違にて、全當時之御場合、前條之曲馬杯御見逃し不被置候ては、御爲に不相成御實理も御座候は、強て愚意可申上筋も無之、猶又御高論に基、取計方も可有御座と奉存候、扱扱申上兼候儀には候得ども、心痛之餘り態々飛脚を以、御相談申上候間、無御伏藏御高慮之趣可被仰下候、世間次第に不穩、右に付ても儉道彌御盛行、多年之御丹誠御押立、御上下御安榮四方是に法ると如申御美政、御永續奉仰願候、右は時候御見舞御相談旁、如此御座候恐惶謹言

四月十八日(慶應二年)

二宮彌太郎

熊川兵庫様
西市左衛門様

二白取込中俄に飛脚差立、申上落候儀は、跡より申上候様可仕、御懇書逸々貴答も不行届之段、御仁免可被成下候 以上

第五組 織

一、地方振興と生活建直しの自覺促進

イ、教化の効率と團體組織

- (一) 行政様式の報徳化
- (二) 團體様式の報徳化
- ロ、報徳式教化法の一斑
- (一) 常會法
- (二) 表彰法
- (三) 仕法實施

二、地方教化方策

イ、教化方策の根本精神確立

(一) 地方教化團體に於て教化の功績を擧げんとするには、主管の長たるもの、例へば縣に於ては知事、市町村に於ては市町村長根本方針の樹立を要す。

い、皇國精神の淵源を明徴にしその眞髓を確認し、この國土及び國民の分度に立脚して、國土と國民の具有せる實力より生々發展し生産し、その徳を顯揚し、之を日常生活に表現したる報徳生活様式を徹底し、以て清く明かなる生活を體現すること。

ろ、全國一家族たる團體並びに各家族に依存する一圓融合の家族的生活を、中間組織たる部落、市町村、府縣並びに各種團體等の社會生活へ擴大強化し、以て温く安らかなる社會を顯現すること。

は、古今東西の優越なる文化を一圓融合し、日本新興文化の創造を生々發展し之を世界に及ぼし、以て正しく強き國土を普現すること従つて自己の職分に従つてその職務的使命を自覺し國土的信念を以て經營を計畫的ならしむるに習熟せしむること。

に、教化の緊要性に鑑みその公共團體の分度により豫算の規模を定むること。

ロ、教化の系統的組織

(一) 指導實體の完成 市町村に部落常會並びに市町村常會を設定すること。

い、既設未設に拘らず各種團體の對立の弊を矯め市町村内を一圓融合せしむる爲、各種團體の母體たるべき教化常會を設定すること。

ろ、教化は實體を要す、實體は常設を要す、教化常會は教化を徹底するに簡易にして永久の効力ある施設となし得ること。

は、教化常會によりて創造的向上的の履習をなし、以て時代の進歩に伴ひ時代の流弊を革むること。

(二) 報徳結社をなすこと。

教化常會が單なる常會なる時は、倦怠と弛緩を生ずることあるを以て、此の施設を永遠ならしむべく報徳式生活の徹底を期し、報徳結社をなさしむること。

(三) 市町村行政の運用を透徹せしむること。

各種團體は本來市町村經營の運用徹底の方途としての施設の意義顯著なるに拘らず、團體自體の爲のみの團體たる觀あり故に當該地區並びに當該市町村の公私社會生活の振興、行政運用最上の方途として教化常會を設定すること。

(四) 指導計畫の樹立

い、教化指導村を設定して順次全市町村に及ぼすこと。

管内に於て特に眞摯熱誠なる數町村を選び、教化指導町村とすること、即ち之を全管内に擴大して所期の目的達成の階段とすること。

ろ、教化指導村に指導組織を定むること。

教化指導村に於ては村長を中心とし、部落に於ては區長を中心とし事務管掌者を定め、特に篤實勤勉にして譽望ある人物を選びて委員とすること。(報徳結社の場合には村長は村報徳社長とし委員及び區報徳社を社員とし村の中心指導者を役員とすること、區報徳社は名望家又は區長を社長とし委員等は總てその役員たること)

は、實行計畫の順序方法を豫定すること。

實行の計畫は極めて重要なものなれば、當該市町村に於てその天分を精査し、現狀を洞察し、報徳式に分度を立て以て必ず實行し得る順序によりて之を施設すること。

各更生計畫案はこの方策の重要な一部にして、その指導は總て實行指導たるべきこと。

(五) 府縣區域内の教化統制

い、府縣廳内の分掌に基き連絡統一を完成すること。

府縣廳内に一團融合の統制を保つ組織を立つること。譬へば部課長會議の常會化。

ろ、府縣單位各種團體を統制すること。

ハ、町村教化式施設

(一) 部落常會

い、町村内の各聚落(部落)(區)(字)を一區域とし、全區民を以て常會を組織し、毎月一回毎戸世帯主或はその代理者並びに家族一名以上の出席を原則とす。市街地に於ては地主、家主、店主等の世帯主並びに家族を基本とし、一般住民の參集を歓迎するを常例とす。また會社工場等其他多數集團をなせる場合に於てはその人數により全員を一回又は適宜に區分して集合す。

ろ、會合は夜間を原則とし夏は午後八時半より十時半、冬は七時半より九時半迄(地方により終業時間を參酌し、この時間を前後す)とし、出席は開會時間の十五分前より五分前迄とす。

は、會合の順序は常會例によりこれを聞き、その顛末概要は之を常會録に記録す。

(二) 市町村常會

い、各月一回區長、各種團體役員、各種委員、市町村長、神官僧侶等市町村役所に會合し部落常會の報告をなし、各種團體長は各自の團體に關する記事を團の記録に騰寫す。

ろ、部落常會の報告に基きその指導方法を協議し、更に次會の常會に附議し指導する要項を協議す。

は、市町村常會の顛末概要は之を市町村常會録に記録す。

(三) 指導研究並びに教化費

い、部落常會中優良なるものを指導常會とし之を表彰す。

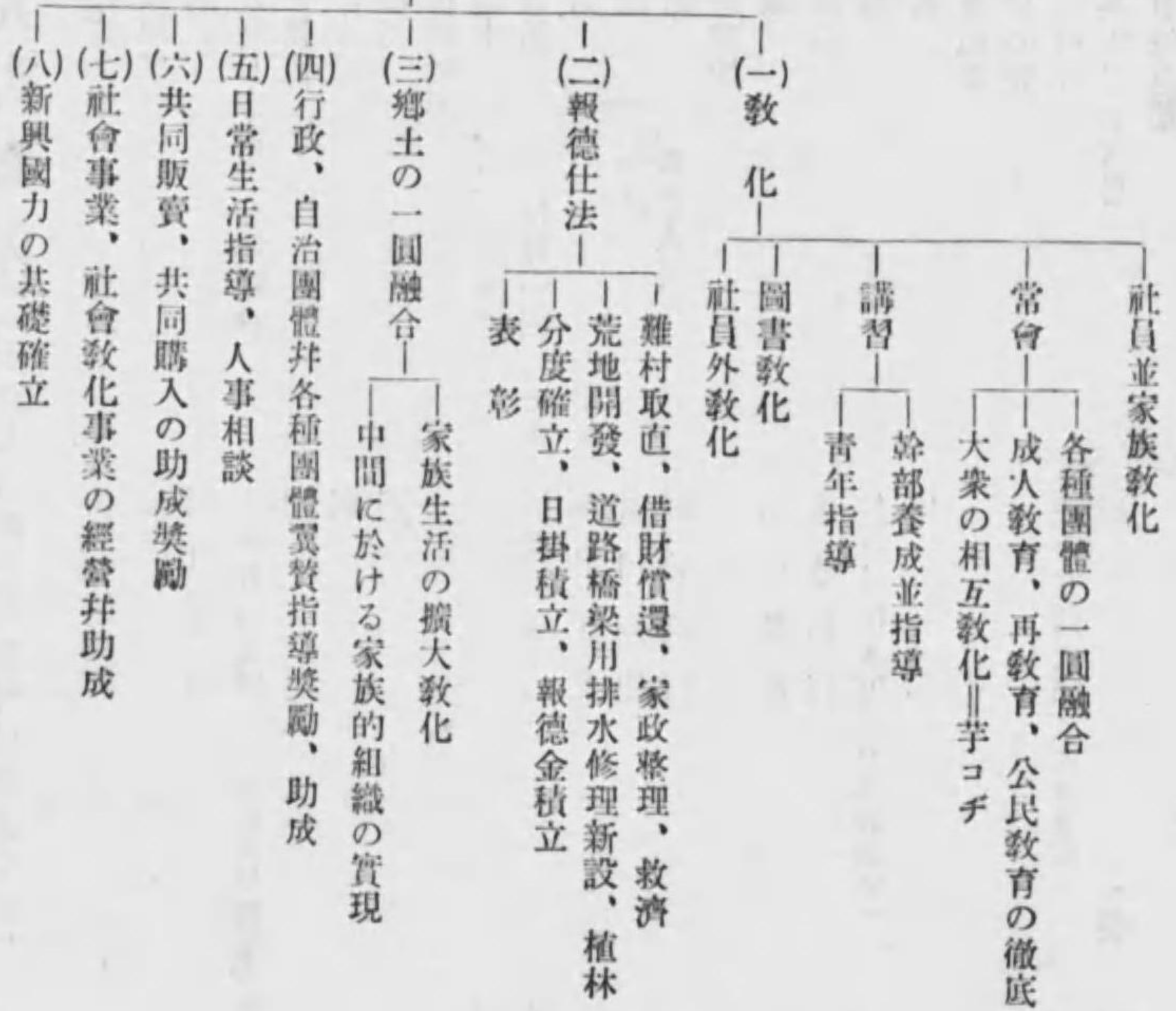
ろ、常會の費用は市町村並びに區費中教化費の目を置き、各戸應分の寄附をなすことあるべし、報徳社設立後は報徳社の豫算に之を計上す。

は、市町村並びに區部落中に於て常に指導者の養成を怠らざること。

三、結社法



ハ、報徳社の事業



終

